


津市一志体育館改修工事

図面リスト

図番	建築	縮尺	図番	電気設備	縮尺	図番	機械設備	縮尺
A-01	表紙・図面リスト		E-01	電気設備特記仕様書1		M-01	機械設備工事特記仕様書1	
A-02	特記仕様書 1		E-02	電気設備特記仕様書2		M-02	機械設備工事特記仕様書2	
A-03	特記仕様書 2		E-03	電気設備特記仕様書3		M-03	凡例 衛生器具表	1: 50
A-04	特記仕様書 3		E-04	電灯設備 1階平面図	1: 200	M-04	メインアリーナ 1階男子・女子便所・シャワー室 平面詳細図	1: 50
A-05	特記仕様書 4		E-05	電灯設備 2階平面図	1: 200	M-05	エントランス 1階男子・女子便所 平面詳細図	1: 50
A-06	特記仕様書 5		E-06	電灯設備 メインアリーナ1階男子・女子便所 シャワー室平面詳細図	1: 50	M-06	サブアリーナ 1階男子・女子便所 平面詳細図	1: 50
A-07	附近見取図・配置図兼外部仮設計画図	1: 500	E-07	電灯設備 サブアリーナ1階男子・女子便所 平面詳細図	1: 50	M-07	メインアリーナ 2階男子・女子便所 平面詳細図	1: 50
A-08	仕上表		E-08	電灯設備 エントランス1階男子・女子便所 平面詳細図	1: 50			
A-09	1階平面図兼内部仮設計画図	1: 200	E-09	電灯設備 メインアリーナ2階男子・女子便所 平面詳細図	1: 50			
A-10	2階平面図兼内部仮設計画図	1: 200						
A-11	メインアリーナ展開図、断面図	1: 200						
A-12	東・南立面図	1: 200						
A-13	北・西立面図	1: 200						
A-14	エントランス廻り断面詳細図1	1: 50、100						
A-15	エントランス廻り断面詳細図2	1: 100						
A-16	断面詳細図1	1: 60						
A-17	断面詳細図2	1: 60						
A-18	【改修前後】1階便所①平面詳細図	1: 50						
A-19	【改修前後】1階便所②平面詳細図	1: 50						
A-20	【改修前後】1階便所③平面詳細図	1: 50						
A-21	【改修前後】2階便所平面詳細図	1: 50						
A-22	【改修前後】シャワー室展開図・詳細図	1: 20、50						
A-23	建具キープラン							
A-24	建具表 1	1: 100						
A-25	建具表 2	1: 100						

原図：A2

訂正	月	日		 街に緑を 設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	津市一志体育館改修工事	設計No.	A-01
					一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛	製図	表紙・図面リスト	縮尺	整理No.		

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称	津市一志体育館改修工事
II. 工事概要	
1 工事場所	津市一志町高野地内
2 敷地面積	34,952 m ²
3 工事内容	
棟名称	津市一志体育館
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建築面積	
延べ面積	3,757 m ²
工事項目	防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、躯体改修

- III. 建築改修工事仕様
- 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。
 - 特記仕様
 - 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 - 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
 - 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕様の該当項目を示す。

章	項目	特記事項																				
① 一般共通事項	① 適用基準等	<p>1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）</p> <p>2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）</p>																				
	② 施工条件	<p>施工方法及び検査に関する事項</p> <p>※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。</p> <p>※ 作業着手までの施設内調査は、事前に施設及び市監督員の承諾を得るものとし、休日等の行事に影響を与えない範囲とする。</p> <p>※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。</p> <p>※ 工事作業においては、施設運営に支障をきさないよう工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。</p> <p>※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。</p> <p>※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低騒音・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。</p> <p>※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。</p> <p>※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。</p> <p>※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。</p> <p>※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。</p> <p>※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。</p> <p>※ 工事着手前には、現状状況把握の為に破損箇所等があれば、市監立合いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。</p> <p>※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事を含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。</p> <p>※ 工事用水、電力については施設既存の施設を無償で利用できる。但し、施設業務に影響しないよう事前に打ち合わせのうえ計画し、施工すること。</p> <p>※ 1階便所②、③を先行して着手し、9月17日までに中間検査（書類含む）を受け、引き渡すこと。</p> <p>※ 上記工事範囲を引渡後、1階便所①、シャワー室、階段、2階便所の工事に着手すること。</p> <p>※ 工事期間中も運営を行っているため、緊急且つ必要な場合においては監督員以外も直接業者に指示することがあるが、その場合はその指示に従うこと。</p> <p>※ 工事中も施設利用するため、安全に十分配慮すること。</p> <p>※ 高所等の施工箇所で行った検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査（書類含む）を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。</p>																				
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	<p>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 引き渡しを要するもの (○) 無 ()</p> <p>・ 特別管理産業廃棄物 ・有 () 処理方法 ()</p> <p>・ アスベスト成形板等解体時の留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 飛散されない様にする。 保護具及び作業着を着用すること。 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 <p>・ 現場において再利用を図るもの ()</p> <p>○ 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 <p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ○無	・手作業	基礎・基礎ぐい	・有 ○無	・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	その他 ()	・有 ○無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・有 ○無	・手作業																				
基礎・基礎ぐい	・有 ○無	・手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
屋根	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				
その他 ()	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				

4 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	<p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。</p> <p>なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理業計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。</p>																																
6 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する																																
7 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																																
8 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ ()																																
⑩ 建築材料等	<p>1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。</p> <p>2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。</p>																																
11 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	<p>測定対象化学物質（●で示したものとす。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校、教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定対象室及び測定箇所数 ○ 図示（図面番号： ） ・ ()</p> <p>測定方法（ ・ パンツ法 ・ アクティブ法）</p> <p>報告書提出部数 2部</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p> <p>営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成28年版））に従い撮影する。</p> <p>提出部数 1部 用紙は上質紙とする。</p> <p>○作成する（○) 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ()</p> <p>○完成図作図範囲（設計図を訂正）</p> <p>完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる著作権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。</p> <p>○ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。</p> <p>(A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部</p> <p>箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。</p> <p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ○ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ <p>施工図</p> <p>○ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</p> <p>工事施工中に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。</p> <p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。</p> <p>また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン		学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																										
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●	●																										
	その他	●	●	●	●	●	●																										
20 消防提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 消火に係る消防用設備等設置届出書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事 防火対象物使用開始届出書 <p>書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> 																																
②1 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																
②2 不正軽油の使用の禁止	<ol style="list-style-type: none"> 一般事項 <p>市工場の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。</p> 調査の協力 <p>受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> 是正措置 <p>受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。</p>																																
23 屋外広告物																																	

② 仮設工事	① 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	<p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>内部足場の種別 ・ 脚立 ・ 足場板 ○(くさび型足場 手摺先行据置型)</p> <p>外部足場の種別 ・ (くさび型足場 手摺先行据置型)</p> <p>防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない</p>																																																																							
	② 既存部分の養生 (2.3.1)	<p>既存部分の養生 ○ 図示（図面番号：A-9、10）</p> <p>既存ブラインド・カーテンの養生</p> <p>養生方法（ ）</p> <p>保管場所 ・ 構内既存施設内</p> <p>固定された備品、机、ロッカーの移動</p> <p>・ 行う ○ 行わない</p>																																																																							
	③ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	<p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ○ B種 ・ C種</p> <p>合板 厚さ ・ 9mm ・ ()</p> <p>せつこうボード 厚さ ○9.5mm ・ ()</p> <p>合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>設置箇所 ○ 図示（図面番号：A-09、10）</p> <p>種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種</p>																																																																							
4 監督員事務所 (2.4.1)	<p>・ 構内建物内の一部を使用する。</p> <p>・ 設置する ・ 設置しない</p> <p>監督員事務所の規模(単位:m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">監督員事務所の仕上げ</td> </tr> <tr> <td>部 位 等</td> <td colspan="5">仕 上 げ</td> </tr> <tr> <td>床</td> <td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td colspan="5">合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td colspan="5">装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上げ						部 位 等	仕 上 げ					床	合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り					屋根	装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り					種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																																																				
監督員事務所の仕上げ																																																																									
部 位 等	仕 上 げ																																																																								
床	合板張り又はビニール床シート張り																																																																								
内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																																																								
屋根	装溶融垂れめっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																																																								
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																																				
数量	組	台	個	個	個																																																																				
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																																				
数量	足	着	個	個	台																																																																				
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																																																				
数量	個	個	台	台	台																																																																				
⑥ 仮設便所	<p>構内既存の施設</p> <p>・ 利用できる ○ 利用できない</p>																																																																								
⑦ 工事用水	<p>構内既存の施設</p> <p>○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない</p>																																																																								
⑧ 工事用電力	<p>構内既存の施設</p> <p>○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない</p> <p>有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p>																																																																								
⑨ 交通誘導警備員	<p>配置 ○ 図示（図面番号：A-07 ）</p>																																																																								

原図：A 2

訂 正	月	日			作成		承認	担当	名称	設計No.	図面No.
						一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山 岡 貴				津市一志体育館改修工事 特記仕様書-1 縮尺 _____	



街に緑を

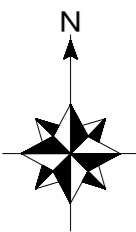
設計・監理

株式会社 東海建築設計

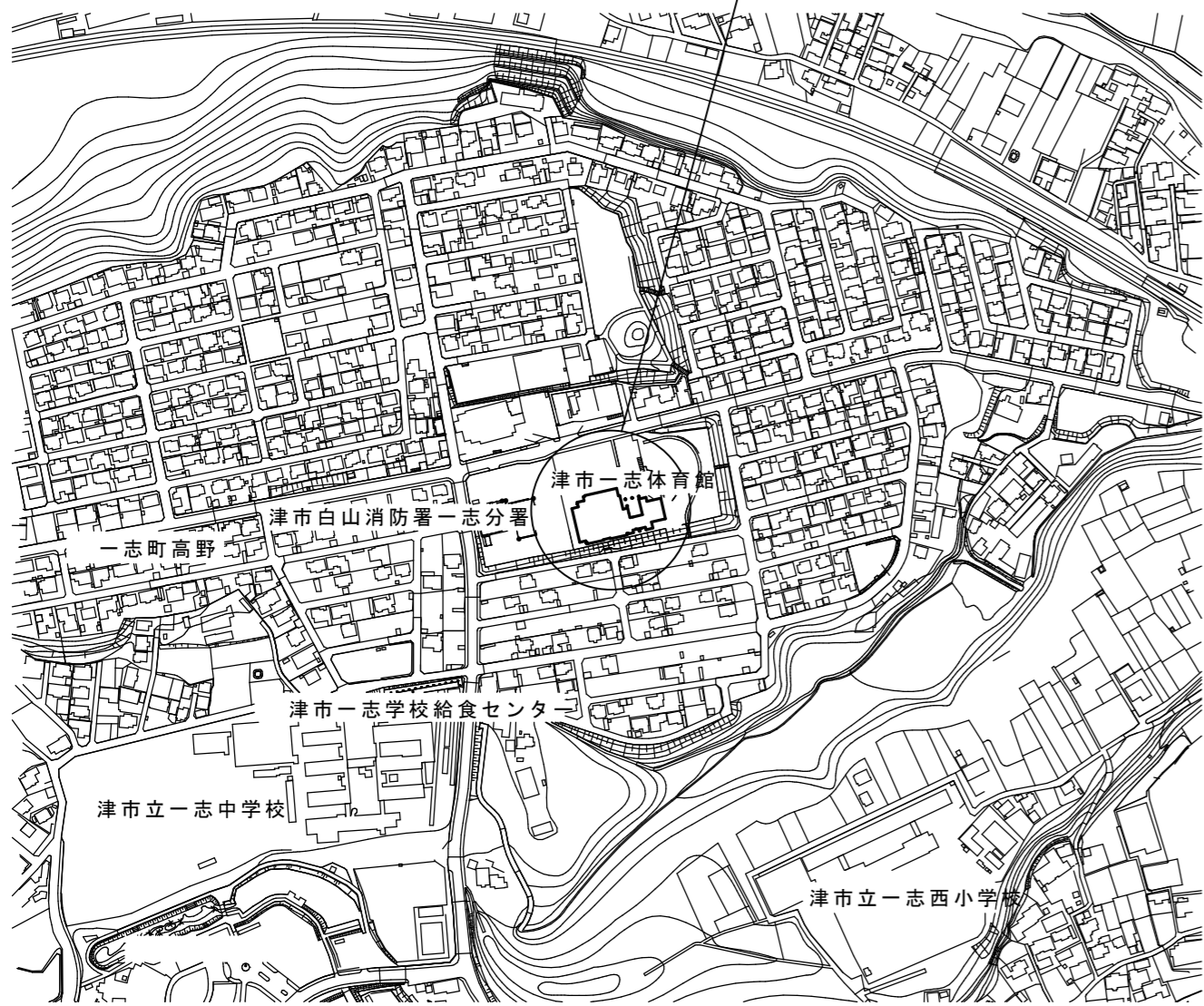
作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山 岡 貴			津市一志体育館改修工事 特記仕様書-1 縮尺 _____		A-02

<p>4 塗り仕上げ (4.2.2)(j) (表4.2.4(その1) (その2))</p>	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>呼び名</th> <th>仕上げ形状</th> <th>工法</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">薄付け仕上塗材</td> <td rowspan="2">○ 外装薄塗材E</td> <td>○ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状</td> <td>吹付け こて ローラー 吹付け こて</td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚付け仕上塗材</td> <td rowspan="2">・ 外装厚塗材C</td> <td>・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし</td> <td>吹付け こて</td> </tr> <tr> <td>・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し</td> <td>吹付け こて ローラー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">複層仕上塗材</td> <td rowspan="2">○ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE</td> <td>○ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様</td> <td>ローラー 吹付け</td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可とう形改修用仕上塗材</td> <td rowspan="2">・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材OE</td> <td>・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状</td> <td>ローラー 吹付け</td> </tr> <tr> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> </table> <p>・ 外装厚塗Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 (kg/m2)</p> <p>(4.7.2) (表4.7.1)</p> <p>(表4.2.5)</p> <p>複層仕上塗材の上塗材の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>樹脂種類</th> <th>溶媒種類</th> <th>外観</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ アクリル系</td> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td>・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ シリカ系</td> <td>・ 水系</td> <td>・ 艶無</td> </tr> <tr> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ ポリウレタン系</td> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td>・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ アクリルシリコン系</td> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td>・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○ ふっ素系</td> <td>・ 溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ 弱溶剤系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td>○ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> </table> <p>(注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。</p> <p>(4.6.3)</p> <p>既存塗膜等の除去及び下地処理</p> <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>処理範囲</th> </tr> <tr> <td>・ サンダー工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 高圧水洗工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 塗膜はく離工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 水洗い工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ テッキブラシ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 高圧ポンプ (10~15MPa)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(4.6.4)</p> <p>下地調整</p> <p>○ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ()</p>	種類	呼び名	仕上げ形状	工法	薄付け仕上塗材	○ 外装薄塗材E	○ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状	吹付け こて ローラー 吹付け こて	・ ()	・ ()	厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	吹付け こて	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し	吹付け こて ローラー	複層仕上塗材	○ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	○ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様	ローラー 吹付け	・ ()	・ ()	可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材OE	・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状	ローラー 吹付け	・ ()	・ ()	樹脂種類	溶媒種類	外観	・ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	○ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無	○ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	工法	処理範囲	・ サンダー工法		・ 高圧水洗工法		・ 塗膜はく離工法		○ 水洗い工法		・ テッキブラシ		○ 高圧ポンプ (10~15MPa)		<p>7 網戸 (5.2.3)(e)</p> <p>8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~ (表5.3.3)</p> <p>9 鋼製建具 (5.4.2)</p> <p>(5.4.3)</p> <p>(5.4.4)</p> <p>10 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2)(b) (5.5.3) (5.5.4) (5.7.3)(a) (5.2.3)(a)</p> <p>11 ステンレス製建具 (5.6.2) (5.4.2)</p> <p>(5.6.3)</p> <p>(5.6.4)</p> <p>(5.6.5)</p> <p>12 建具用金物 (5.7.2)</p> <p>(5.7.4)</p> <p>13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)</p> <p>(5.8.3) (表5.8.3)</p> <p>(5.8.3)(f)</p> <p>14 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)</p> <p>15 重量シャッター (5.10.2)</p> <p>(5.10.2)(c) (表5.10.1)</p> <p>(5.10.2)(f) (5.10.3)</p> <p>16 軽量シャッター (5.11.2) (表5.11.1)</p> <p>(5.11.4)</p>	<p>・ 可動式 ・ 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製 網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ</p> <p>性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ガラス ・ 複層ガラス ・ () 建具枠見込寸法 ・ 図示(図面番号:) 水切り ・ 図示(図面番号:) ぜん板 ・ 図示(図面番号:) 丁番 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示(図面番号:)</p> <p>鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ・ 耐震ドアセット(等級) ・ めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 ・ () JIS G 3317 ・ Y08 ・ () ・ H>2400又はW>950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示(図面番号:)</p> <p>鋼製軽量建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ・ 耐震ドアセット(等級) ・ H>2400又はW>950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示(図面番号:)</p> <p>表面仕上げ ・ 塗装 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板(・ HL ・ 鏡面)</p> <p>ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ・ 耐震ドアセット(等級)</p> <p>材料 ・ SUS304 ・ ()</p> <p>表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ()</p> <p>曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ</p> <p>金物の見え掛かり部等の材質等 ・ 改修標準仕様書(表5.7.1)による ・ 図示(図面番号:)</p> <p>マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない 引渡用鍵箱 ・ 必要 ・ 不要</p> <p>開閉装置の性能値 ・ 図示(図面番号:)</p> <p>センサーの種類 ・ 図示(図面番号:)</p> <p>凍結防止措置 ・ あり ・ なし</p> <p>自閉式上吊り引戸装置の性能値 ・ 改修標準仕様書(表5.9.1)による ・ ()</p> <p>種類 ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター</p> <p>耐風圧強度 (Pa以上)</p> <p>開閉機能 ・ 上部電動式(手動併用) ・ 上部手動式</p> <p>一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ()</p> <p>開閉形式 ・ 上部電動式(手動併用) ・ 手動式</p> <p>耐風圧強度 (Pa以上)</p> <p>スラットの材質及び形状 ・ インターロック形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ () JIS G 3322 ・ AZ90 ・ ()</p>	<p>17 オーバーヘッドドア (5.12.2)</p> <p>(5.12.3)</p> <p>18 板ガラス (5.13.2)(a) (5.13.4)</p> <p>19 ガラス留め材 (5.13.2)(b)</p> <p>20 ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3)</p> <p>21 ガラスブロック積み (5.13.5)</p> <p>型式及び機構 セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ</p> <p>耐風圧強度 (Pa以上)</p> <p>開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式</p> <p>収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形</p> <p>ガイドレール ・ 溶融垂れめっき鋼板 ・ ステンレス鋼板</p> <p>・ 図示(図面番号:)</p> <p>・ シーリング ・ ガasket()</p> <p>・ 図示(図面番号:) ・ 改修標準仕様書(表5.13.1)による</p> <p>ガラスブロック 表面形状、寸法、厚さ ・ 図示(図面番号:) 金属枠、補強材 ・ 図示(図面番号:)</p> <p>化粧カバー ・ 図示(図面番号:) 工法 ・ 図示(図面番号:) 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。</p>	<p>6 内装改修工事</p> <p>1 一般事項 (6.1.3)(b)</p> <p>(6.1.3)(c)</p> <p>(6.1.3)(f)</p> <p>2 既存床撤去、下地補修 (6.2.2)(a)(1)</p> <p>(6.2.2)(a)(2)</p> <p>(6.2.2)(c)</p> <p>3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)</p> <p>4 木下地等 (6.5.1)(c) (表6.5.1) (6.5.2)(a)(2) (表6.5.2)</p> <p>(6.5.2)(b)(1)</p> <p>(6.5.2)(b)(2) (6.5.2)(b)(3) (表6.5.3)</p> <p>(6.5.2)(b)(3)</p> <p>(6.5.2)(c)(i)</p> <p>既存間仕切り壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲</p> <table border="1"> <tr> <th>改修部分</th> <th>改修範囲</th> </tr> <tr> <td>・ 天井</td> <td>・ 図示(図面番号:)</td> </tr> <tr> <td>○ 壁</td> <td>○ 図示(図面番号:)</td> </tr> <tr> <td>○ 床</td> <td>○ 図示(図面番号:)</td> </tr> </table> <p>天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p> <p>天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示(図面番号:) ・ ()</p> <p>既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ○ 行う ・ 行わない</p> <p>合成樹脂塗料床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法</p> <p>改修後の床の清掃範囲 ○ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ・ ()</p> <p>既存間仕切り壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・ ()</p> <p>表面仕上げ ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>木材の含水率(工事現場搬入時、質量比)</p> <table border="1"> <tr> <th>部材名称</th> <th>種別</th> </tr> <tr> <td>下地材</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> </table> <p>製材 「製材の日本農林規格」による製材</p> <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>樹種・寸法・形状</th> <th>等級</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td>下地用</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>針葉樹製材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>造作用</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>針葉樹製材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> <tr> <td>広葉樹製材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td>・ ()</td> </tr> </table> <p>「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示(図面番号:) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ()</p> <p>樹種</p> <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>樹 種</th> <th>泉 産 材</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない</p> <p>造作用集材 「集材の日本農林規格」による造作用集材</p> <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>樹 種 ・ 寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>厚 さ</th> </tr> <tr> <td>造作用集材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧ばり造作用集材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧ばり構造用造作用集材</td> <td>・ 図示 (図面番号:)</td> <td>・ ()</td> <td></td> </tr> </table>	改修部分	改修範囲	・ 天井	・ 図示(図面番号:)	○ 壁	○ 図示(図面番号:)	○ 床	○ 図示(図面番号:)	部材名称	種別	下地材	・ A種 ・ B種	造作材	・ A種 ・ B種	部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	下地用	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	造作用	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	広葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	部 位	樹 種	泉 産 材										部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚 さ	造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()		化粧ばり造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()		化粧ばり構造用造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	
	種類	呼び名	仕上げ形状	工法																																																																																																																																																			
薄付け仕上塗材	○ 外装薄塗材E	○ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状	吹付け こて ローラー 吹付け こて																																																																																																																																																				
		・ ()	・ ()																																																																																																																																																				
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	吹付け こて																																																																																																																																																				
		・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し	吹付け こて ローラー																																																																																																																																																				
複層仕上塗材	○ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	○ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様	ローラー 吹付け																																																																																																																																																				
		・ ()	・ ()																																																																																																																																																				
可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材OE	・ 平たん状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状	ローラー 吹付け																																																																																																																																																				
		・ ()	・ ()																																																																																																																																																				
樹脂種類	溶媒種類	外観																																																																																																																																																					
・ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																																																																																					
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																					
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																					
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無																																																																																																																																																					
	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																																																																																					
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																					
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																																																																																					
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																					
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																					
・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																																																																																					
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																					
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																					
○ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																																																																																																																																																					
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																					
○ 水系	・ 艶有 ・ 艶無																																																																																																																																																						
工法	処理範囲																																																																																																																																																						
・ サンダー工法																																																																																																																																																							
・ 高圧水洗工法																																																																																																																																																							
・ 塗膜はく離工法																																																																																																																																																							
○ 水洗い工法																																																																																																																																																							
・ テッキブラシ																																																																																																																																																							
○ 高圧ポンプ (10~15MPa)																																																																																																																																																							
改修部分	改修範囲																																																																																																																																																						
・ 天井	・ 図示(図面番号:)																																																																																																																																																						
○ 壁	○ 図示(図面番号:)																																																																																																																																																						
○ 床	○ 図示(図面番号:)																																																																																																																																																						
部材名称	種別																																																																																																																																																						
下地材	・ A種 ・ B種																																																																																																																																																						
造作材	・ A種 ・ B種																																																																																																																																																						
部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率																																																																																																																																																				
下地用	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()																																																																																																																																																				
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()																																																																																																																																																				
造作用	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()																																																																																																																																																				
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()																																																																																																																																																				
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()																																																																																																																																																				
部 位	樹 種	泉 産 材																																																																																																																																																					
部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚 さ																																																																																																																																																				
造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()																																																																																																																																																					
化粧ばり造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()																																																																																																																																																					
化粧ばり構造用造作用集材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()																																																																																																																																																					
5 建具改修工事	<p>1 改修工法 (5.1.3)</p> <p>・ かぶせ工法 ・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法</p> <p>・ 撤去工法 ・ はつり工法 ・ 引抜き工法</p> <p>2 防火戸 (5.1.4)</p> <p>・ 例示仕様 ・ 個別認定(認定番号:) ・ 自動閉鎖機構 ・ 図示(図面番号:)</p> <p>3 見本の製作 (5.1.5)</p> <p>・ 製作する ・ 製作しない</p> <p>4 防犯建物部品 (5.1.7)</p> <p>・ 図示(図面番号:)</p> <p>5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(c)</p> <p>・ 再使用する ・ 再使用しない</p> <p>6 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)</p> <p>性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>・ 防音ドアセット、防音サッシ(等級) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) ・ 耐震ドアセット(等級) ・ 結露水の処理方法 ・ 図示(図面番号:)</p> <p>アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別 ・ 外部に面する建具 ・ B-1 ・ B-2 ・ () ・ 内部に面する建具 ・ C-1 ・ C-2 ・ ()</p>	<p>作成</p> <p>承認</p> <p>担当</p> <p>名称 津市一志体育館改修工事</p> <p>設計No. A-O4</p> <p>製図 特記仕様書-3 縮尺</p> <p>整理No.</p>																																																																																																																																																					

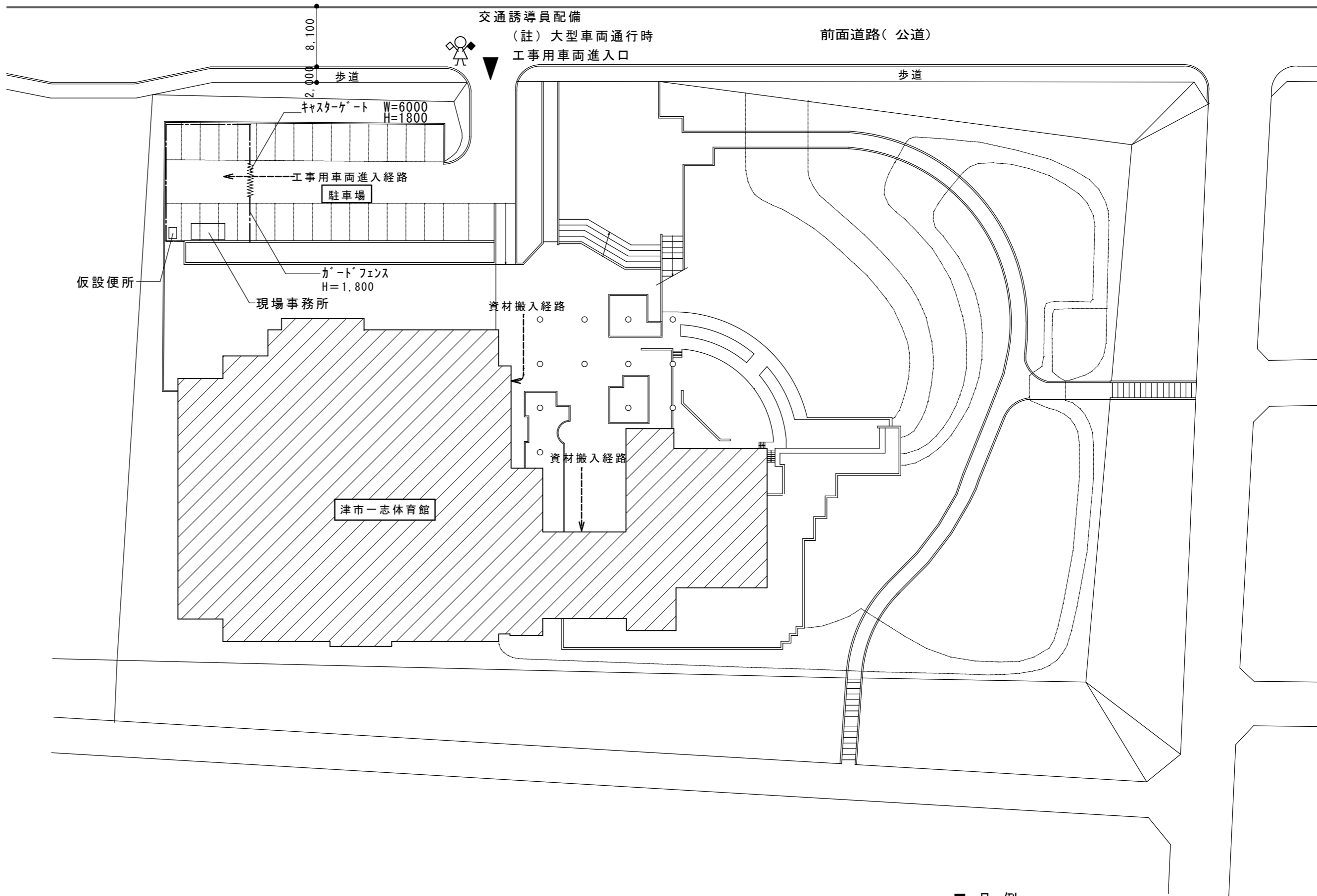




工事箇所



附近見取図



配置図兼外部仮設計画図 1:500

- 凡例
- 改修範囲を示す
 - ガードフェンス H=1,800
 - キャスターゲート W=6000 H=1800
 - 工事用車両進入口
 - 交通誘導員

原図: A2

訂正	月	日			



設計・監理
株式会社 東海建築設計

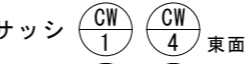
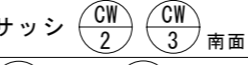
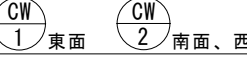
作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			津市一志体育館改修工事
一級建築士 第128604号 山岡 寛			

製図	縮尺	設計No.
附近見取図・配置図兼外部仮設計画図	1:500	
		整理No.

図面No.
A-07

■ 外部仕上表（改修箇所）


箇所	仕上内容
外壁	水洗い・下地調整の上、複層塗材E ローラー工法（ふっ素系） 別紙図示範囲

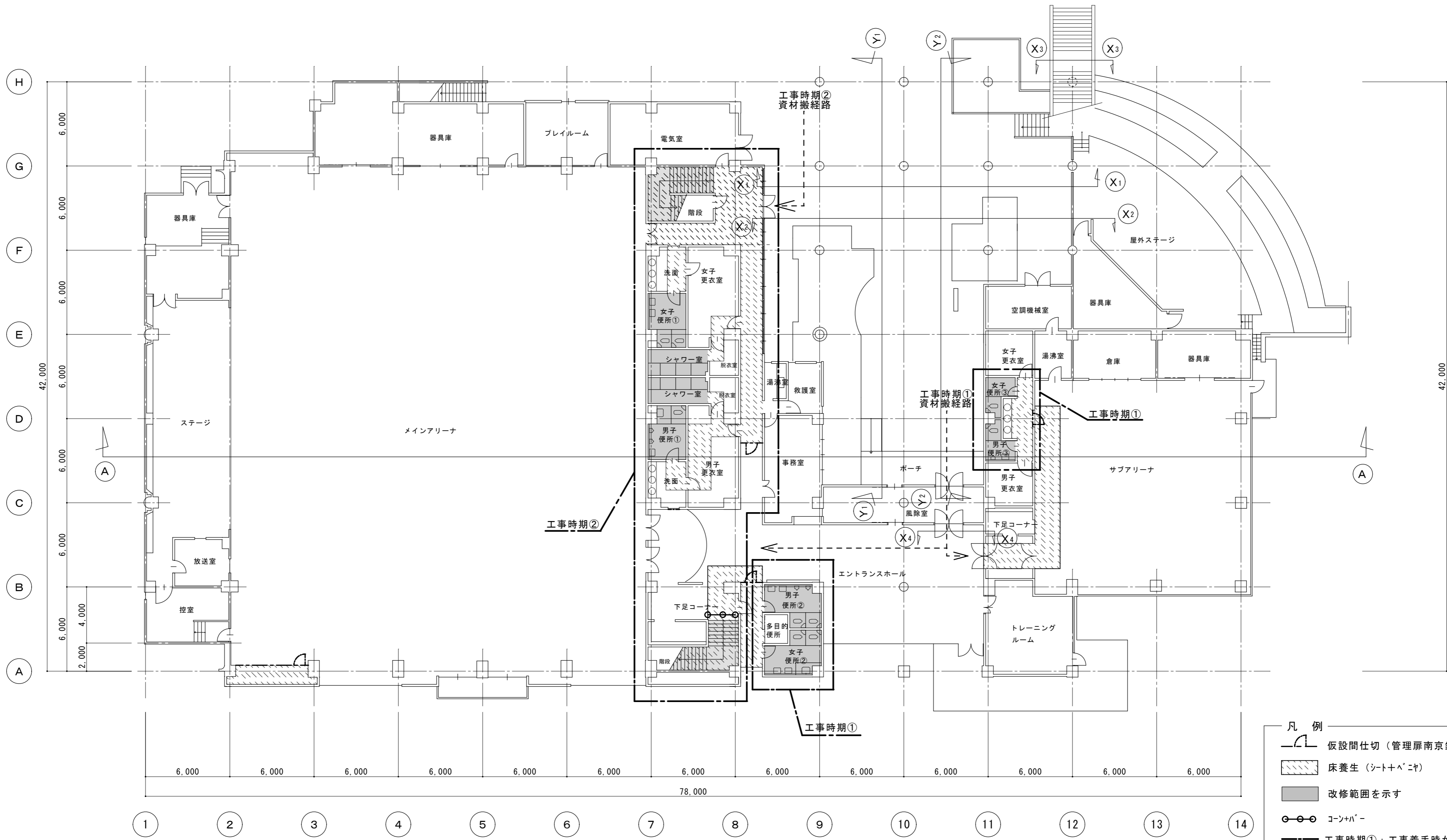
箇所	仕上内容
シーリング	サッシ  既設外壁サッシ廻りシーリング撤去の上シーリング新設（変性シリコン MS-2） サッシ  既設サッシシーリング撤去の上シーリング新設（変性シリコン MS-2）
建具	 別紙図示範囲遮光カッティングシート貼

■ 内部仕上表

階	室名	床	巾木	壁	天井	廻り縁	天井高	備考	
1階	男子便所① 女子便所①	改修前		100角タイル一部撤去（下地モルタル t=30共） コンクリートt=150一部撤去	50角タイル（既設のまま）	ケイ酸カルシウム板（t=8.0）VP塗 （天井下地 既設のまま）	アルミ	2,480	
		改修後		磁器質100角タイル新設（下地モルタル共） スラブコンクリートt=150新設	50角タイル タンク、紙巻き器撤去跡シーリング補修	<改装無>	<改装無>	—	照明器具取替
	男子シャワー室 女子シャワー室	改修前		50角タイル（既設のまま）	100角磁器タイル（既設のまま）	ケイ酸カルシウム板（t=8.0）VP塗 （天井下地 既設のまま）	アルミ	2,400	テラゾーフロックアップス撤去
		改修後		テラゾーフロックアップス撤去跡モルタル補修	100角磁器タイル テラゾーフロックアップス撤去跡モルタル補修	<改装無>	<改装無>	—	照明器具取替
	男子便所② 女子便所②	改修前		100角タイル一部撤去（下地モルタル共） コンクリートt=150一部撤去	100角磁器タイル（既設のまま）	ケイ酸カルシウム板（t=8.0）VP塗 （天井下地 既設のまま）	アルミ	2,470	
		改修後		磁器質100角タイル新設（下地モルタル共） スラブコンクリートt=150新設	100角磁器タイル タンク、紙巻き器撤去跡シーリング補修	<改装無>	<改装無>	—	照明器具取替
	男子便所③ 女子便所③	改修前		50角タイル一部撤去（下地モルタル共） コンクリートt=150一部撤去	50角タイル（既設のまま）	ケイ酸カルシウム板（t=8.0）VP塗	アルミ	2,470	
		改修後		磁器質50角タイル新設（下地モルタル共） スラブコンクリートt=150新設	50角タイル タンク、紙巻き器撤去跡シーリング補修	<改装無>	<改装無>	—	照明器具取替
		廊下							天井点検口450角 額縁タイプ 7か所（新設） ※位置については電気設備図参照
	2階	男子便所 女子便所	改修前		50角タイル一部撤去（下地モルタル共） 和洋リモテール工法	50角タイル（既設のまま）	ケイ酸カルシウム板（t=8.0）VP塗 （天井下地 既設のまま）	アルミ	2,480
改修後				50角タイル一部新設（下地モルタル t=30共）	50角タイル タンク、紙巻き器撤去跡シーリング補修	<改装無>	<改装無>	—	照明器具取替

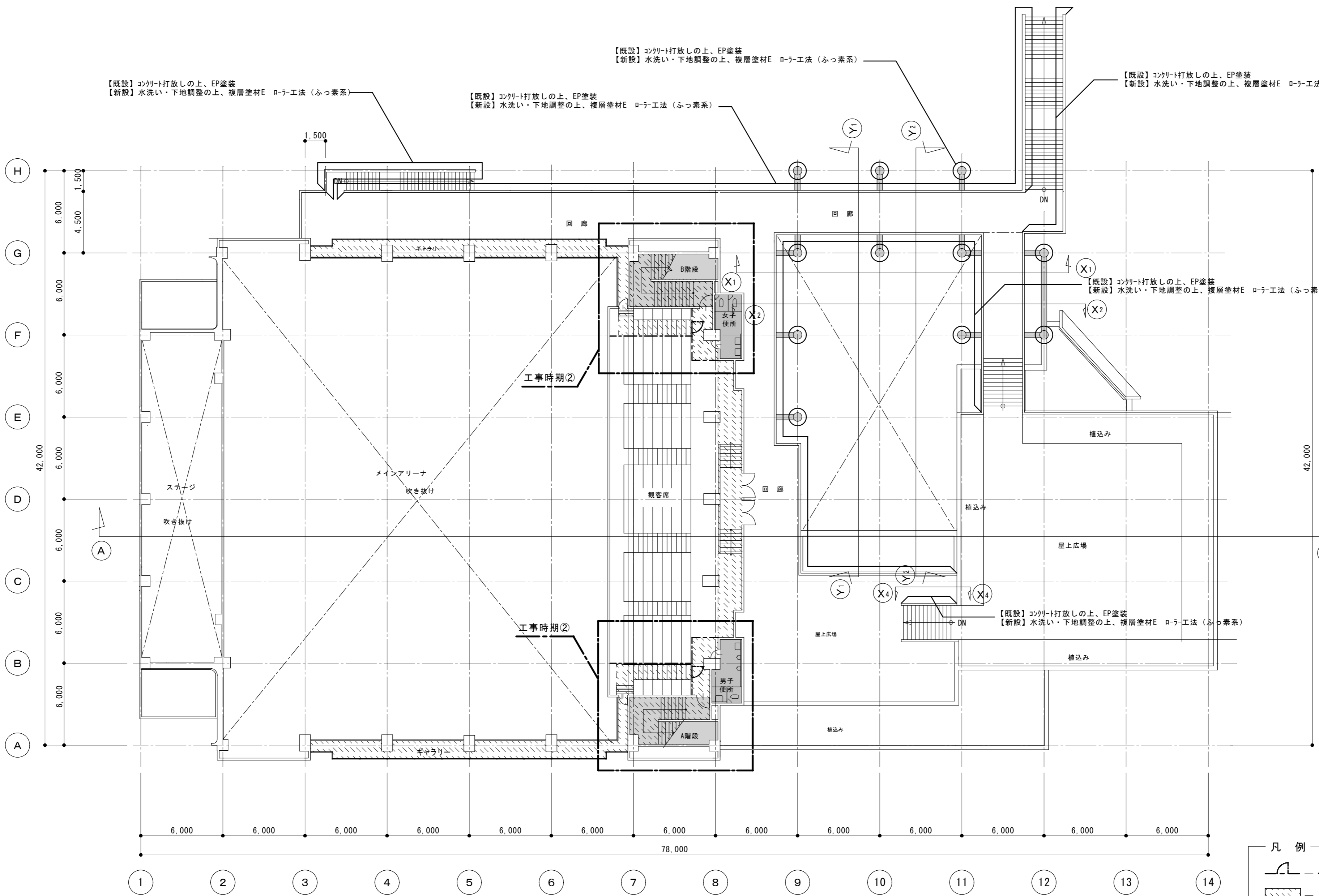
原図：A 2

訂正	月	日			 設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	津市一志体育館改修工事 縮尺 _____ 仕上表	設計No.	A-08
						一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛	製図		整理No.			



- 凡例
- 仮設間仕切 (管理扉南京錠付)
 - 床養生 (シート+パニヤ)
 - 改修範囲を示す
 - コーナ+パニ
 - 工事時期①: 工事着手時から改修開始 (~9月17日)
 - 工事時期②: 工事時期①部分完成後、改修開始
- 原図: A 2

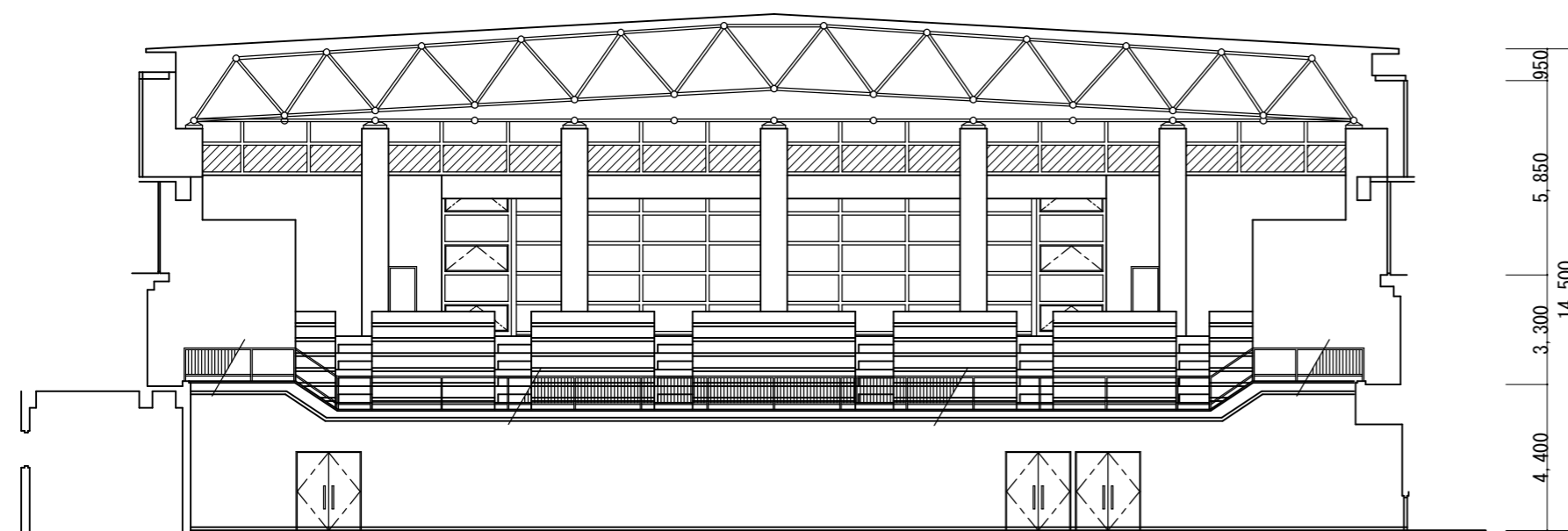
訂正	月	日	設計・監理 株式会社 東海建築設計 街に緑を	作成	承認	担当	名称	津市一志体育館改修工事	設計No.	図面No. A-09
				一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛			製図		1階平面図兼内部仮設計画図	



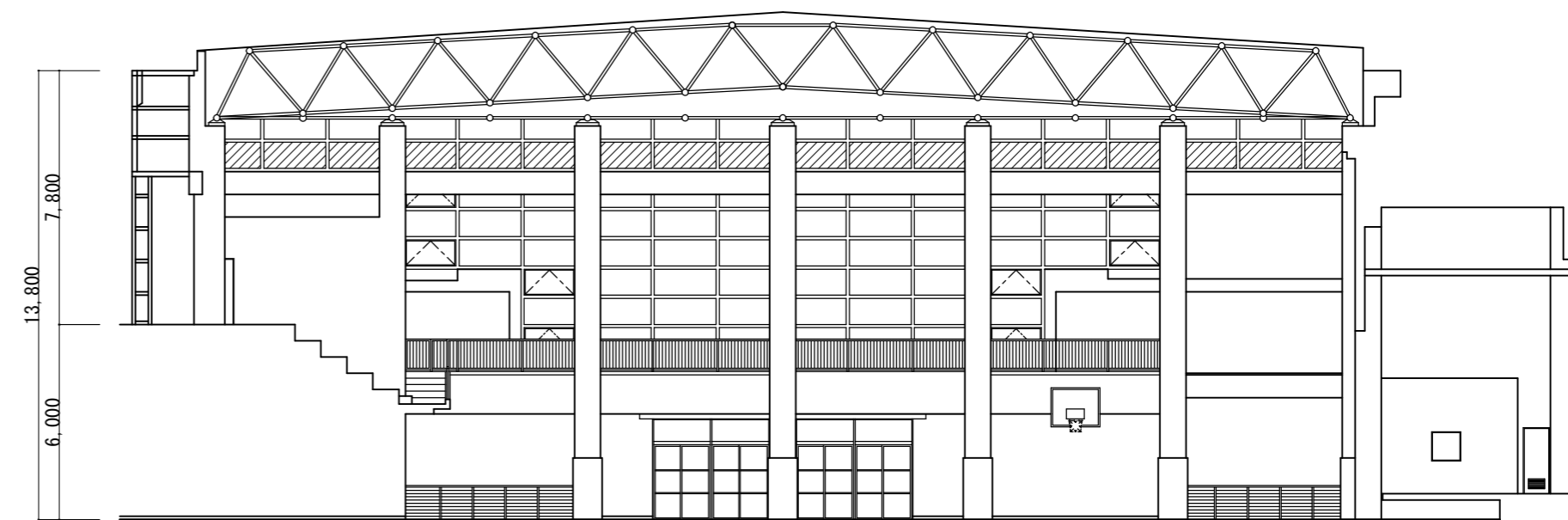
2階平面図兼内部仮設計画図 1:200

- 凡例
- 仮設間仕切 (管理扉付)
 - 床養生 (シート+ベニヤ)
 - 改修範囲を示す
 - 工事時期②: 工事時期①部分完成後、改修開始
- 原図: A 2

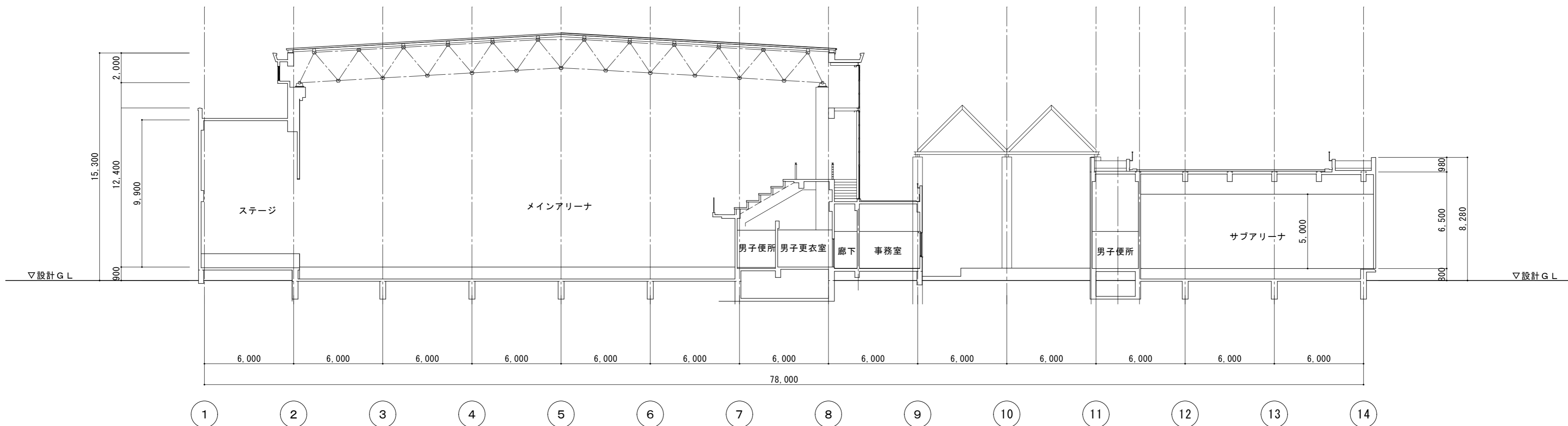
訂正	月	日	 街に緑を 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
				一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛	津市一志体育館改修工事 2階平面図兼内部仮設計画図 縮尺 1:200	製図 1:200	A-10		



メインアリーナ東面展開図 1:200




メインアリーナ南面展開図 1:200

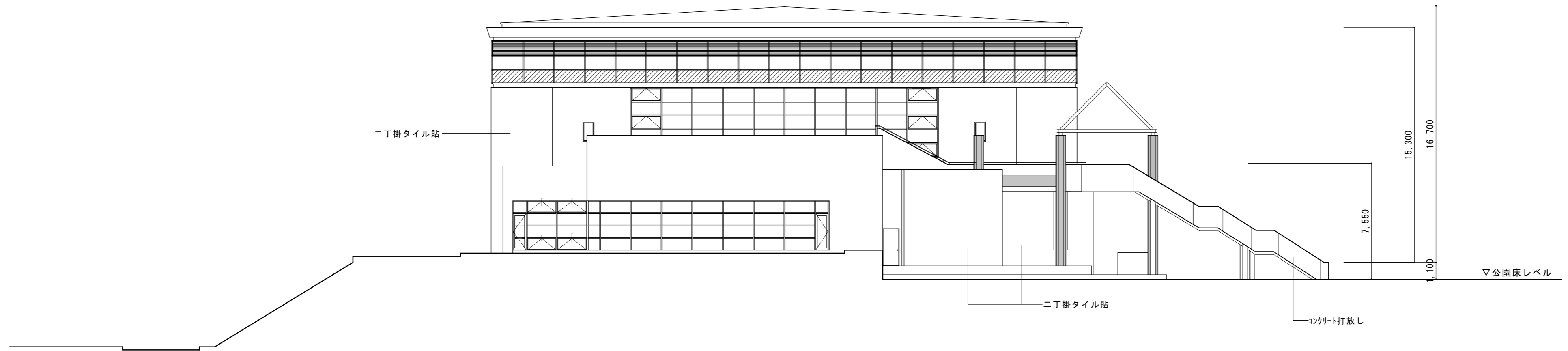


A-A断面図 1:200

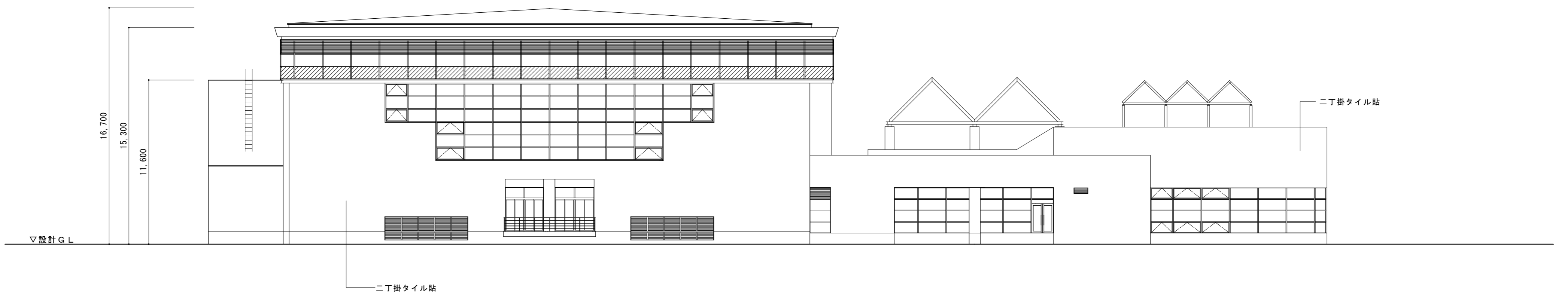
凡例
 — 【新設】遮光カットニングシート貼 (内部)

原図: A 2

訂正	月	日	 街に緑を 株式会社 東海建築設計	設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
				津市一志体育館改修工事	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			製図	メインアリーナ展開図、断面図	縮尺 1:200



東立面図 1:200

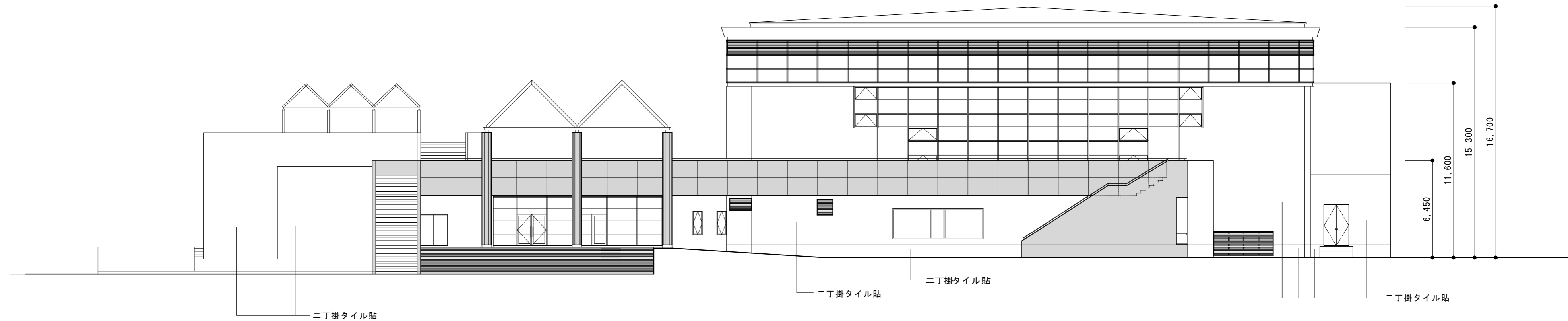


南立面図 1:200

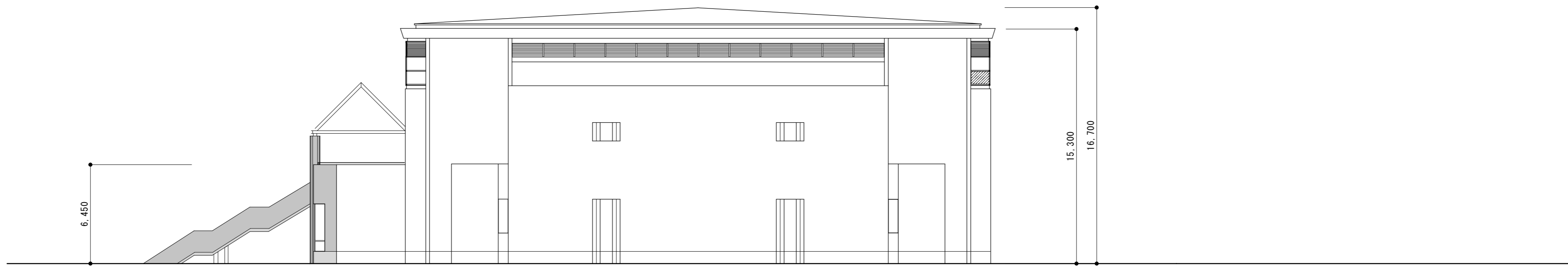
- 凡例
- 【既設】コンクリート打放しの上、EP塗装
 - 【新設】水洗い・下地調整の上、複層塗材E ローラー工法（ふっ素系）
 - 【新設】遮光カッティングシート貼（内部）

原図：A 2

訂正	月	日				設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
						株式会社 東海建築設計	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛			津市一志体育館改修工事	東・南立面図	縮尺 1:200



北立面図 1:200

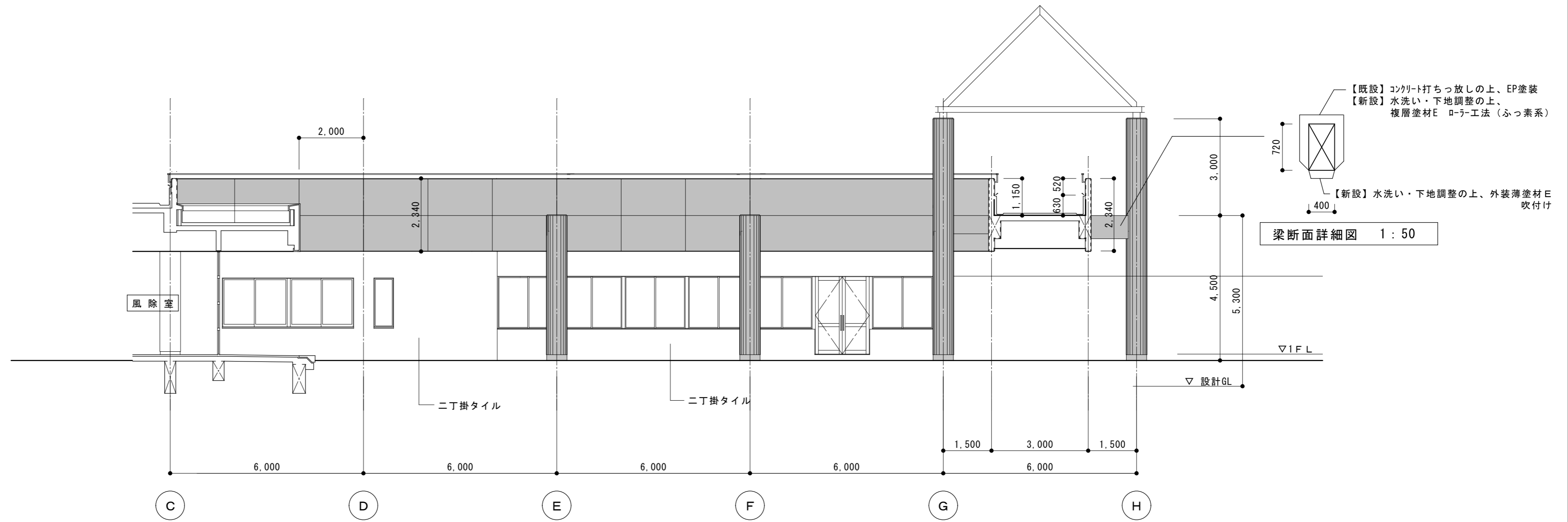


西立面図 1:200

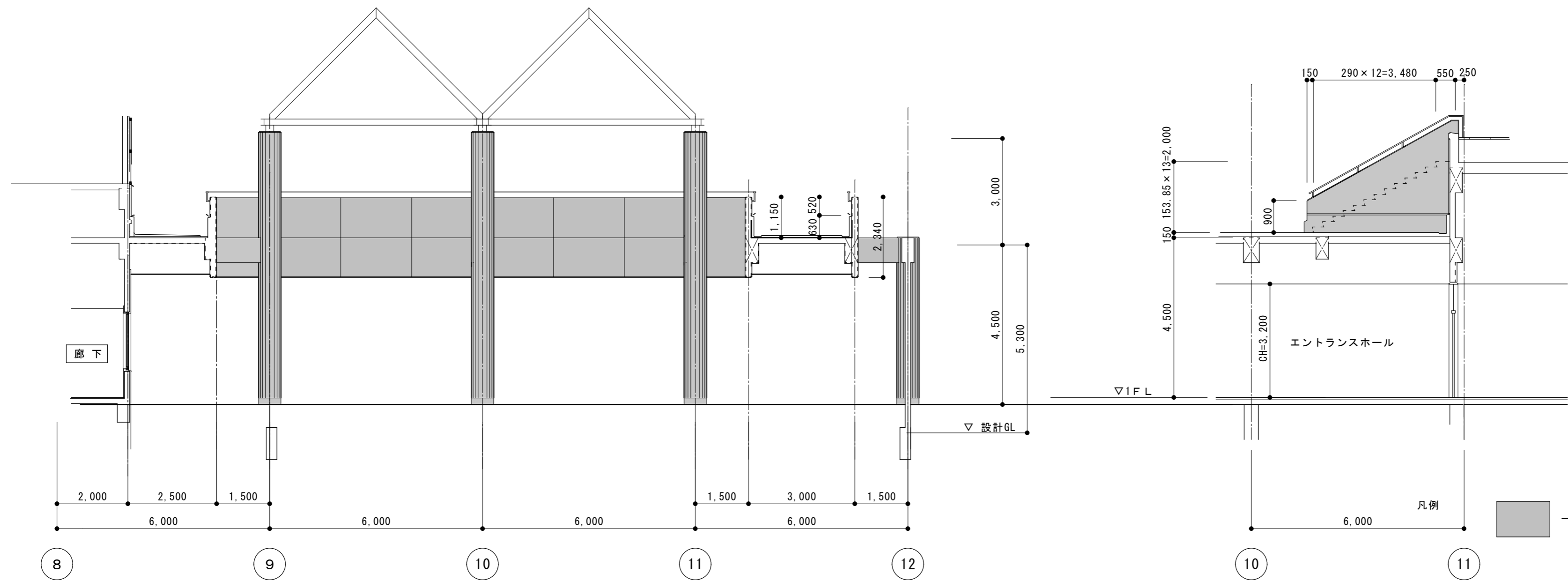
- 凡例
- 【既設】コンクリート打放しの上、EP塗装
 - 【新設】水洗い・下地調整の上、複層塗材E ローラー工法（ふっ素系）
 - 【新設】遮光カットティングシート貼（内部）

原図：A 2

訂正	月	日				設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
						株式会社 東海建築設計	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛			津市一志体育館改修工事	北・西立面図	縮尺 1:200



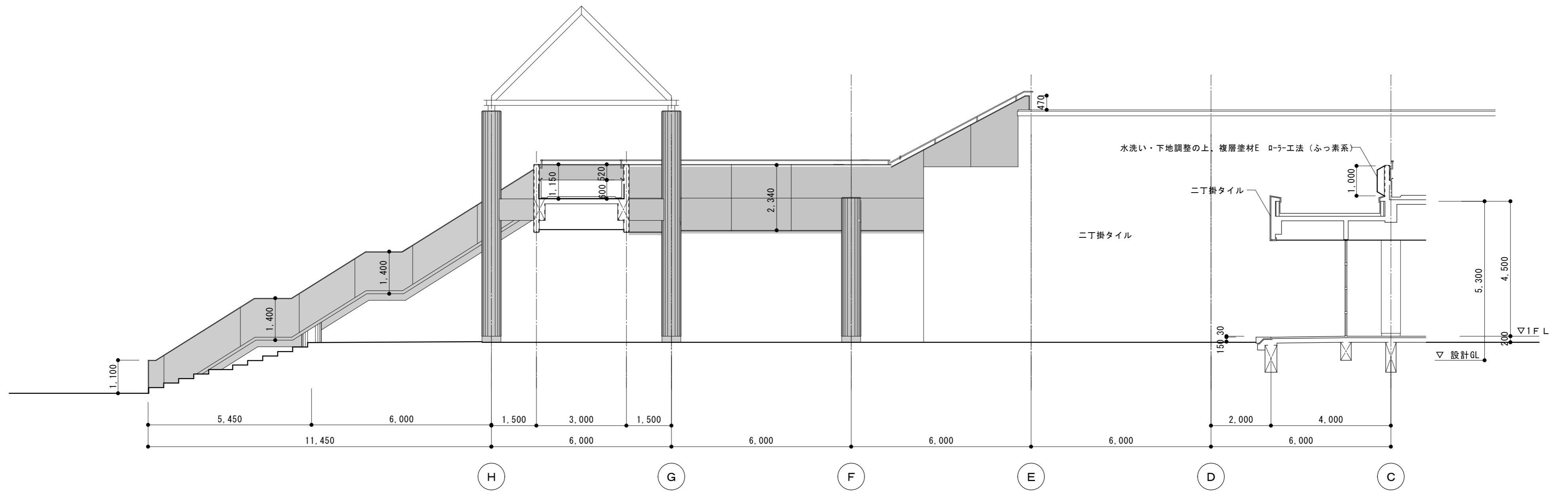
Y1 — Y1 断面詳細図 1 : 100



X1 — X1 断面詳細図 1 : 100

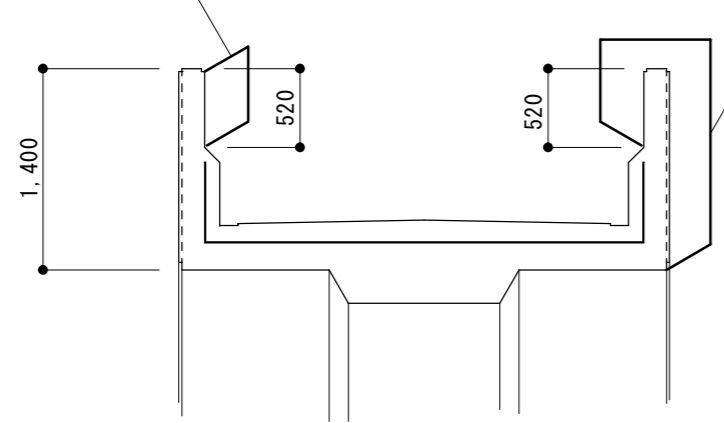
X4 — X4 断面詳細図 1 : 100

訂正	月	日	設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成 一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 實	承認	担当	名称 一志体育館改修工事設計図	設計No.	原図 : A 2
								図面No. A-14	
							製図 エントランス廻り断面詳細図1	縮尺 1 : 50 1 : 100	整理No.



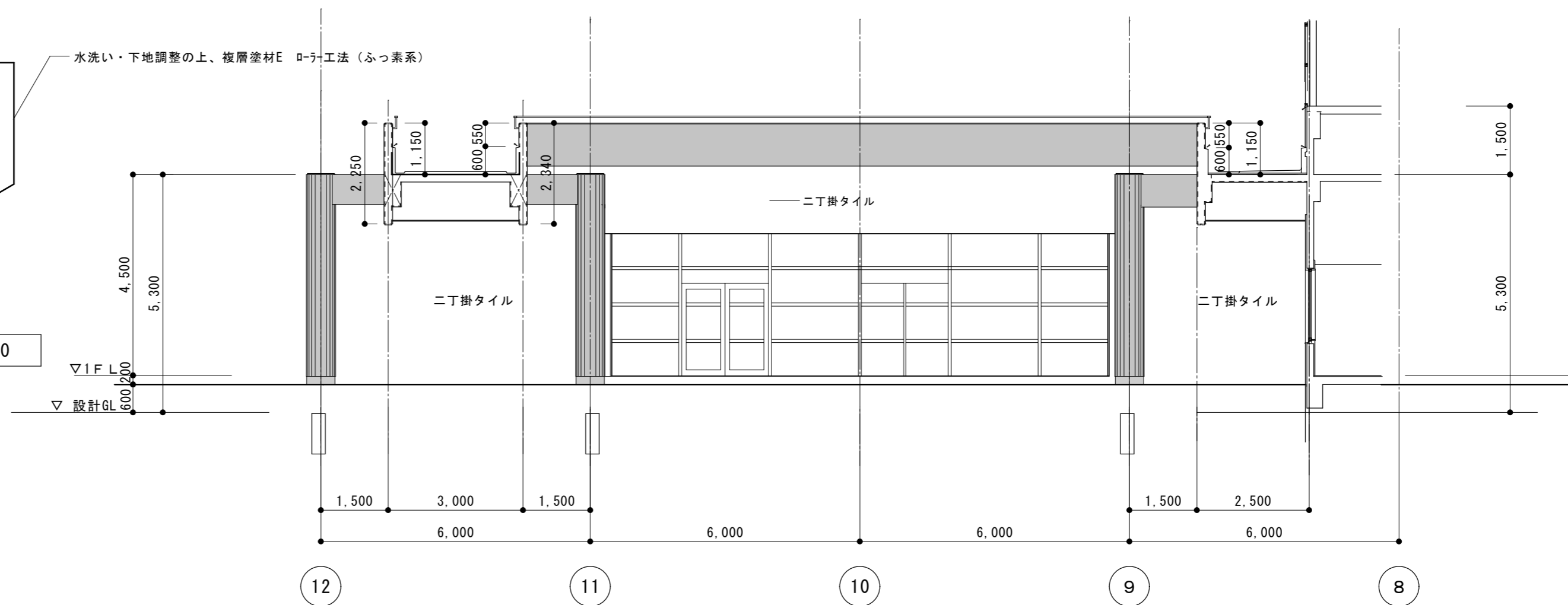
Y2 — Y2 断面詳細図 1 : 100

水洗い・下地調整の上、複層塗材E ローラ-工法 (ふっ素系)



X3 — X3 断面詳細図 1 : 50

水洗い・下地調整の上、複層塗材E ローラ-工法 (ふっ素系)



X2 — X2 断面詳細図 1 : 100

凡例

- 【既設】コンクリート打放しの上、EP塗装
- 【新設】水洗い・下地調整の上、複層塗材E ローラ-工法 (ふっ素系)

原図 : A 2

訂正	月	日			



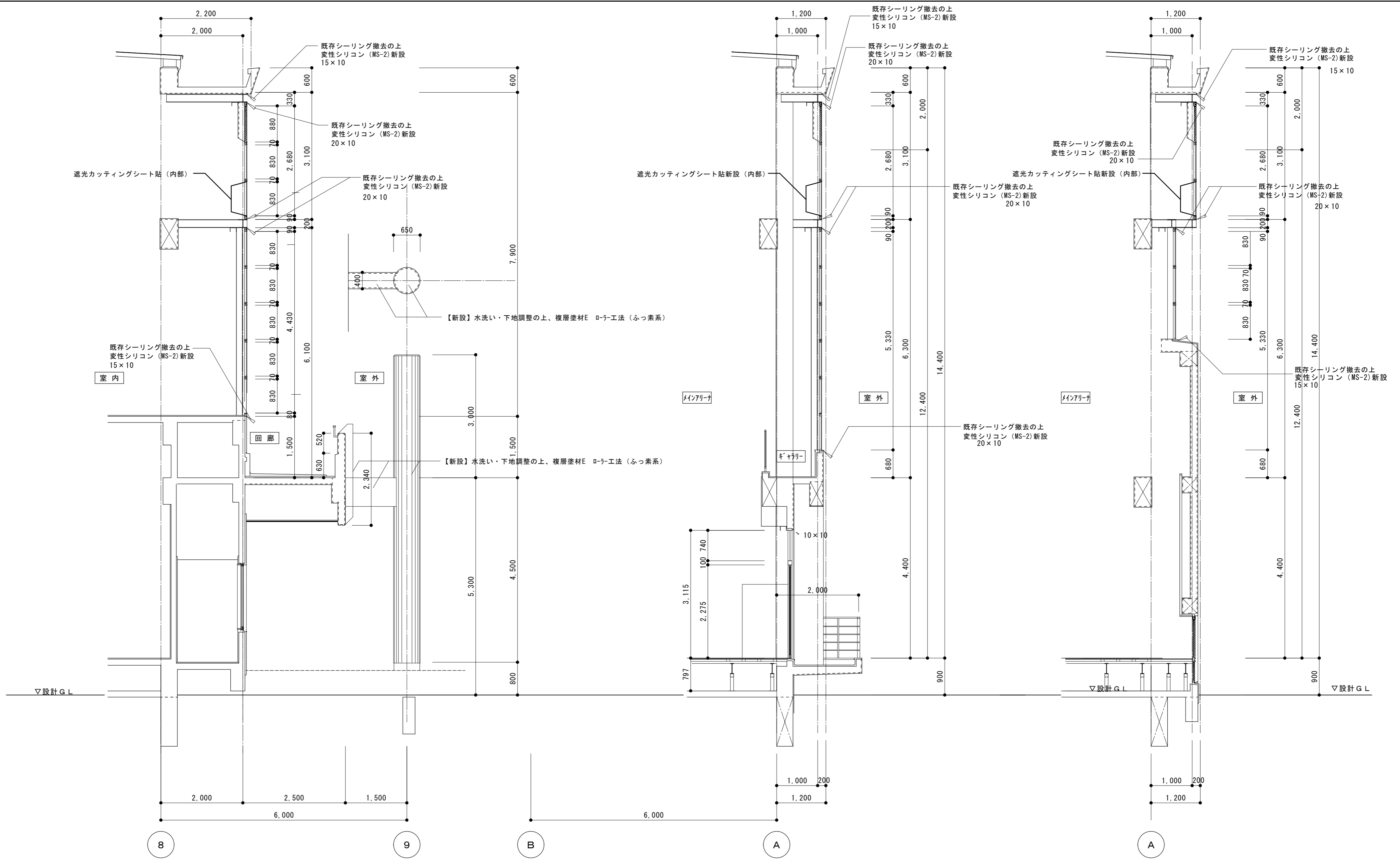
設計・監理
株式会社 東海建築設計

作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			一志体育館改修工事設計図
一級建築士 第128604号 山岡 實			エントランス廻り断面詳細図2

縮尺	1 : 100
製図	

設計No.	
整理No.	

図面No.	A - 15
-------	--------



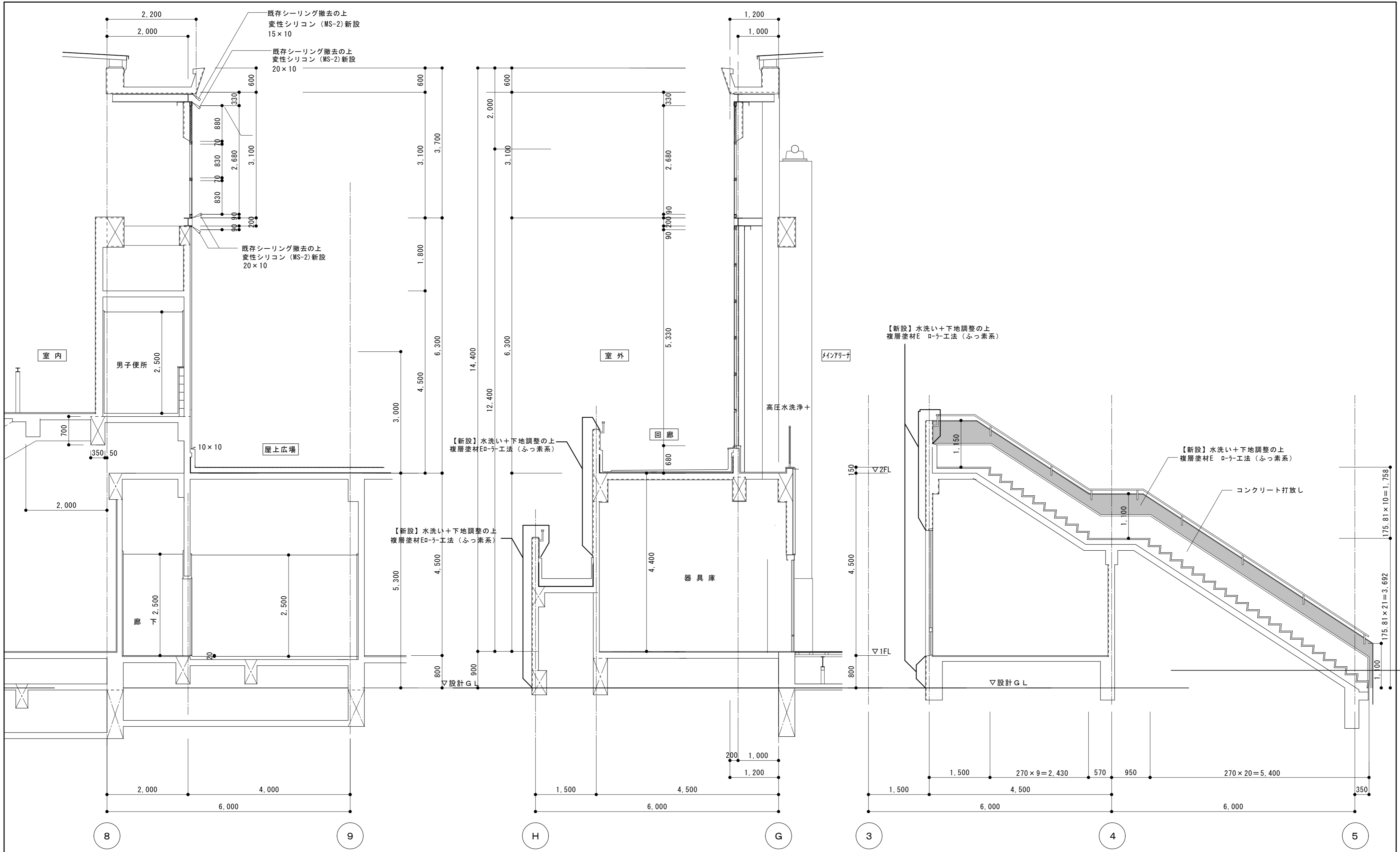
メインアリーナ回廊部断面詳細図 1:60

メインアリーナギャラリー部断面詳細図 1:60

メインアリーナ部断面詳細図 1:60

原図: A 2

訂正	月	日		設計・監理	作成	承認	担当	名称	一志体育館改修 工事設計図	設計No.	図面No. A-16
				株式会社 東海建築設計	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			製図		断面詳細図 1	



メインアリーナ屋上広場部断面詳細図 1:60

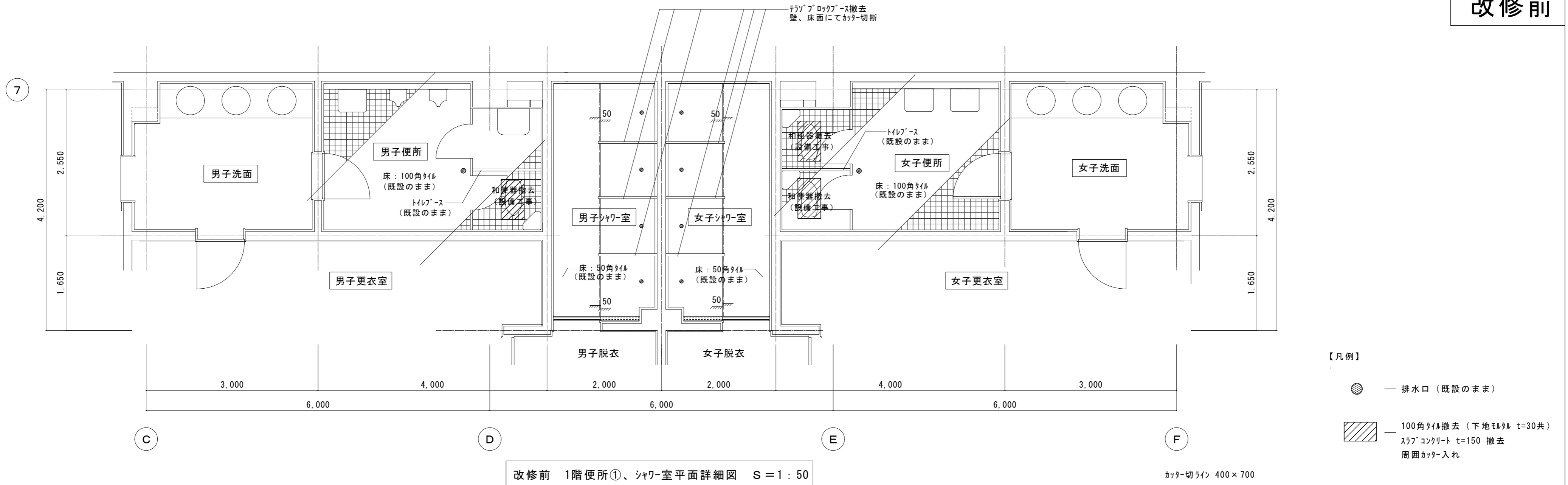
メインアリーナ回廊部断面詳細図 1:60

屋外階段断面詳細図 1:60

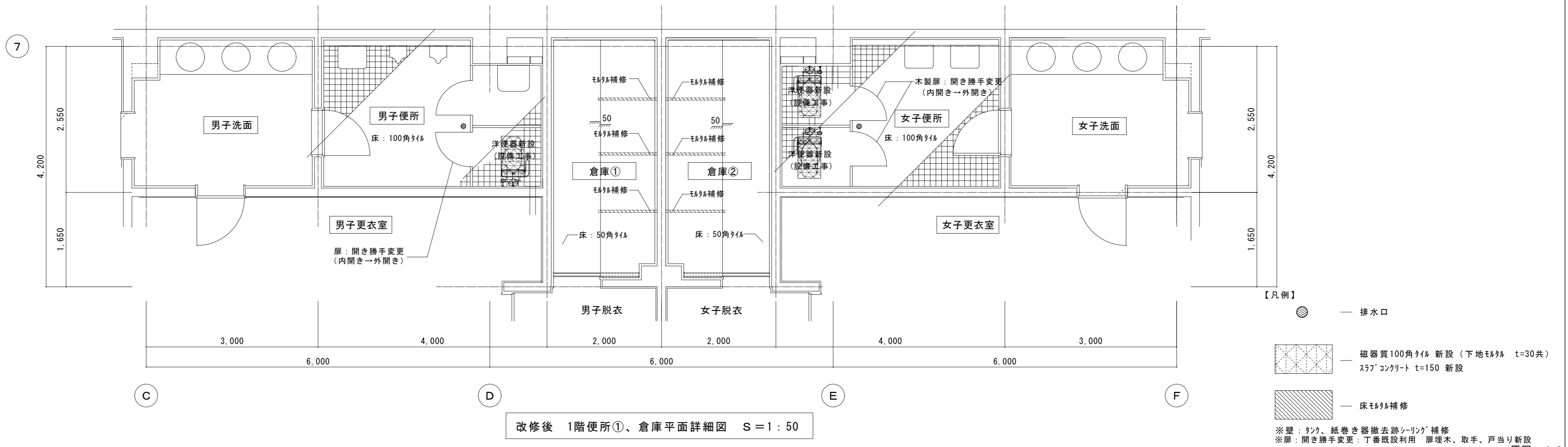
原図: A 2

訂正	月	日		設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
				株式会社 東海建築設計	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛			津市一志体育館改修工事	製図 断面詳細図 2 縮尺 1:60	整理No.

改修前



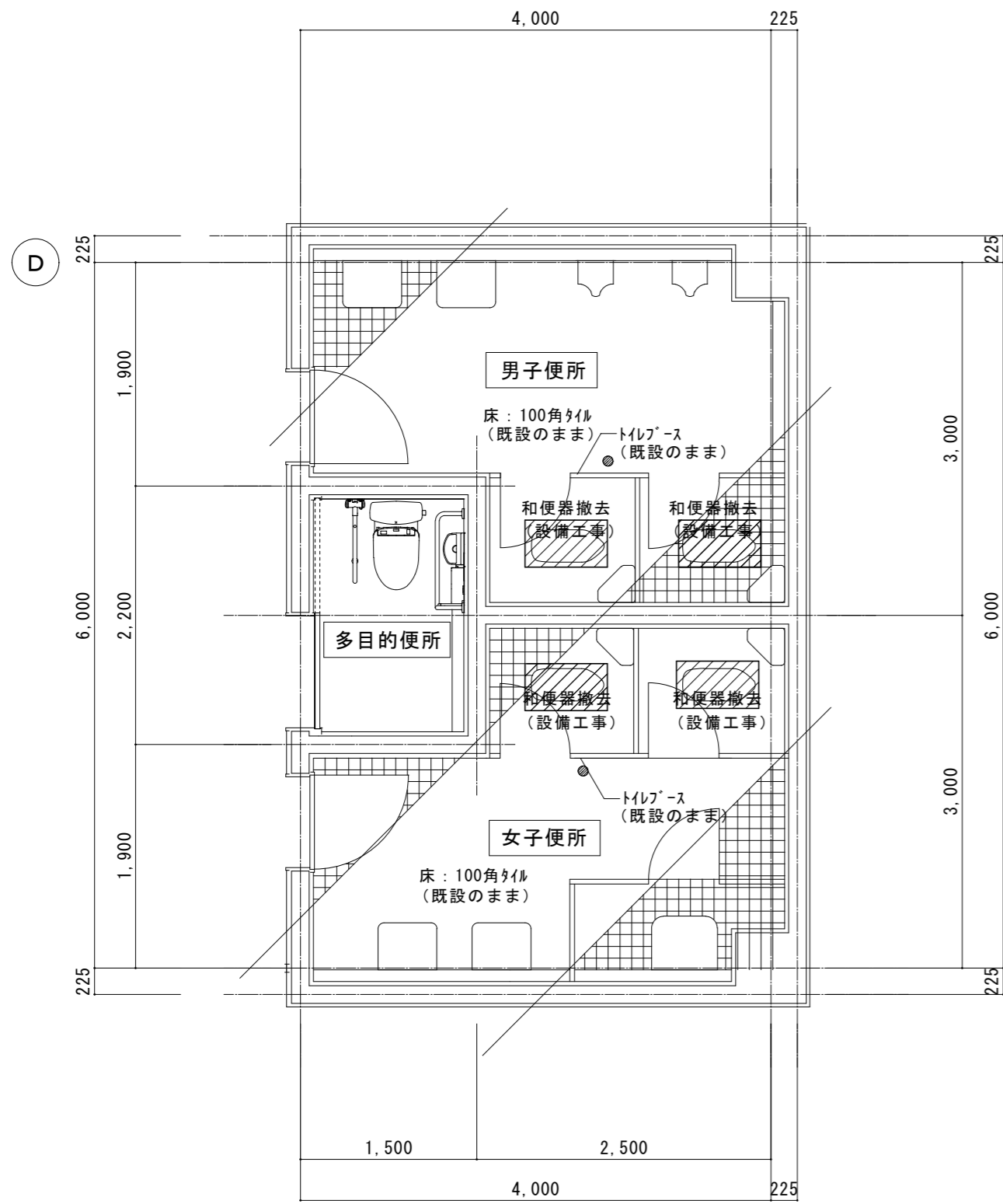
改修後



訂正	月	日	設計・監理	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
	・	・							
			街に緑を	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号	一級建築士 第128604号 山岡 寛	製図	【改修前後】1階便所①平面詳細図 1:50	整理No.	


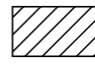
※壁: タンク、紙巻き器撤去跡シリング補修
※扉: 開き勝手変更: 丁番既設利用 扉埋木、取手、戸当り新設
原図: A 2

改修前

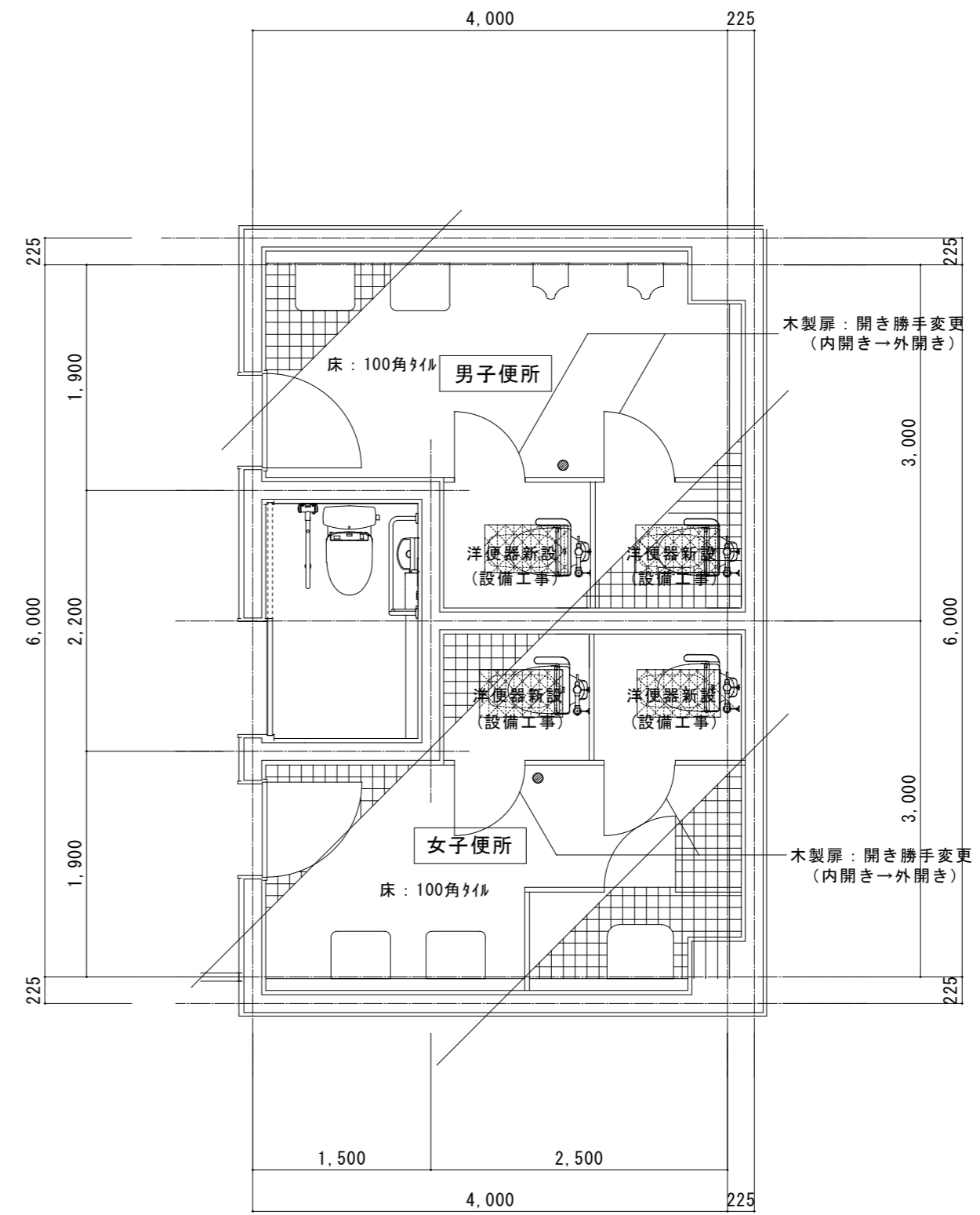


改修前 1階便所②平面詳細図 S=1:50

【凡例】


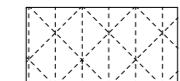
-  排水口 (既設のまま)
-  100角タイル撤去 (下地モルタル t=30共) スラブコンクリート t=150 撤去 周囲カッター入れ

改修後



改修後 1階便所②平面詳細図 S=1:50

【凡例】

-  排水口
-  磁器質100角タイル 新設 (下地モルタル t=30共) スラブコンクリート t=150 新設

※壁: タンク、紙巻き器撤去跡シリング補修
 ※扉: 開き勝手変更: 丁番既設利用 扉埋木、取手、戸当り新設
 原図: A 2

訂正	月	日			



街に緑を

設計・監理
株式会社 東海建築設計

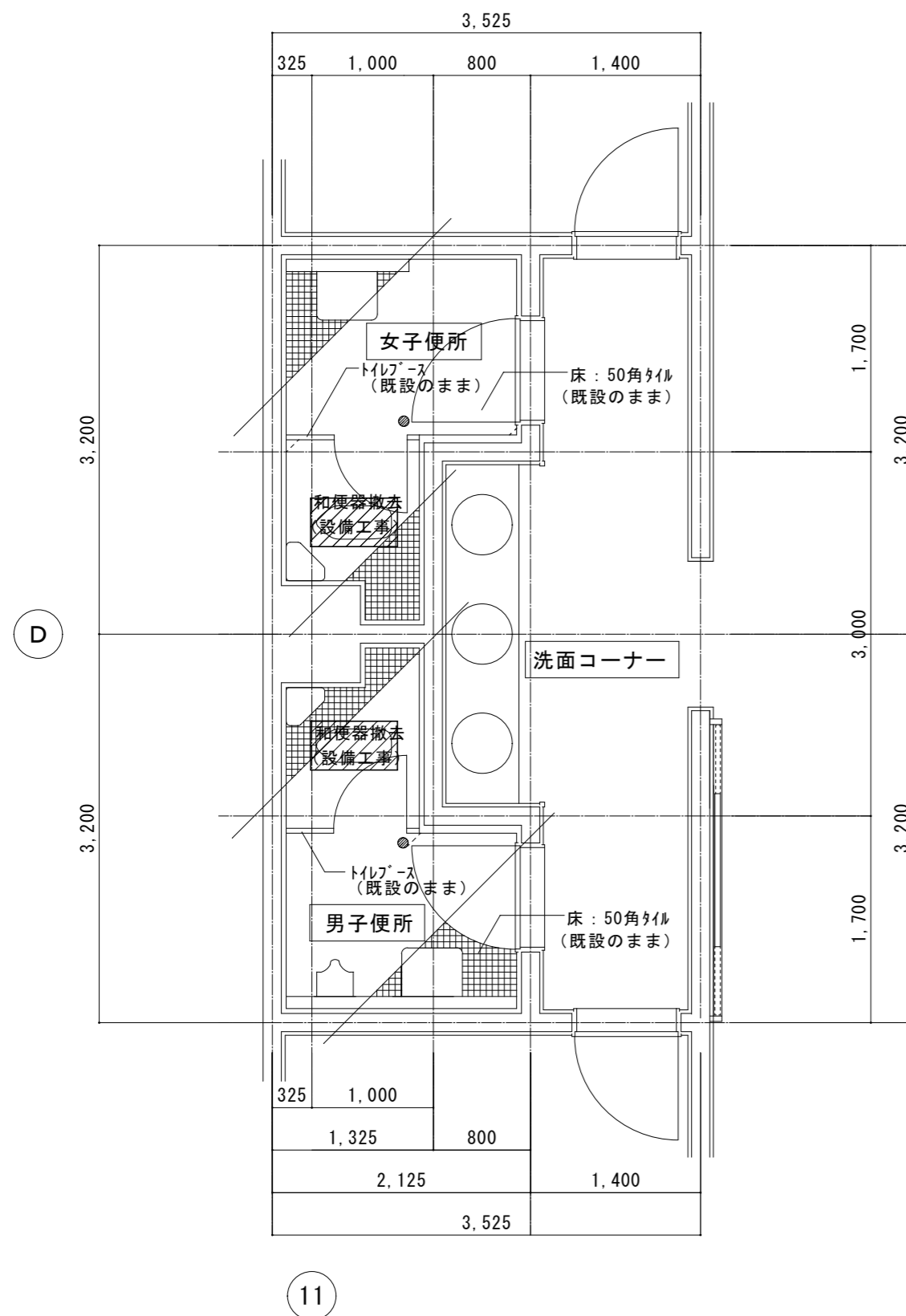
作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			津市一志体育館改修工事
一級建築士 第128604号 山岡 貴			製図

製図	縮尺
【改修前後】1階便所②平面詳細図	1:50

設計No.	図面No.
	A-19
整理No.	

改修前

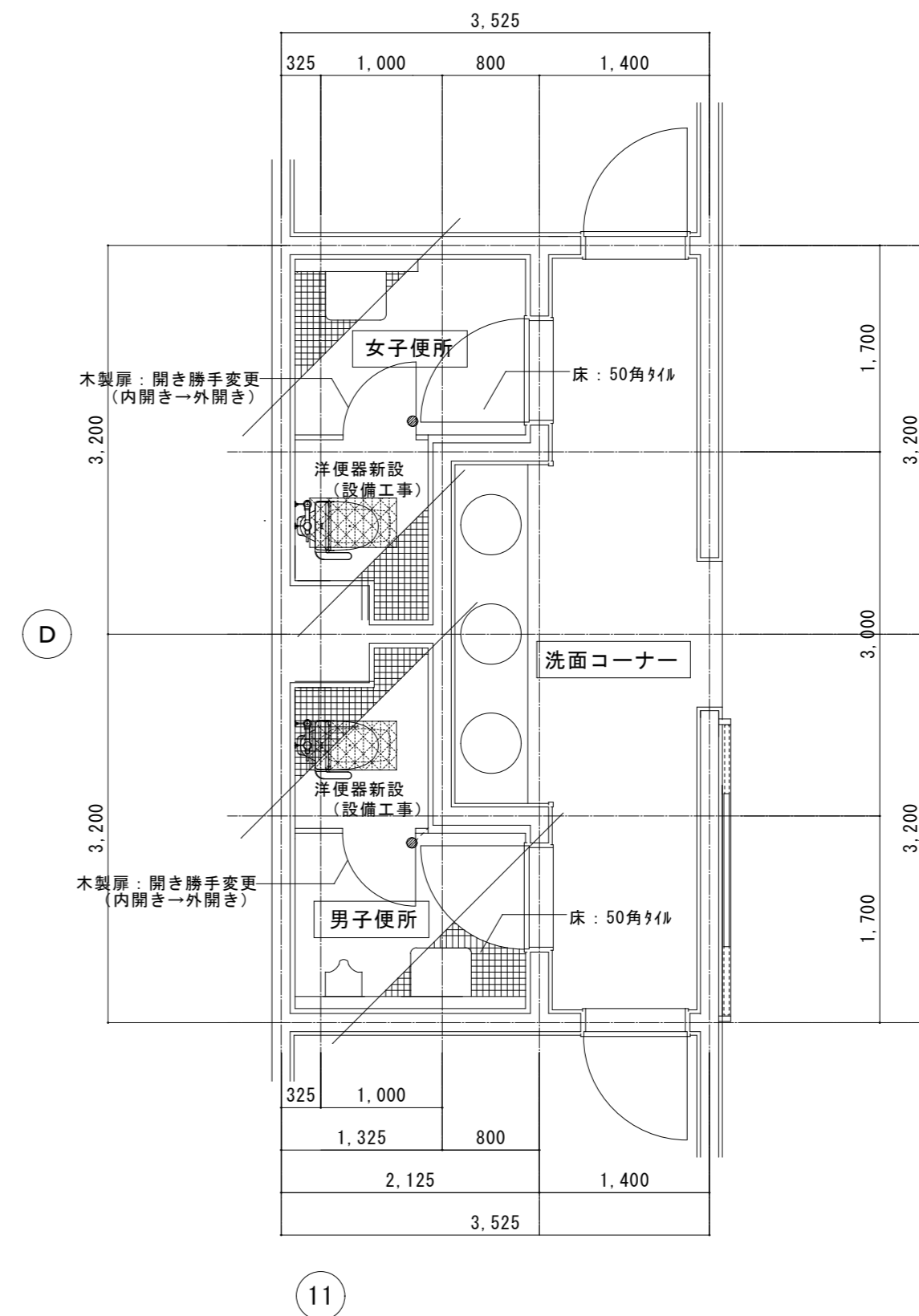
改修後



改修前 1階便所③平面詳細図 S=1:50

【凡例】

- — 排水口
- ▨ — 50角タイル撤去 (下地モルタル t=30共)
スラブコンクリート t=150 撤去
周囲カッター入れ



改修前 1階便所③平面詳細図 S=1:50

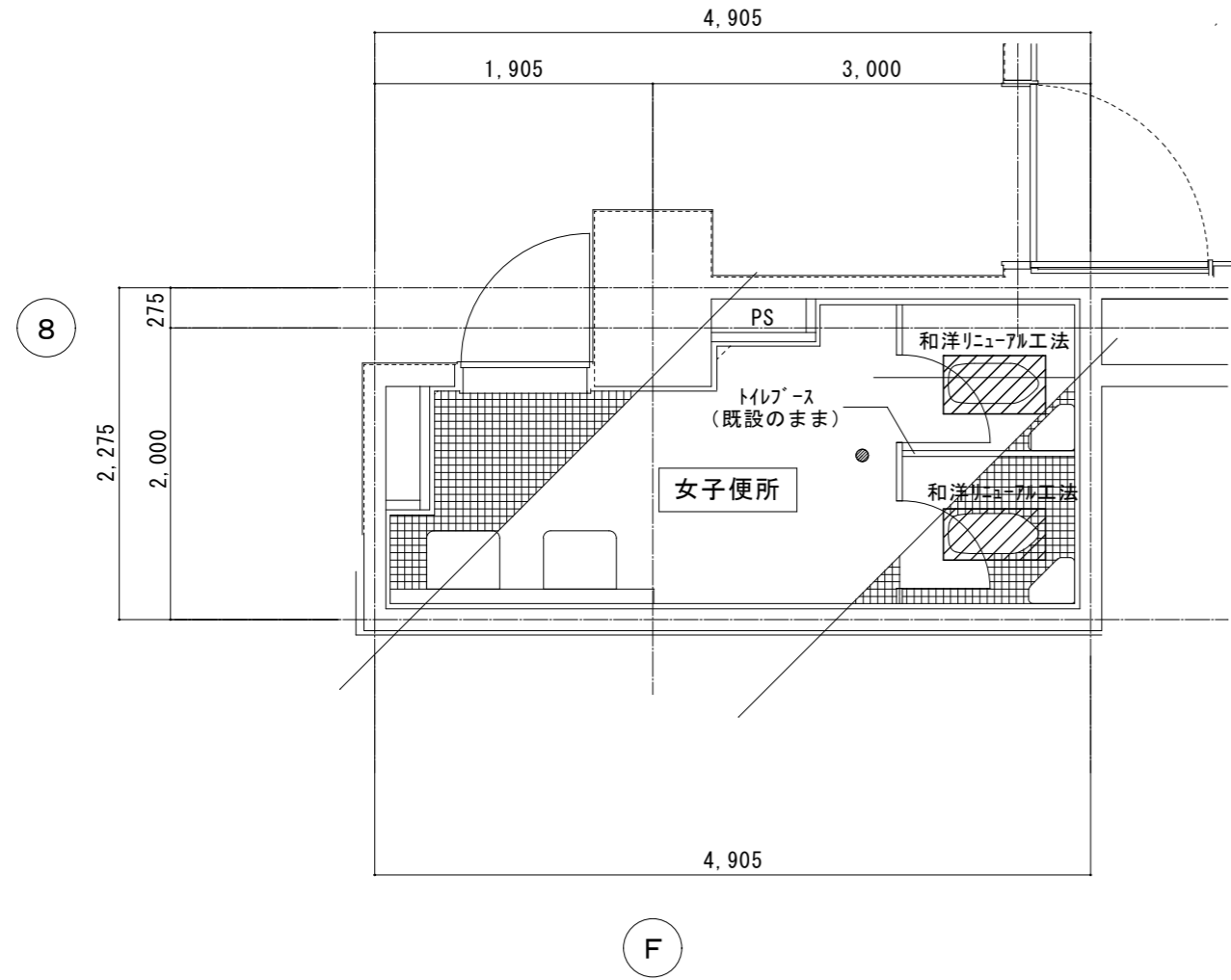
【凡例】

- — 排水口
- ▨ — 磁器質50角タイル新設 (下地モルタル t=30共)
スラブコンクリート t=150 新設
- ※壁: タワ、紙巻き器撤去跡シーリング補修
- ※扉: 開き勝手変更: 丁番既設利用 扉埋木、取手、戸当り新設

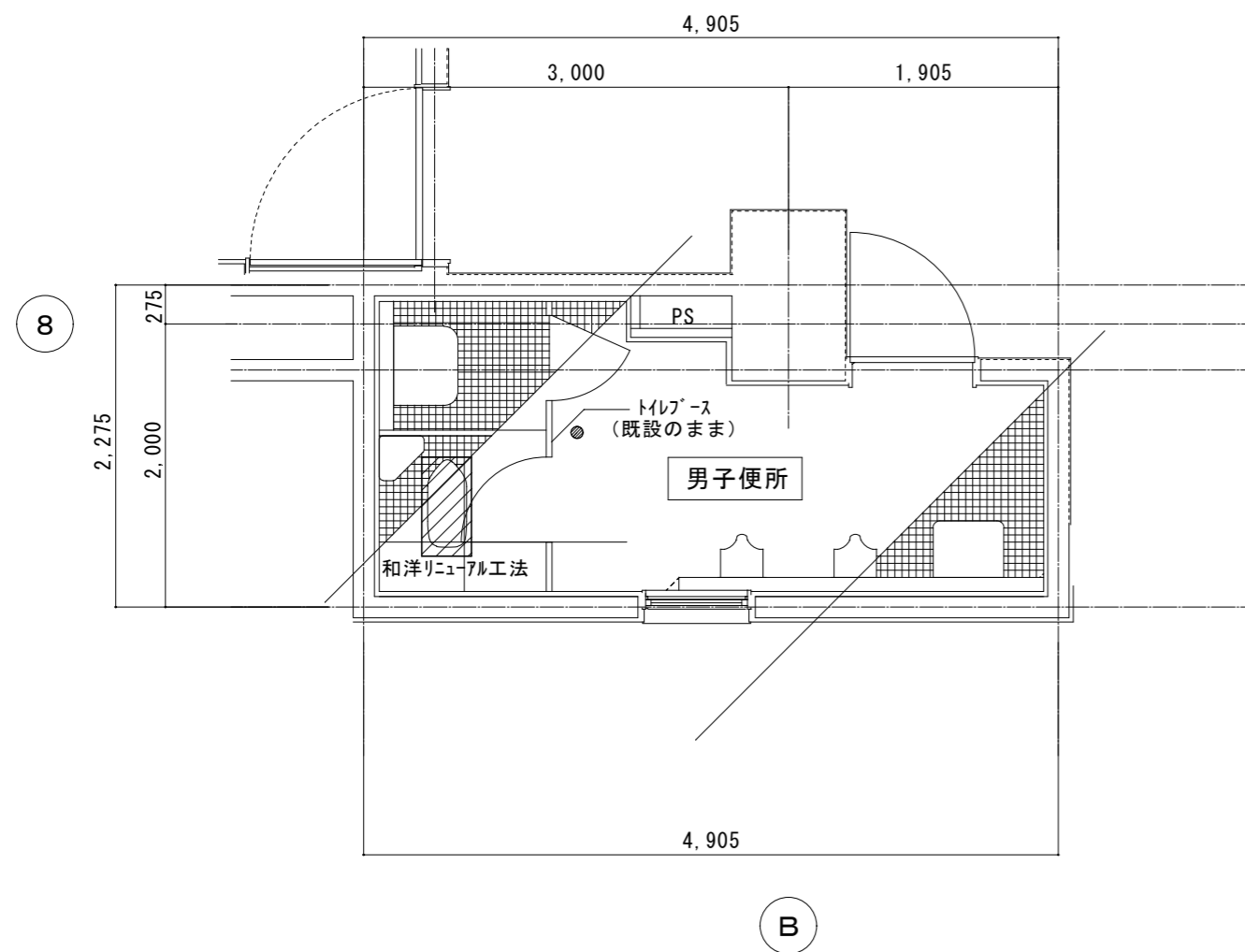
原図: A 2

訂正	月	日			設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	津市一志体育館改修工事 製図 【改修前後】1階便所③平面詳細図	設計No.	図面No. A-20
						一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛			縮尺		整理No.	

改修前



改修前 2階女子便所平面詳細図 S=1:50

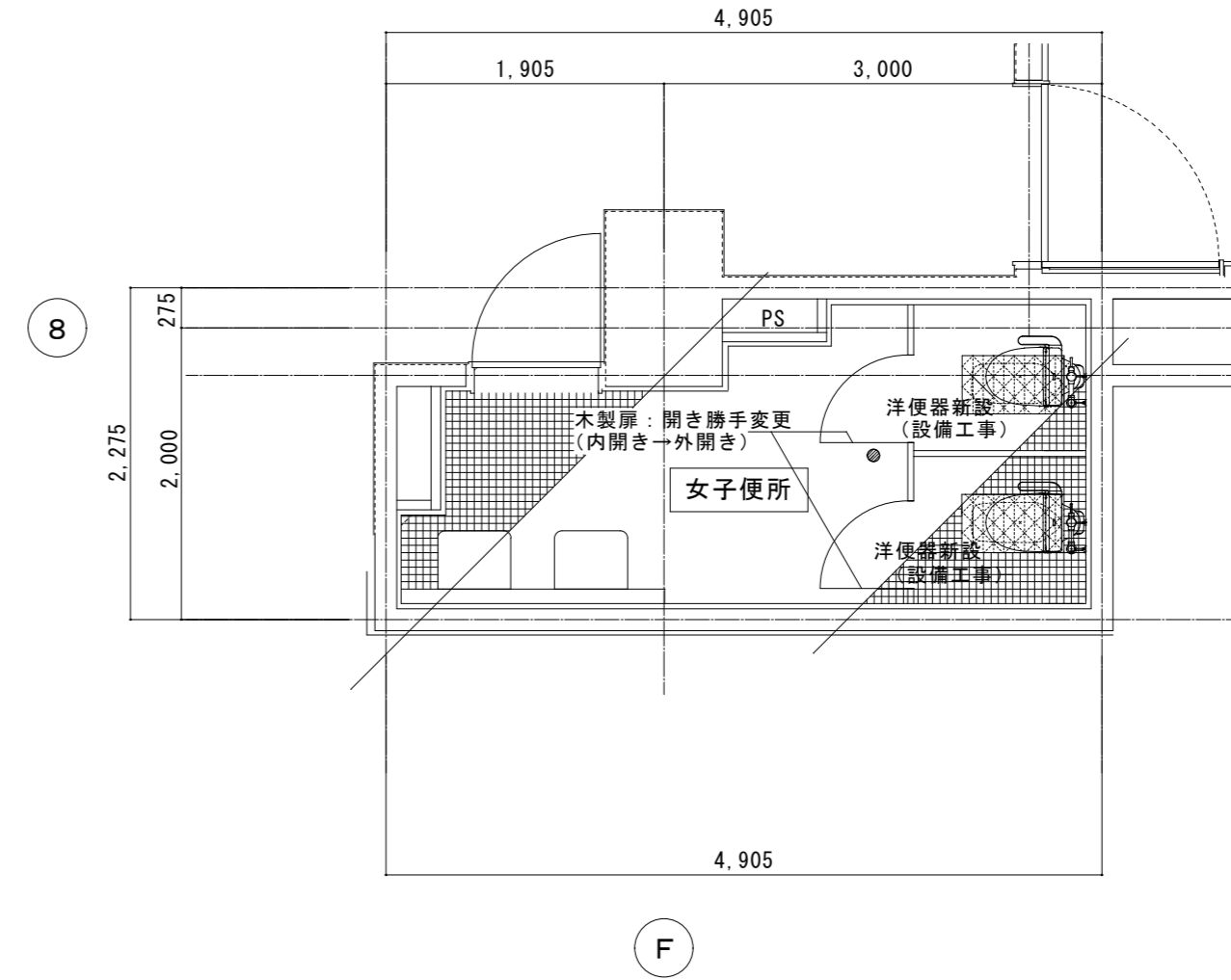


改修前 2階男子便所平面詳細図 S=1:50

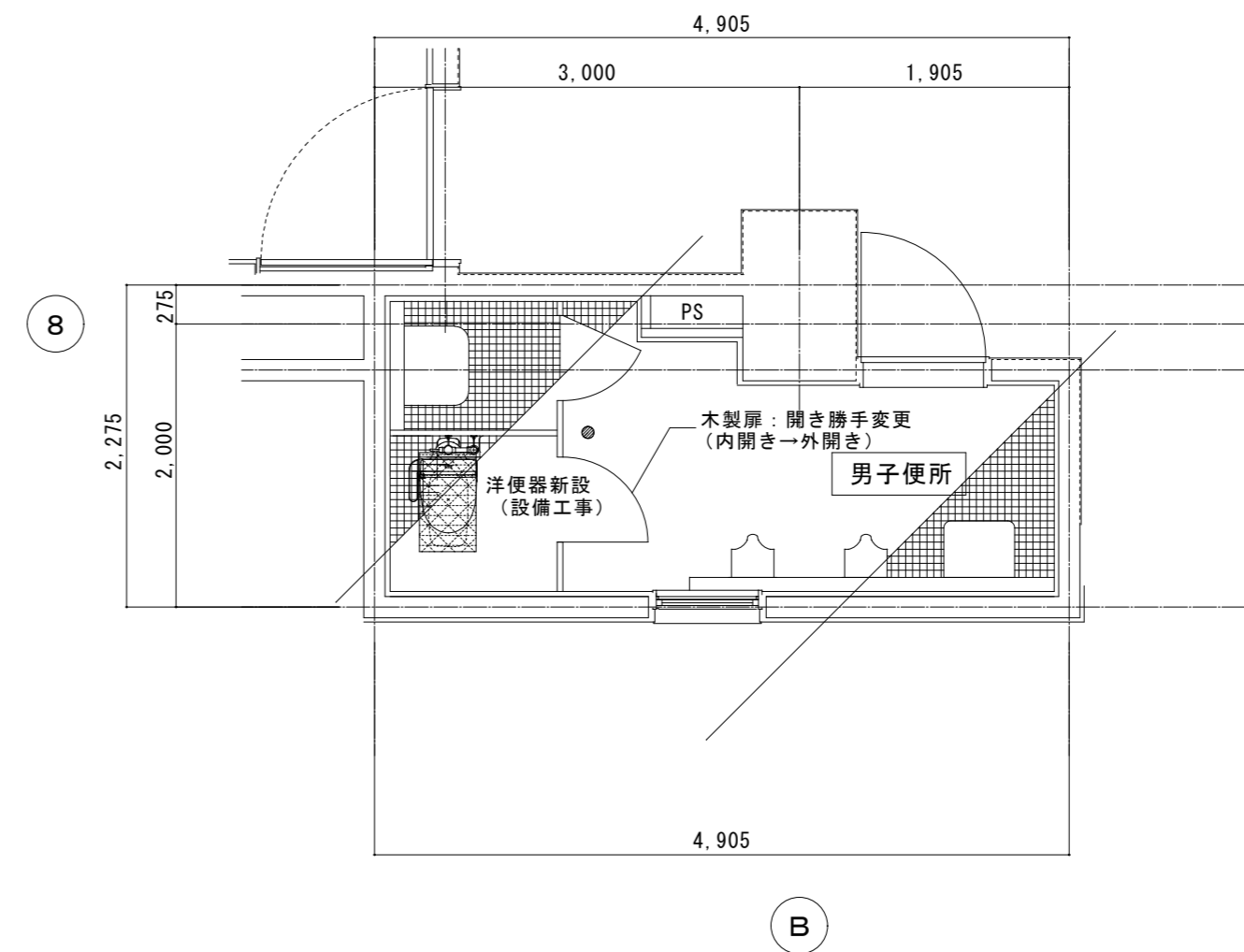
【凡例】

- — 排水口（既設のまま）
- ▨ — 50角タイル撤去
和洋リノール工法
参考工法
・TOTO：和洋リノール工法
・LIXIL：和洋改修工法

改修後



改修後 2階女子便所平面詳細図 S=1:50



改修後 2階男子便所平面詳細図 S=1:50

【凡例】

- — 排水口
- ▨ — 磁器質50角タイル（下地タイル t=30共）新設
和便器部補修
和洋リノール工法
参考工法
・TOTO：和洋リノール工法
・LIXIL：和洋改修工法

※壁：タタキ、紙巻き器撤去跡シリング補修
※扉：開き勝手変更：丁番既設利用 扉埋木、取手、戸当り新設
原図：A 2

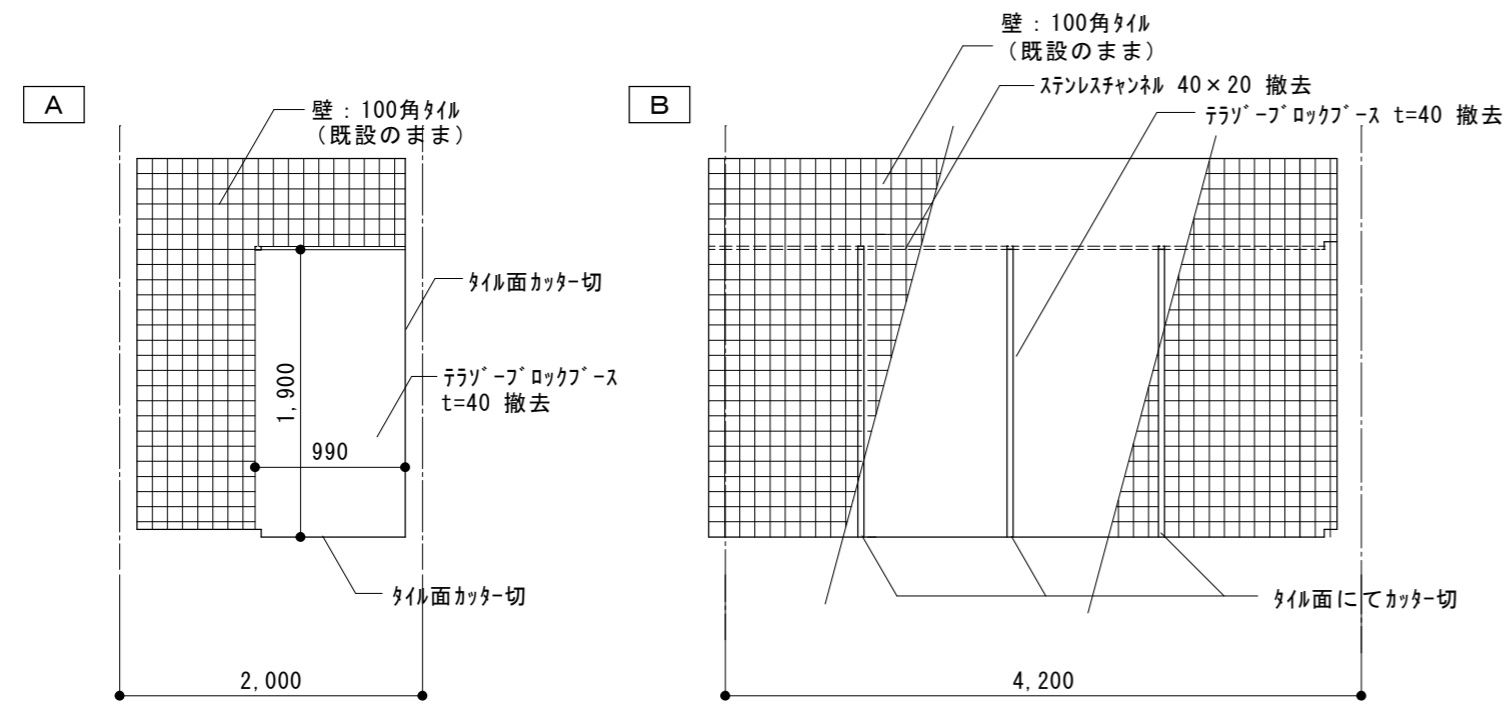
訂正	月	日			



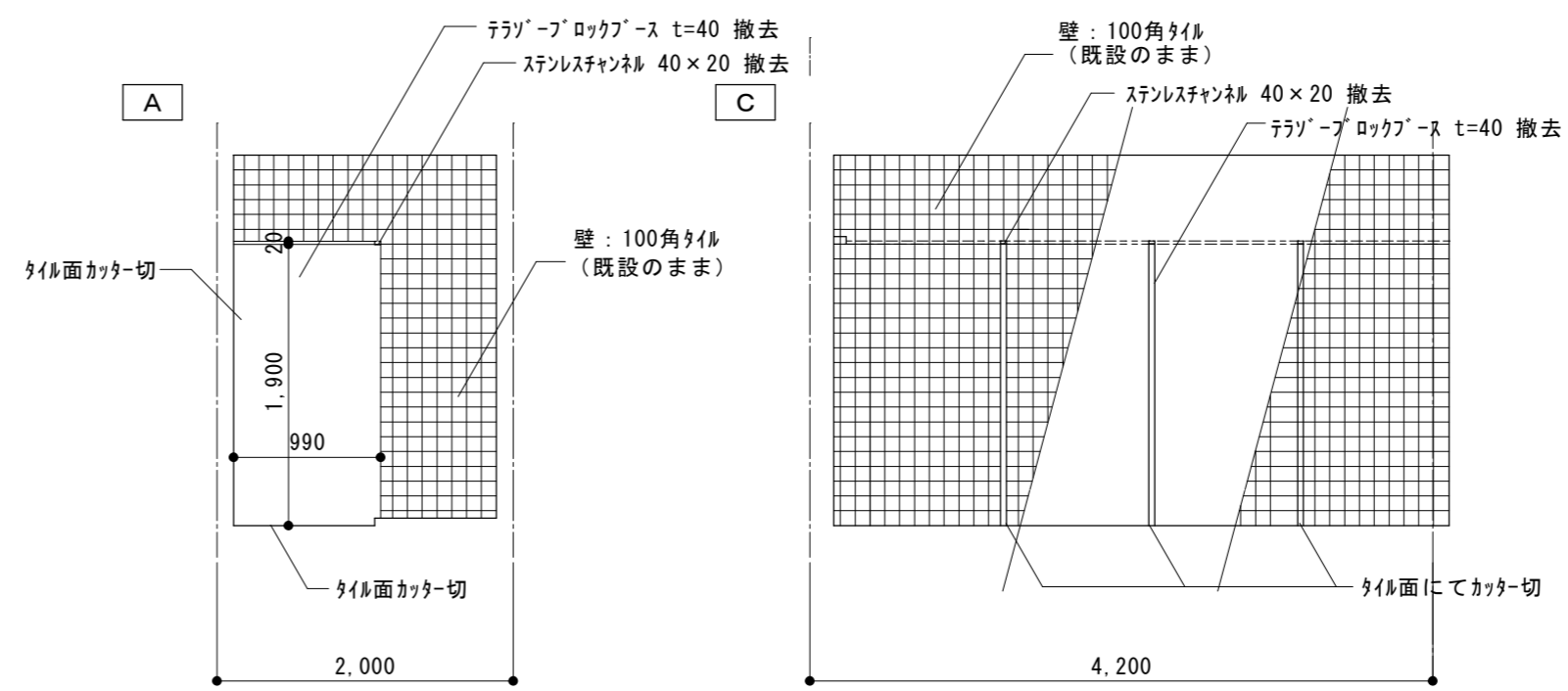
設計・監理
株式会社 東海建築設計

作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			津市一志体育館改修工事
一級建築士 第128604号 山岡 寛			

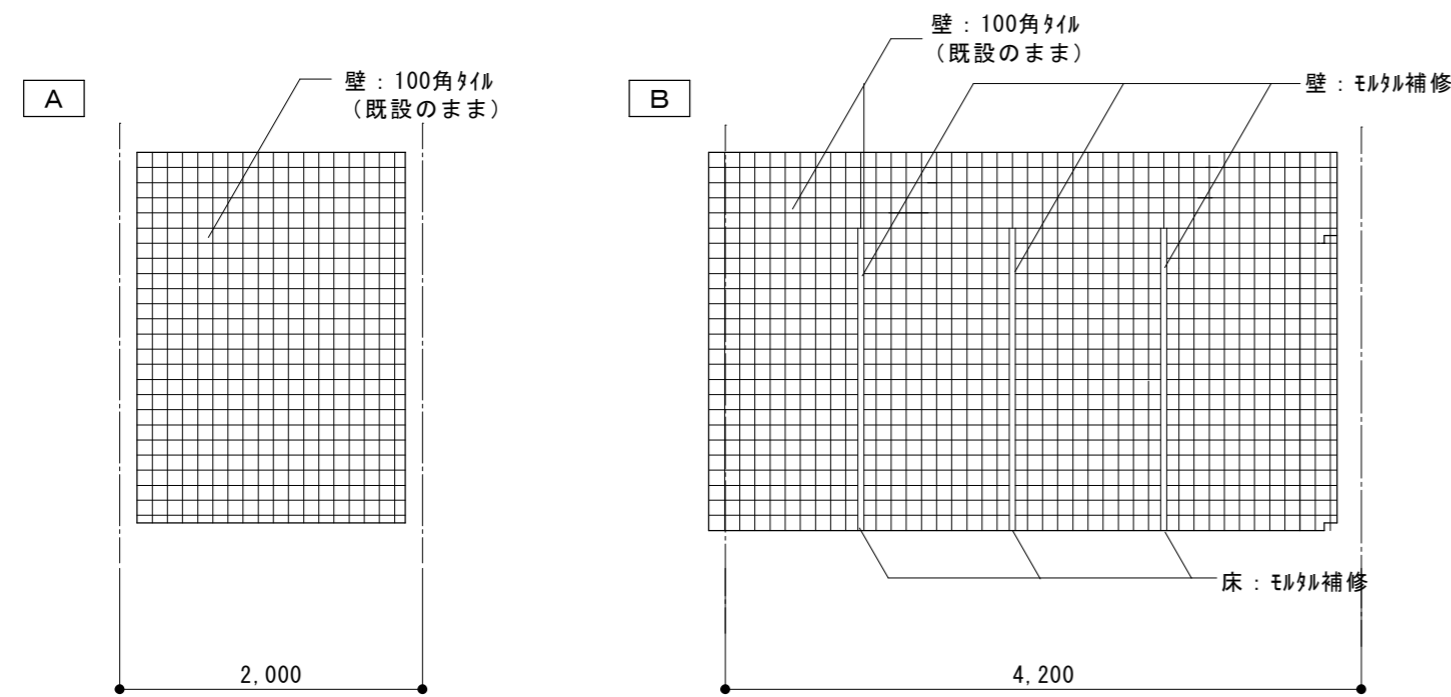
製図	縮尺	設計No.	図面No.
【改修前後】2階便所平面詳細図	1:50		A-21
		整理No.	



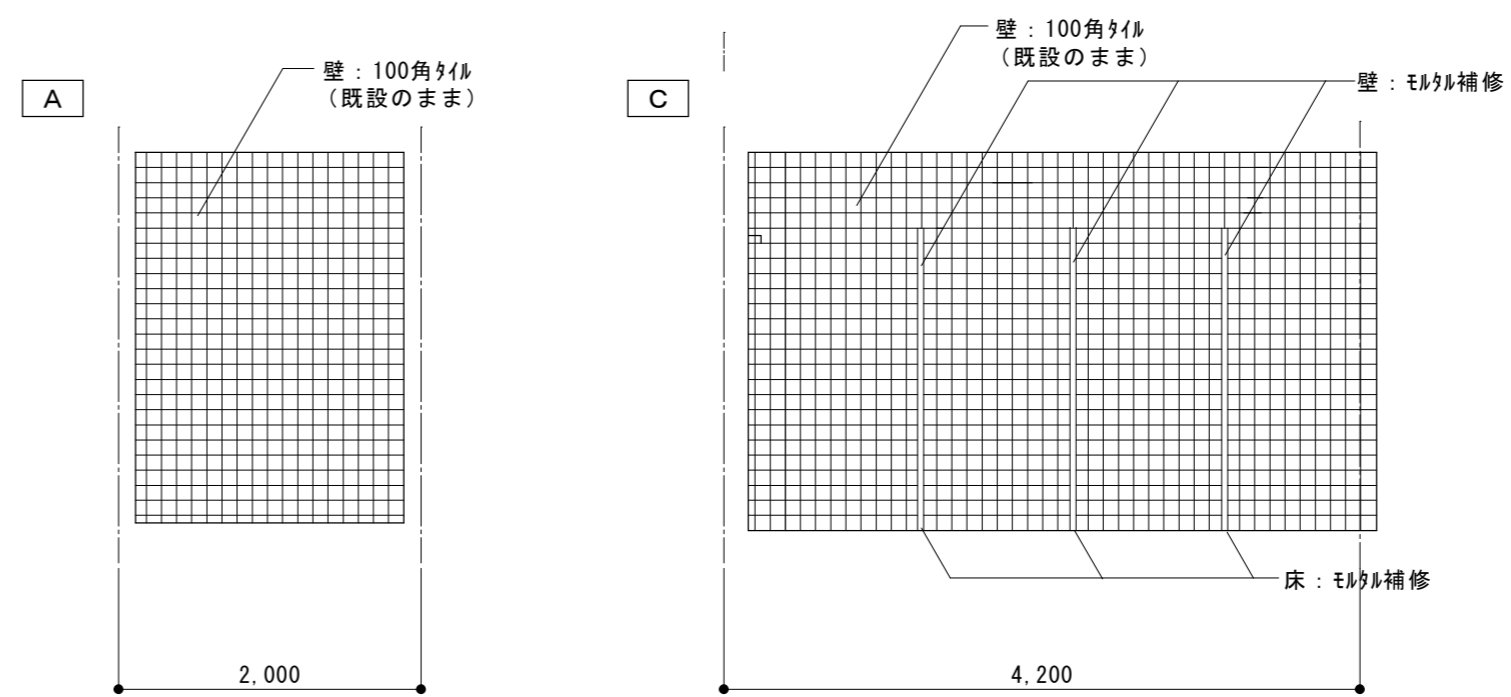
【改装前】男子シャワー室展開図 1:50



【改装前】女子シャワー室展開図 1:50

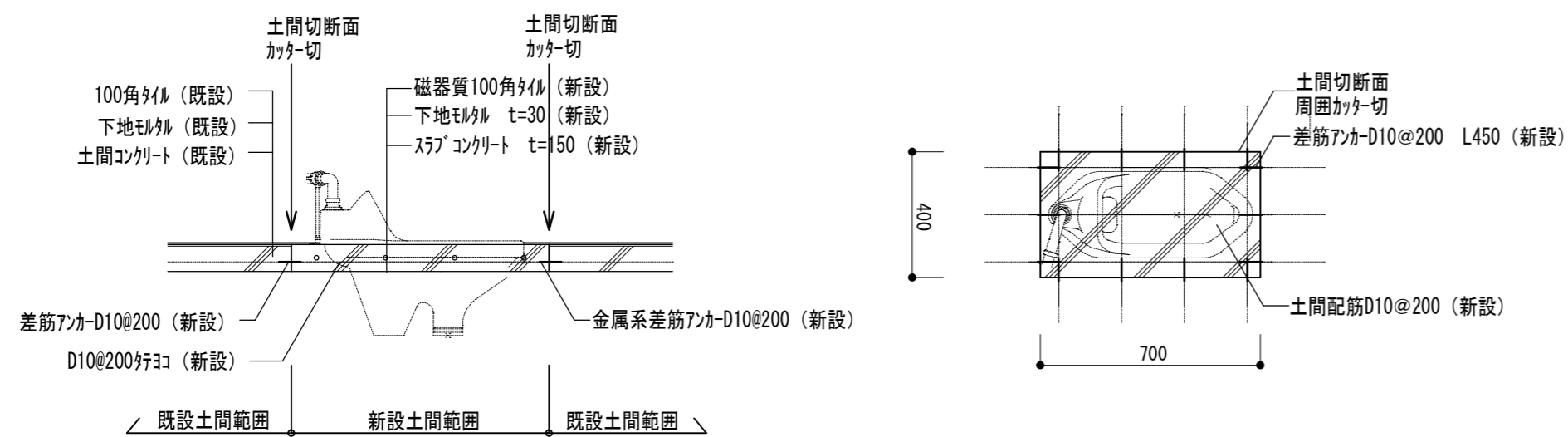


【改装後】男子シャワー室展開図 1:50

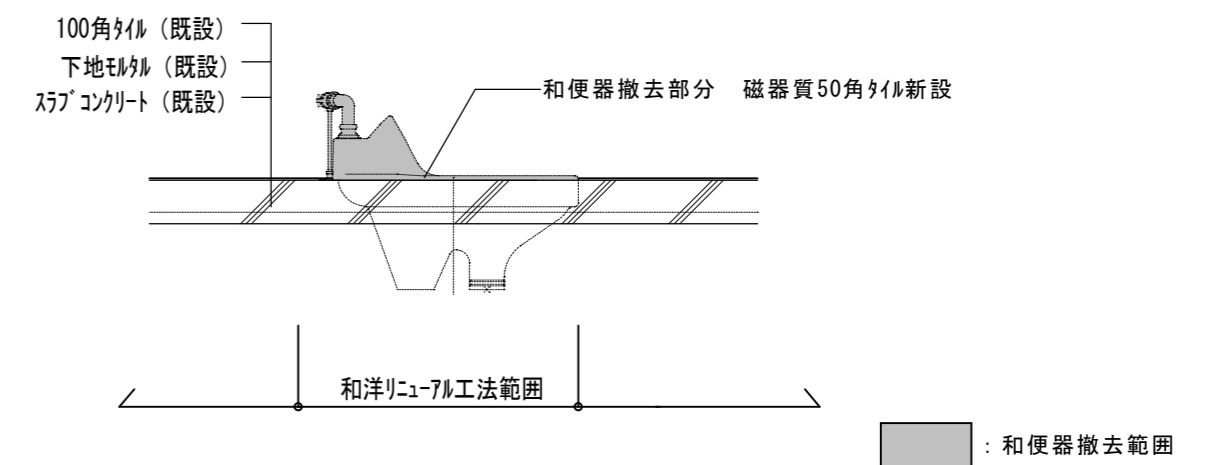


【改装後】女子シャワー室展開図 1:50

1階 既設和便器撤去・開口閉塞詳細図 S=1:20

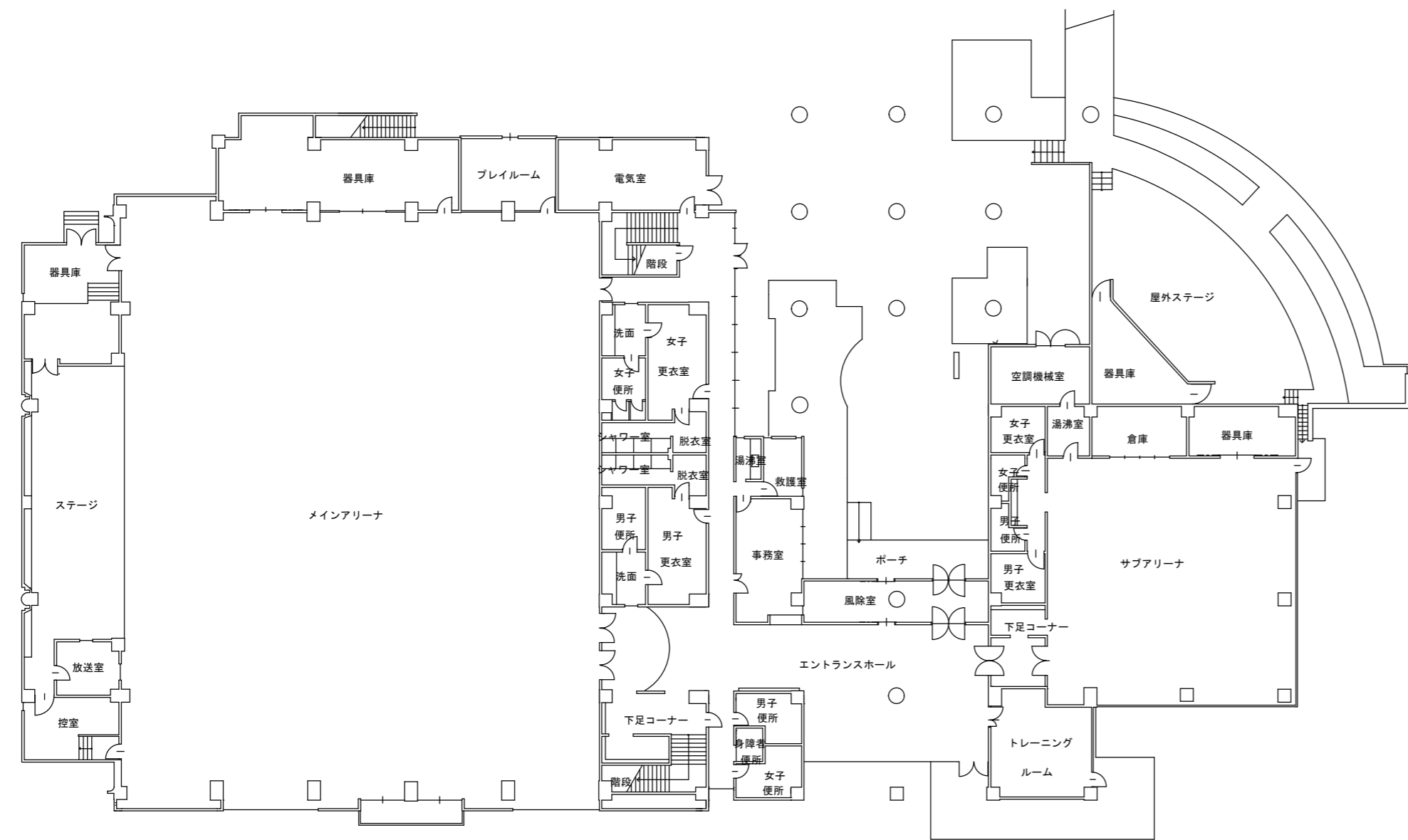


2階 既設和便器撤去（リモデル工法） S=1:20

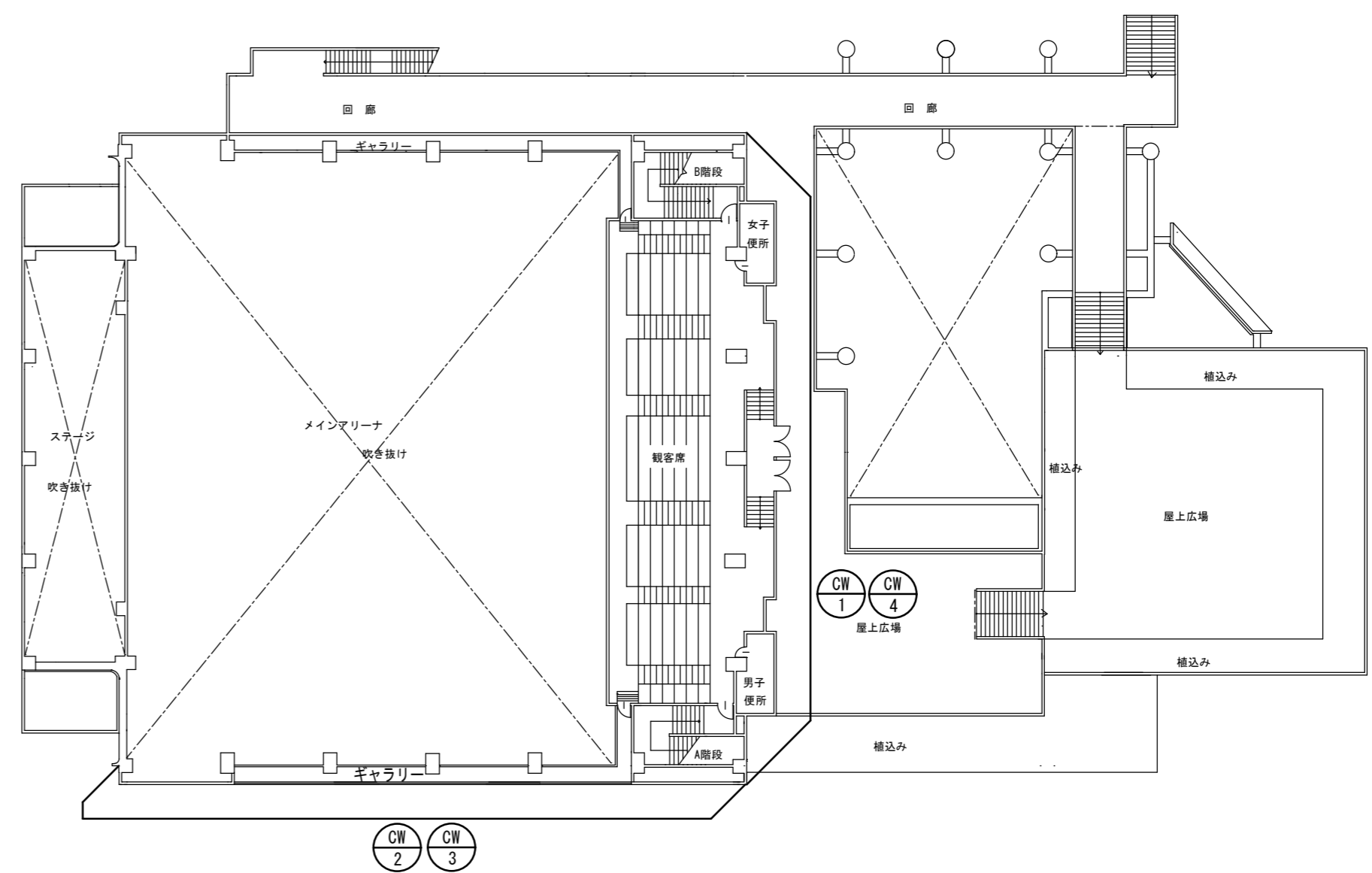


原図：A 2

訂正	月	日		設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	津市一志体育館改修工事	設計No.	図面No. A-22
					一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛	製図 【改修前後】シャワー室展開図・詳細図	縮尺 1:50 整理No. 1:20				




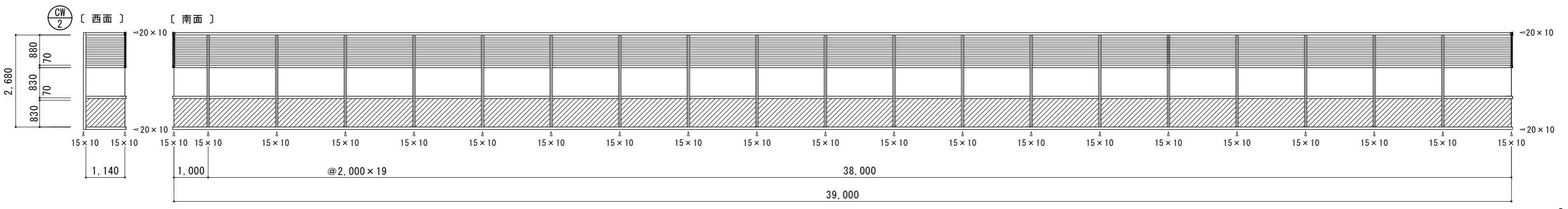
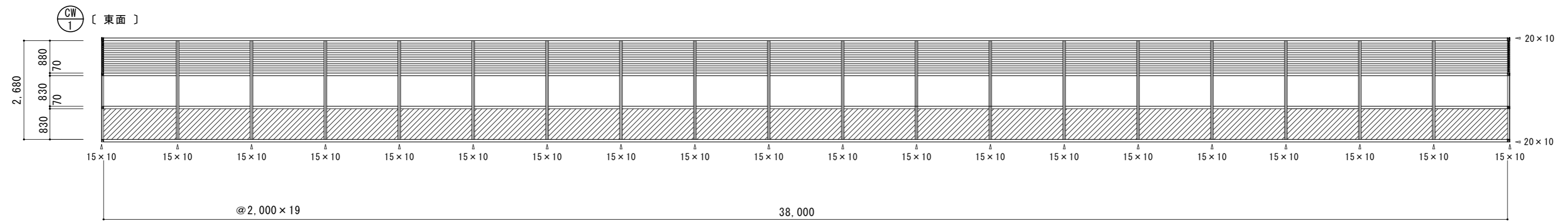
1階建具キープラン



2階建具キープラン

原図：A 2

訂正	月	日			設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	津市一志体育館改修工事 縮尺 【参考図】 建具キープラン	設計No.	図面No. A - 2 3
						一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛					整理No.	



- 【凡例】
- シーリング打替え (MS-2)
 - 遮光カーテンシート貼り (内部) (目隠し性能)

型式・見込	カーテンウォール (バックマリオンタイプ)	110
場所	アリーナ	
仕上	アルミ、電解着色	
硝子	フロート板ガラス 厚6.0	
金物	附属金物一式	
備考		

原図：A 2

訂正	月	日			設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
						街に緑を	一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛	製図 【参考図】	津市一志体育館改修工事 建具表 1	縮尺 1 : 100	整理No.

17. 映像・音響設備 (1)設備 (2)映像機器 (3)音響機器 (4)操作装置 18. 拡声設備 (1)機器 (2)増幅器 (3)付属機器 (4)操作装置 (5)スピーカー 19. 誘導支援設備 (1)設備 (2)音声誘導装置 (3)インターホン (4)トイレ等呼出装置 20. テレビ共同受信設備 (1)受信放送 (2)機器 (3)アンテナ 21. テレビ電波障害防除設備 (1)対象戸数 (2)機器 (3)アンテナ 22. 監視カメラ設備 (1)機器 (2)伝送方式 (3)カメラ (4)モニター装置 (5)録画装置

23. 駐車場管理設備 (1)管制盤 (2)管制装置 (3)検知器 (4)信号灯・警報灯 (5)発券機 (6)カーゲート 24. 防犯・入退室管理設備 (1)設備 (2)防犯装置 (3)入退室管理装置 25. 自動火災報知設備 (1)機器 (2)受信機 (3)副受信機 (表示装置) (4)中継器 (5)発信機 (6)感知器 26. 自動閉鎖設備 (1)機器 (2)運動制御装置 (3)感知器 (4)自動閉鎖装置 (5)自動閉鎖装置 (1)設備 (2)非常放送装置 27. 非常警報設備 (1)設備 (2)非常放送装置 28. ガス漏れ火災警報設備 (1)機器 (2)受信機 (3)副受信機 (4)検知器

【中央監視制御設備】 29. 中央監視制御設備 (1)監視制御対象設備 (2)既設との取り扱い (3)機器 (4)機能 (5)監視操作装置 (6)信号処理装置 (7)記録装置 【医療関係設備】 30. 非接地電源用分電盤 (1)機器 (2)仕様詳細 31. ナースコール設備 (1)形式 (2)仕様詳細 【構内配電線路】 32. 構内配電線路 (1)配線方式 (2)建柱 (3)装柱機器 (高圧用) (4)装柱機器 (低圧用) (5)ハンドホール、マンホール (6)錆鉄蓋 (7)地中ケーブル保護材料 【構内通信線路】 33. 構内通信線路 (1)用途 (2)配線方式 (3)建柱 (4)ハンドホール、マンホール (5)錆鉄蓋 (6)地中ケーブル保護材料 34. 消火器 (1)設置

III. 機器標準取付高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリアフリー対応)

名 称	側 点	取付高さ (mm)	備 考
電力	接地端子盤	床下～下端	
取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床下～中心	1,800～2,000	
分電盤	床下～中心	1,500	上端 1,900mm
スイッチ	床下～中心	1,300	○ 1,000mm
コンセント(一般)	床下～中心	300	○ 400mm
コンセント(和室)	床下～中心	200	
コンセント(台上)	床下～中心	150	
コンセント(WP)	床下～中心	1,000	
コンセント(地下)	床下～中心	1,000	
コンセント(土間)	床下～中心	500	
ブラケット(一般)	床下～中心	2,100～2,300	
ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150	
ブラケット(処理場)	床下～中心	2,500	
動力	壁掛型制御盤	床下～中心	1,500 上端 1,900mm
手元開閉器	床下～中心	1,500	
操作スイッチ	床下～中心	1,300	
電話	端子盤	床下～下端	300
保安器盤	床下～中心	2,000	
壁位置ボックス	床下～中心	300	
壁位置ボックス(和室)	床下～中心	200	
時計・拡声	壁掛型観時計	床下～中心	1,500 上端 1,900mm
時計計	床下～中心	2,300	
壁掛型スピーカー	床下～中心	2,300	2,500mm
アッチネータ	床下～中心	1,300	
表示	表示器	床下～中心	2,300
壁付発信器	床下～中心	1,300	
ベル、ブザー、チャイム	床下～中心	2,300	
インターホン	壁付インターホン	床下～中心	1,300
壁位置ボックス	床下～中心	300	
壁位置ボックス(和室)	床下～中心	200	
子機(身障者用)	床下～中心	1,100	
呼出ボタン(身障者用)	床下～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)
表示灯(身障者用)	床下～中心	1,800	
テレビ	機器収容箱	床下～中心	2,000
直列ユニット	床下～中心	300	
直列ユニット(和室)	床下～中心	200	
火災報知	受信機・副受信機	床下～中心	1,500
発信器	床下～中心	1,300	
表示灯	床下～中心	1,800	
ベル	床下～中心	2,300	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国土省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)

訂 正

月	日			



設計・監理
株式会社 東海建築設計

街に緑を

作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山 岡 實			津市一志体育館改修工事 製図 電気設備特記仕様書 3

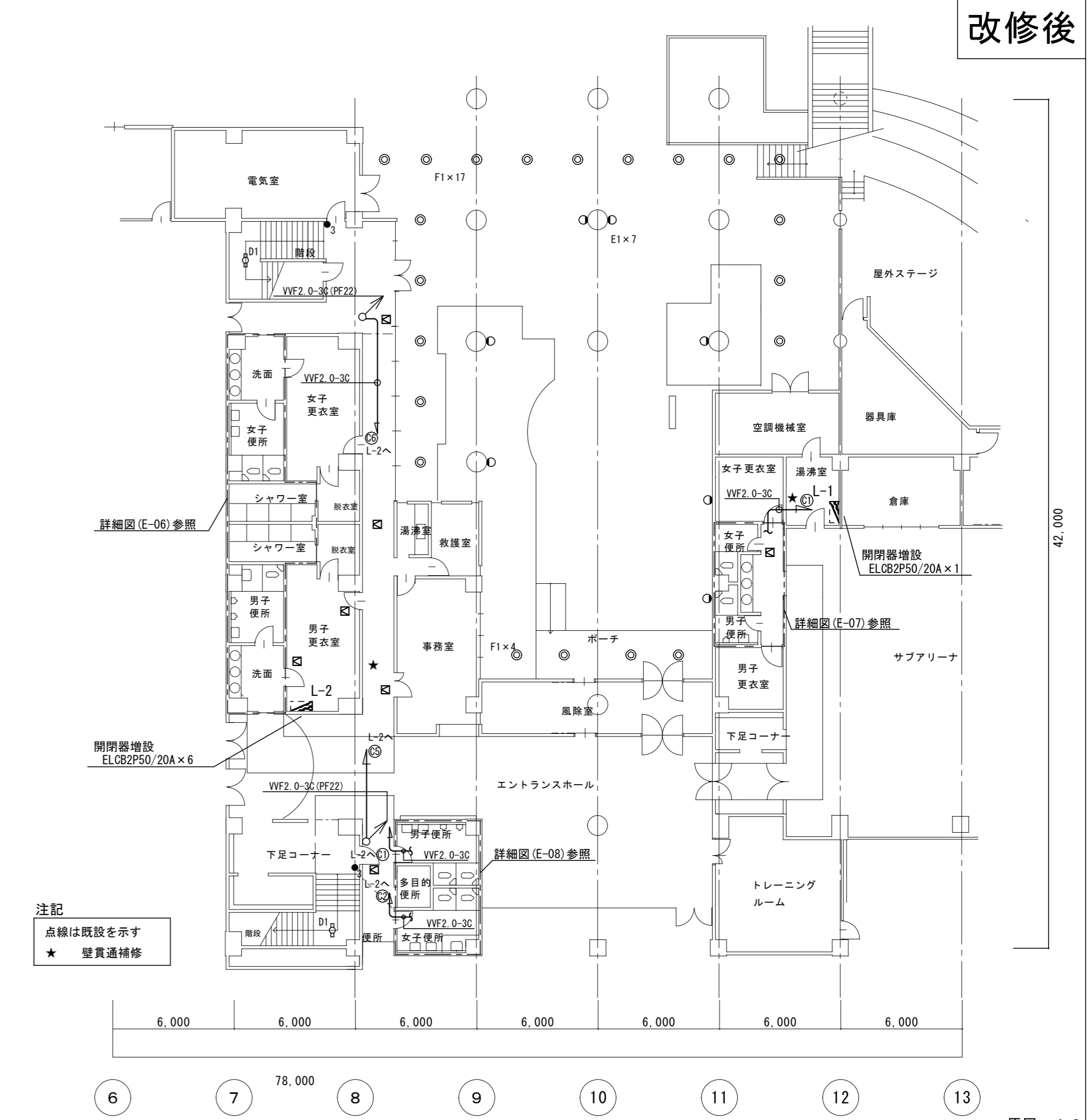
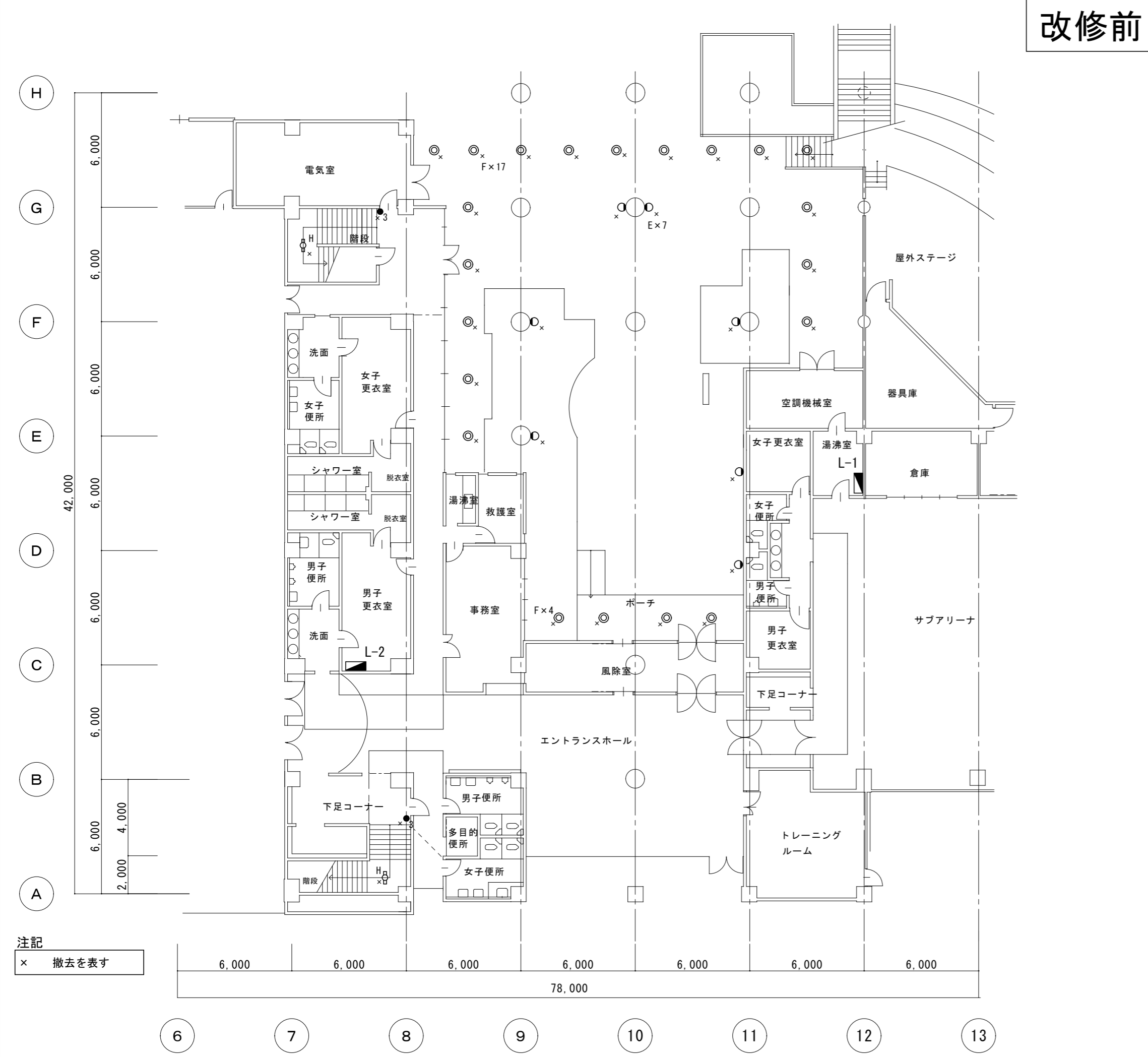
設計No.	図面No.
	E-03
整理No.	

照明器具表(撤去)	
記号	品名
A	FLR40W×1 埋込型
B	FL20W×2 埋込型
C	FL20W×1 ミラー灯
D	IL60W×1 直付型
E	HF100W×1 壁付型
F	IL70W×1 埋込型
G	FL40W×1 階段灯電池内蔵
H	FL20W×1 直付型
I	FCL30W×1 直付型
J	IL60W×1 直付型

照明器具表(更新)		
記号	品名	型式
A1	LEDベースライト 埋込型	LRS6-2250MLN
B1	LEDベースライト 埋込型	LRS6-1500LM-2LN
C1	LEDミラー灯	参考型番 LGB85032LE1
D1	LEDベースライト 直付型	LSS9-3100LM-2LN
E1	LEDブラケット 壁付型	参考型番 YYY36922LE1
F1	LEDダウンライト	LRS1RP-1700MLN
G1	LED階段灯 階段灯電池内蔵	参考型番 直付XLF443HTN LE9
H1	LEDベースライト 直付型	LSS9-2350MLN
I1	LEDシーリングライト 直付型	参考型番 LSEW2006LE1

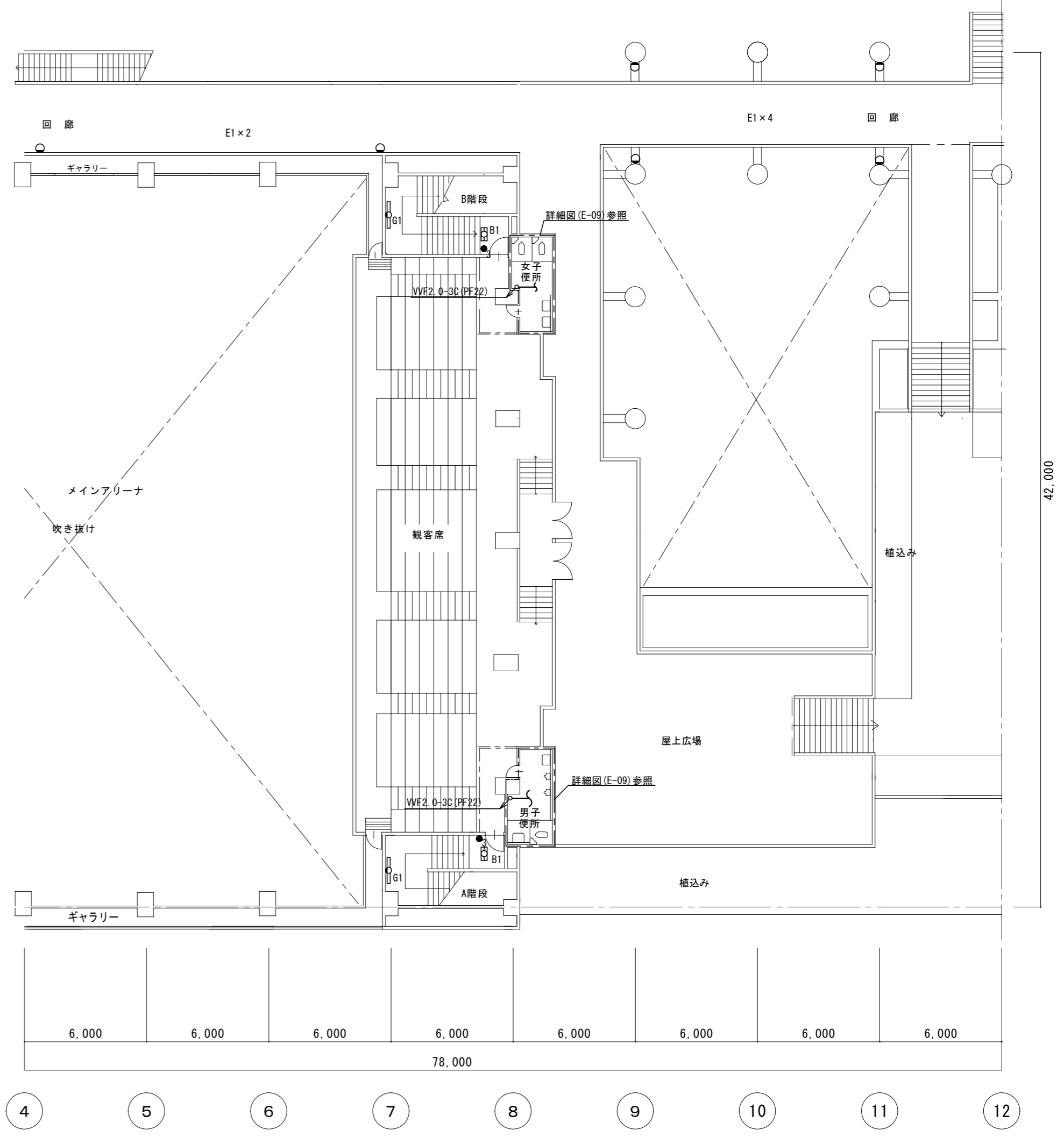
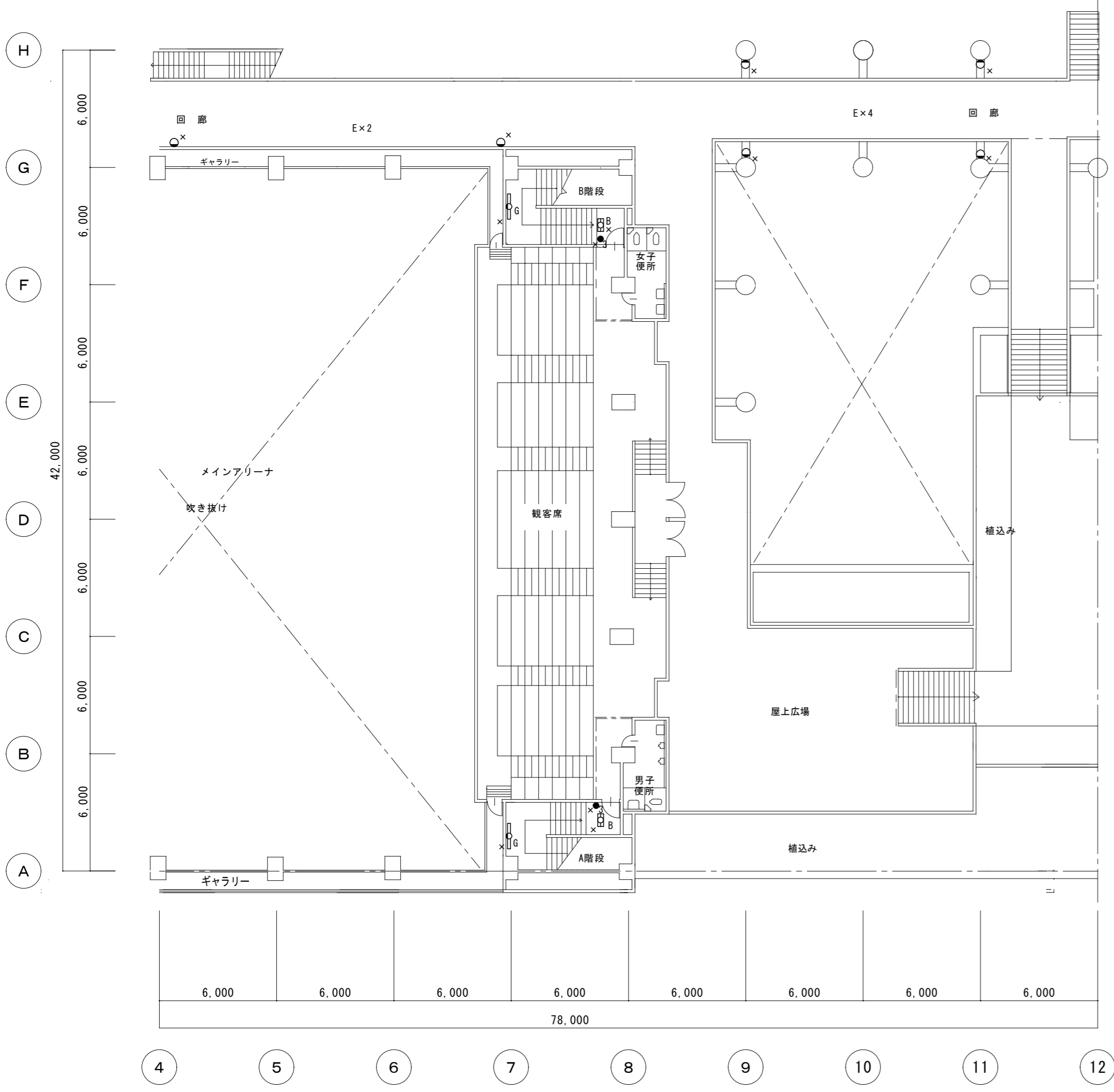
凡例		
記号	名称	備考
≡	照明器具 天井付	撤去・更新
○	照明器具 天井付	撤去・更新
○	照明器具 天井付	撤去・更新
◎	照明器具 埋込用	撤去・更新
⊞	照明器具 埋込用	撤去・更新
⊞	照明器具 壁付	撤去・更新
○	照明器具 壁付	撤去・更新
◼	電灯分電盤	既設

凡例		
記号	名称	備考
●	タンブラスイッチ	1P15A×1
● ₃	タンブラスイッチ(3路スイッチ)	3W15A×1
● _L	タンブラスイッチ(表示灯付)	1P15A×1+PL1
⊞ ^{2EET}	埋込コンセント(新金属プレート共)	2P15A×2E+ET
⊞	天井点検口	建築工事



改修前

改修後



2階平面図 1:200

2階平面図 1:200

注記
x 撤去を表す

訂正	月日			

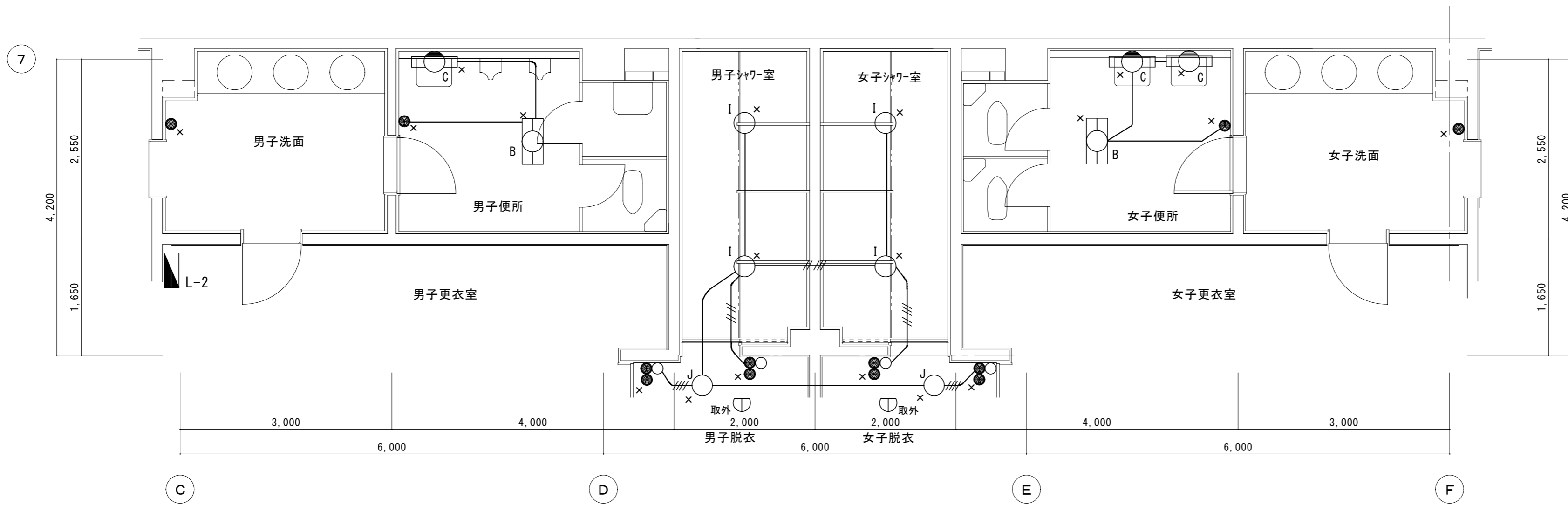


設計・監理
株式会社 東海建築設計

作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No.
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			津市一志体育館改修工事		E-05
一級建築士 第128604号 山岡 實			電灯設備 2階平面図	整理No.	
			縮尺 1:200		

原図：A2

改修前



凡例

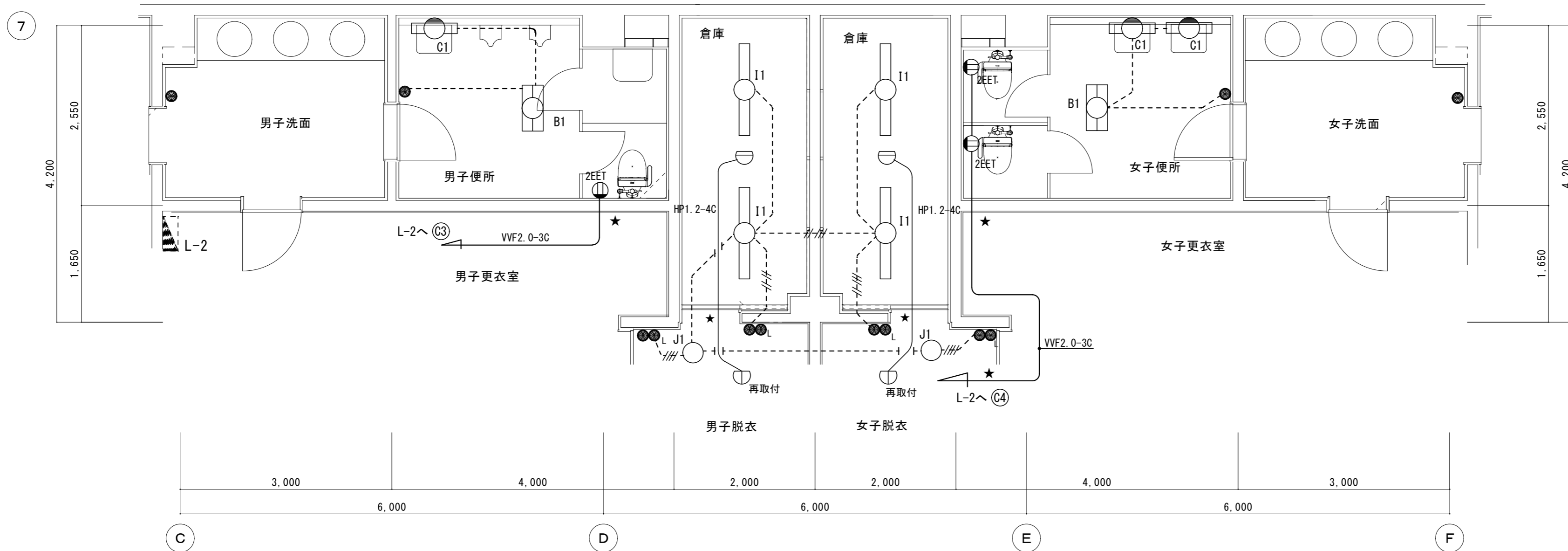
—	VVF 2.0-2C
///	VVF 2.0-2C×2
////	VVF 2.0-2C・1.6-3C

注記

x	撤去を表す
---	-------

改修前 メインアリーナ1階男子・女子便所・シャワー室平面詳細図 S=1:50

改修後




注記

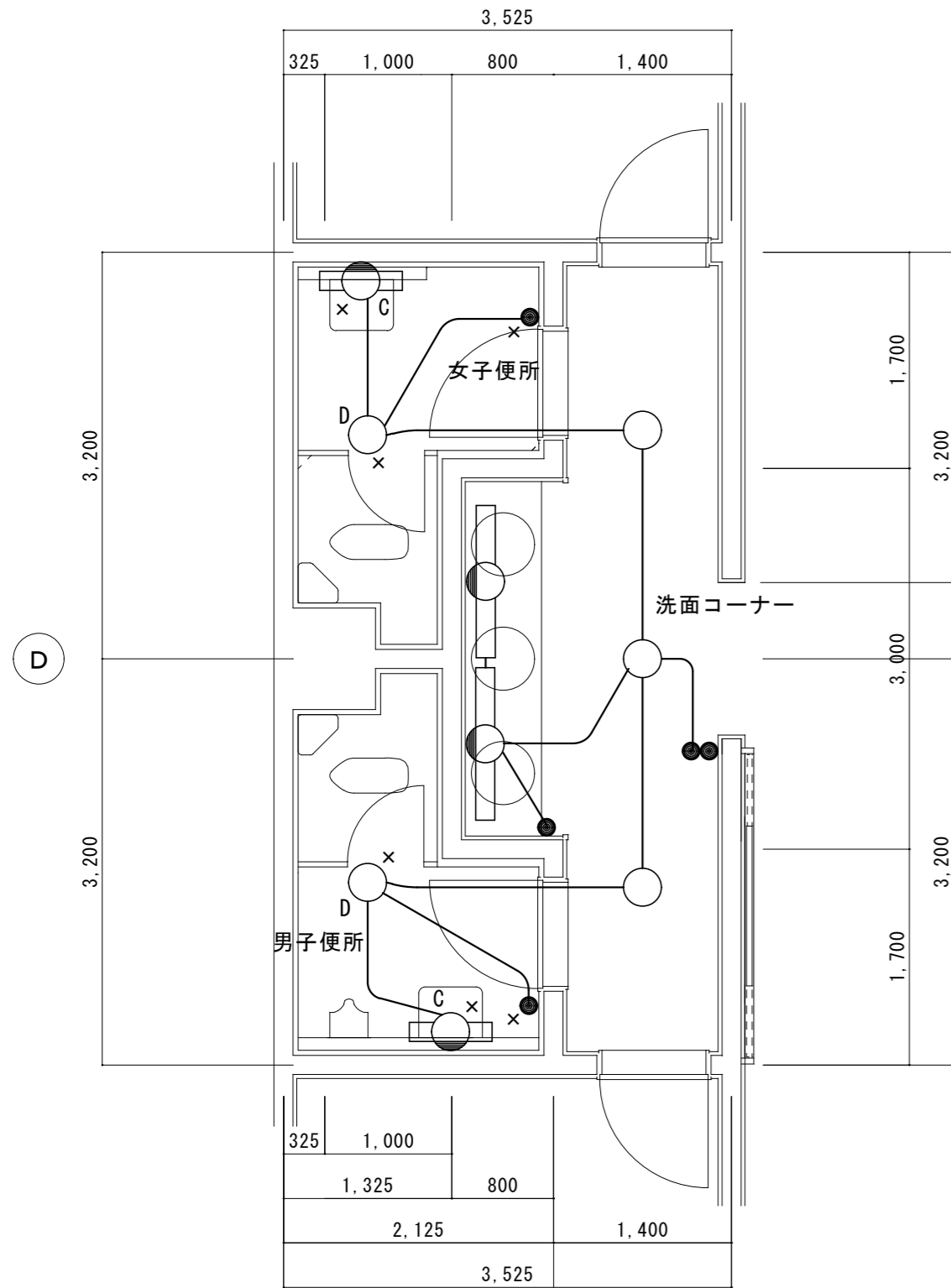
点線は既設を示す
コンセント立下げは一種金属線びを使用
★ 壁貫通補修

改修後 メインアリーナ1階男子・女子便所・シャワー室平面詳細図 S=1:50

原図：A 2

訂正	月	日	内容	 設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No. E-06
					一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛	津市一志体育館改修工事 製図 電灯設備 メインアリーナ1階男子・女子便所 シャワー室平面詳細図 縮尺 1:50	整理No.			

改修前



11

凡例

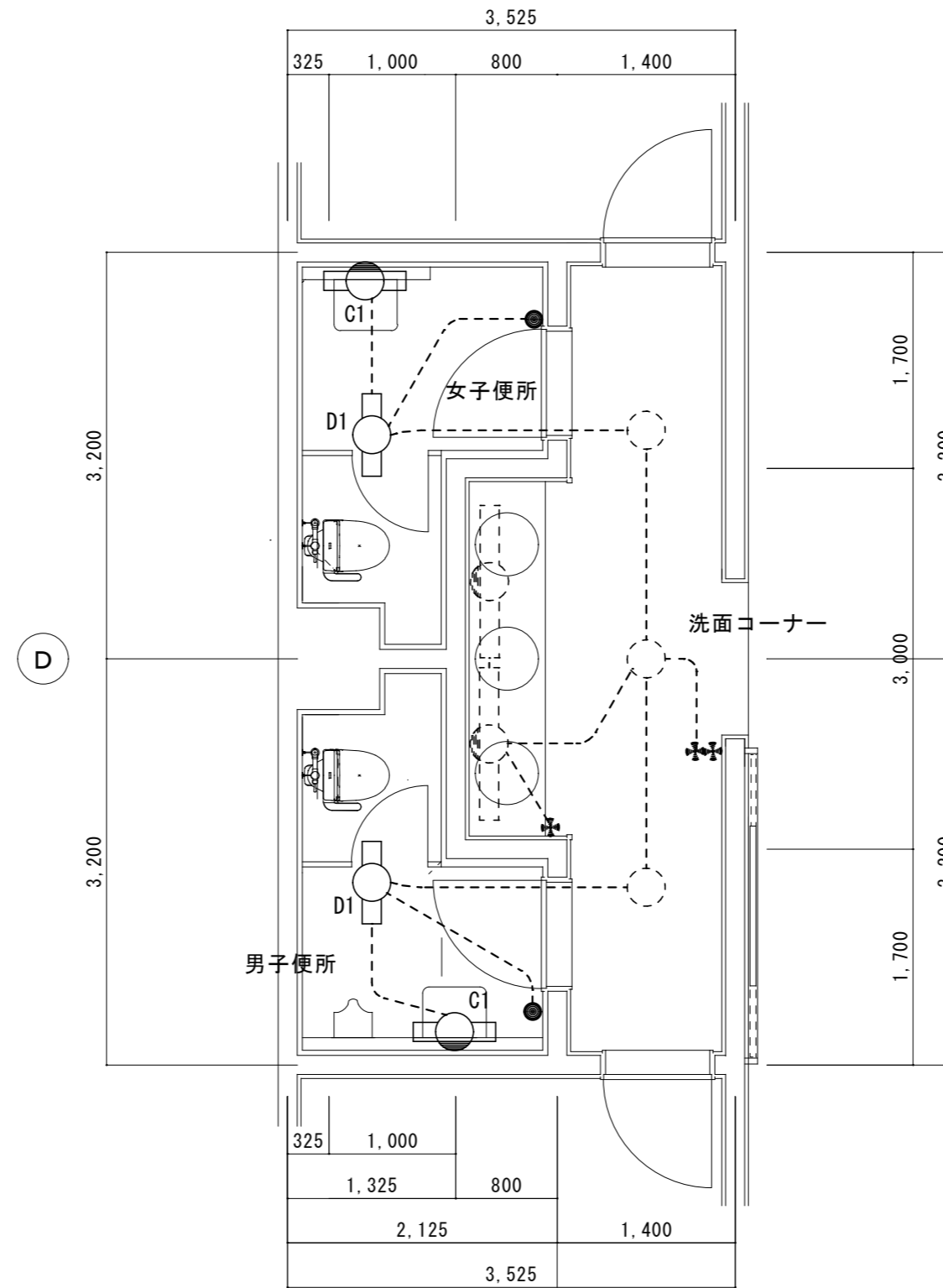
— VVF 2.0-20

注記

x 撤去を表す

改修前 サブアリーナ1階男子・女子便所平面詳細図

改修後



11

注記

点線は既設を示す
コンセント立下げは一種金属線びを使用
★ 壁貫通補修

改修後 サブアリーナ1階男子・女子便所平面詳細図

原図：A 2

訂正	月	日			



街に緑を

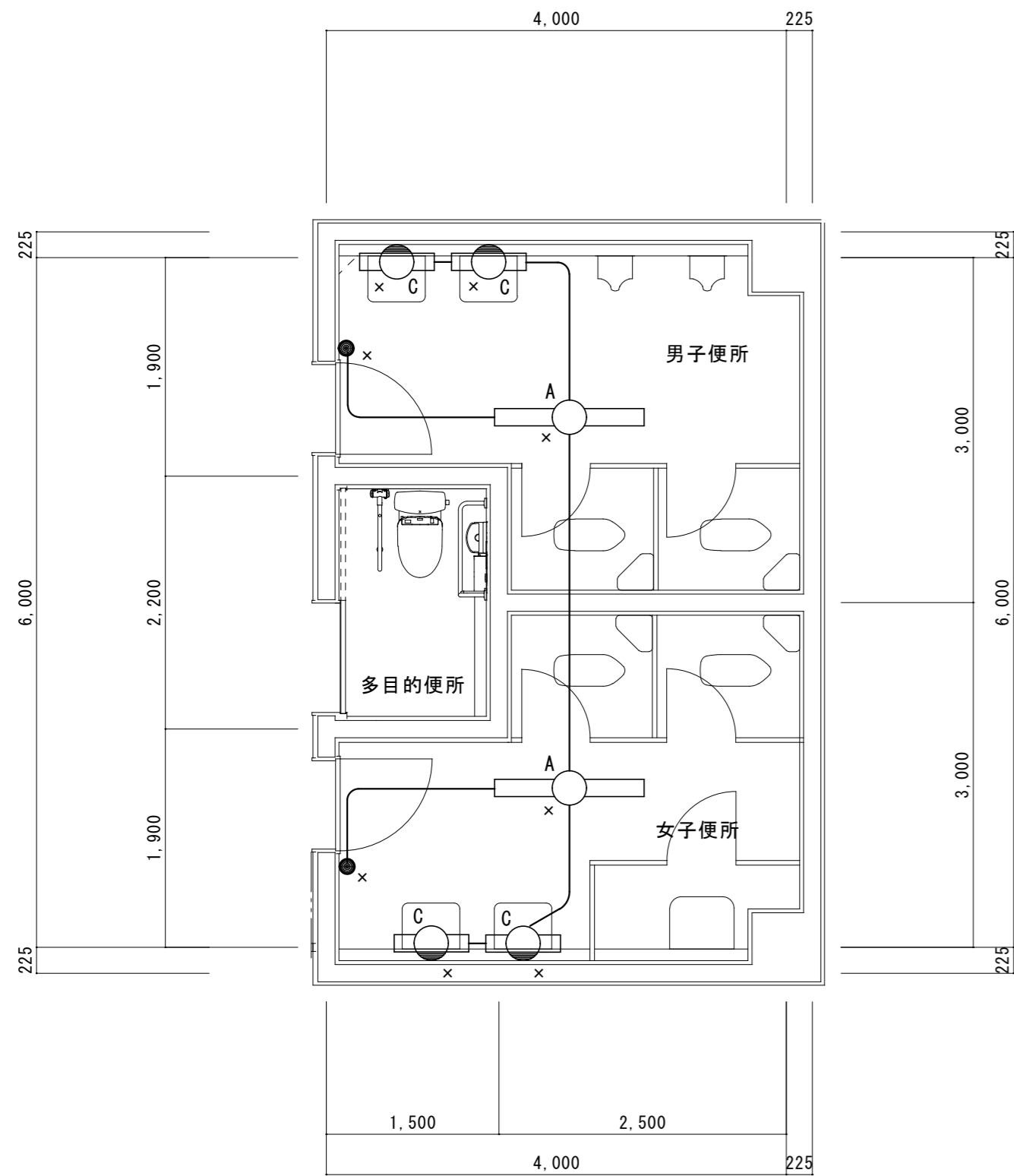
設計・監理
株式会社 東海建築設計

作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 實			津市一志体育館改修工事

製図	縮尺	整理No.
電灯設備 サブアリーナ1階男子・女子便所 平面詳細図	1 : 50	

E-07

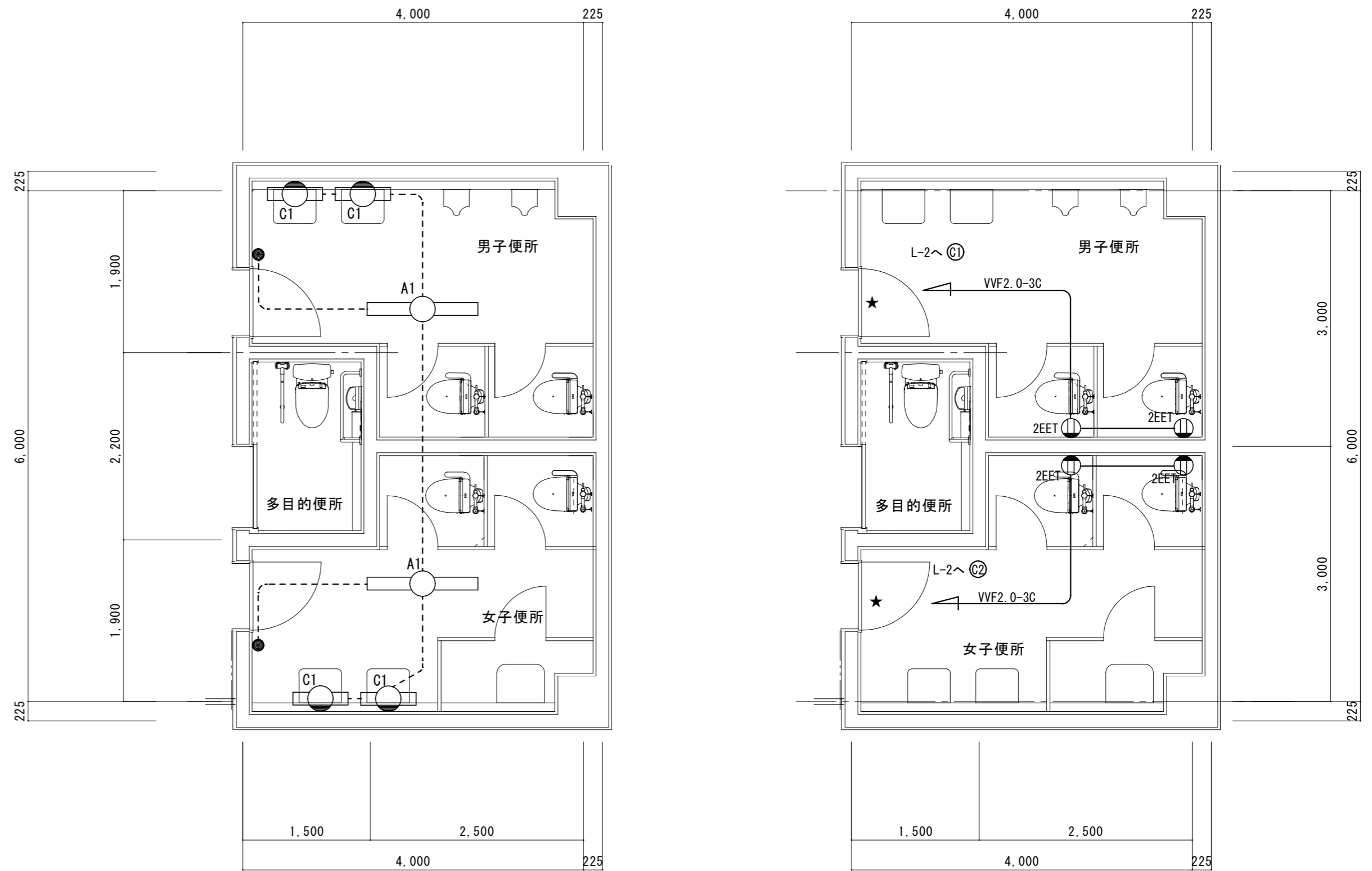
改修前



改修前 エントランス1階男子・女子便所平面詳細図 S=1:50

- 凡例
- VVF 2.0-20
- 注記
- x 撤去を表す

改修後



改修後 エントランス1階男子・女子便所平面詳細図 S=1:50

- 注記
- 点線は既設を示す
 - コンセント立下げは一種金属線びを使用
 - ★ 壁貫通補修

訂正	月	日			



街に緑を

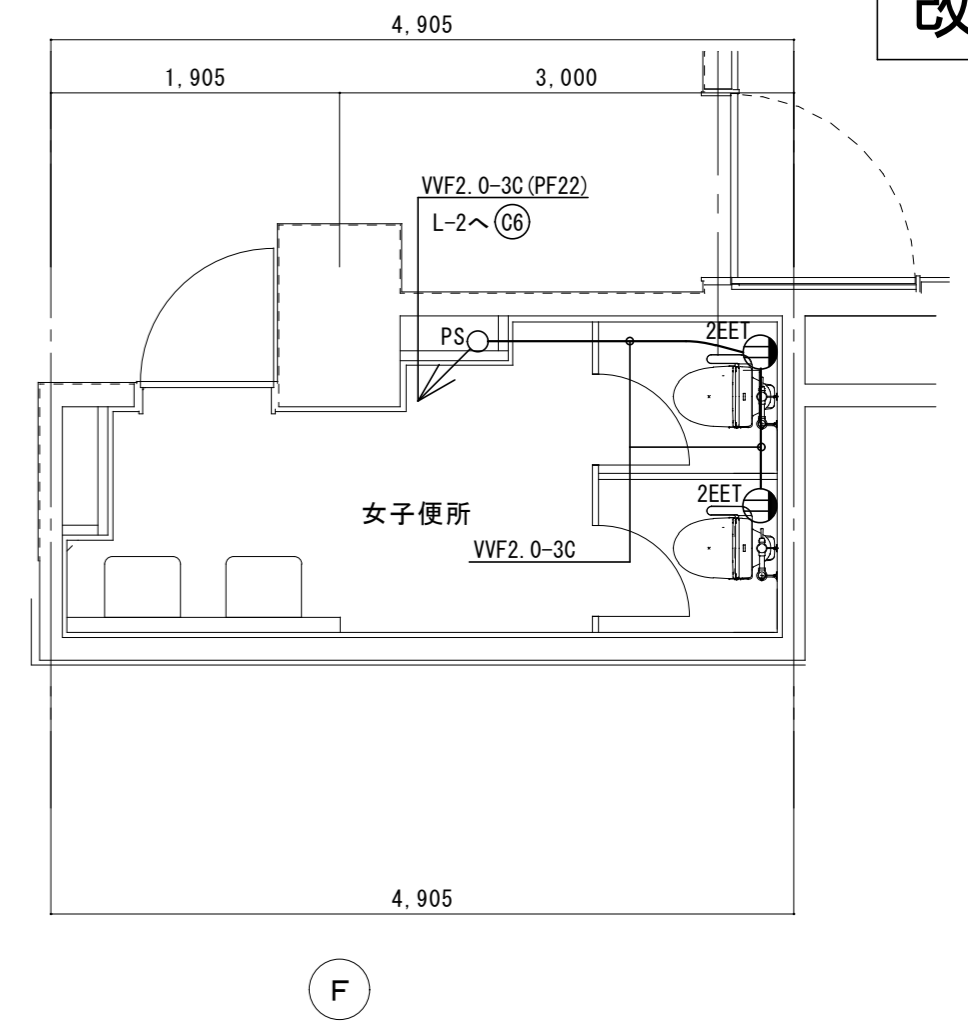
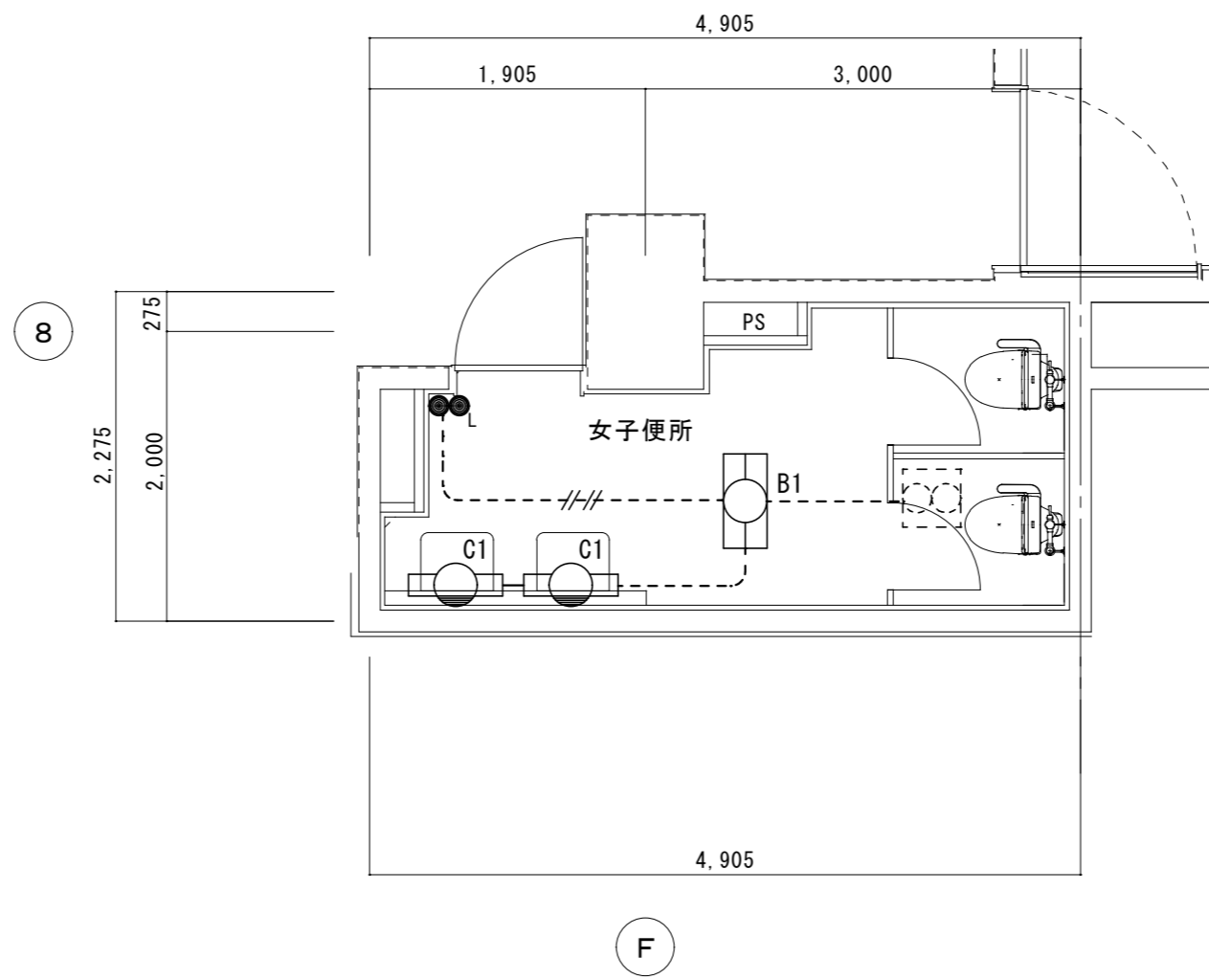
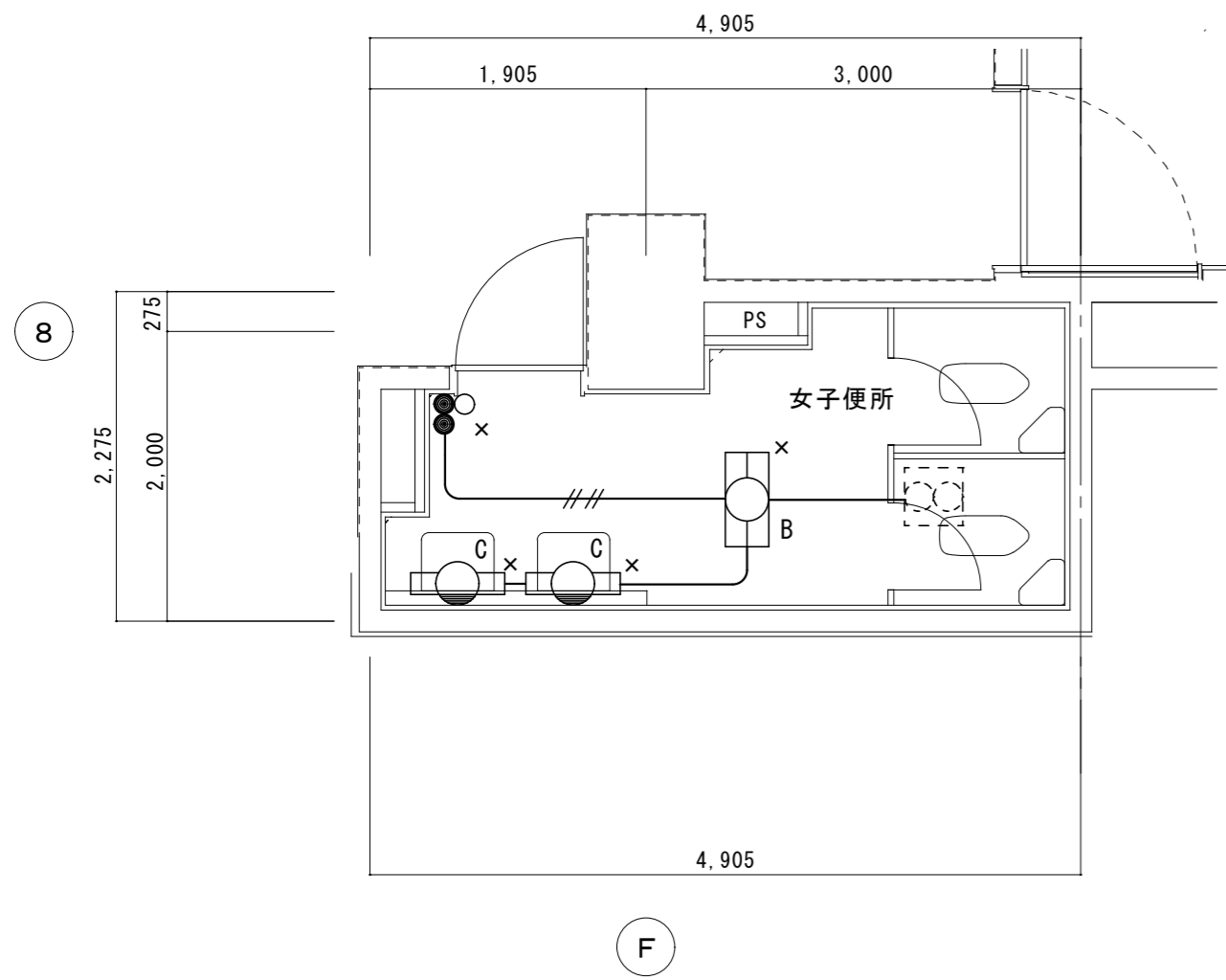
設計・監理
株式会社 東海建築設計

作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			津市一志体育館改修工事
一級建築士 第128604号 山岡 貴			電灯設備 エントランス1階男子・女子便所 平面詳細図 縮尺 1:50

設計No.	図面No.
	E-08
整理No.	

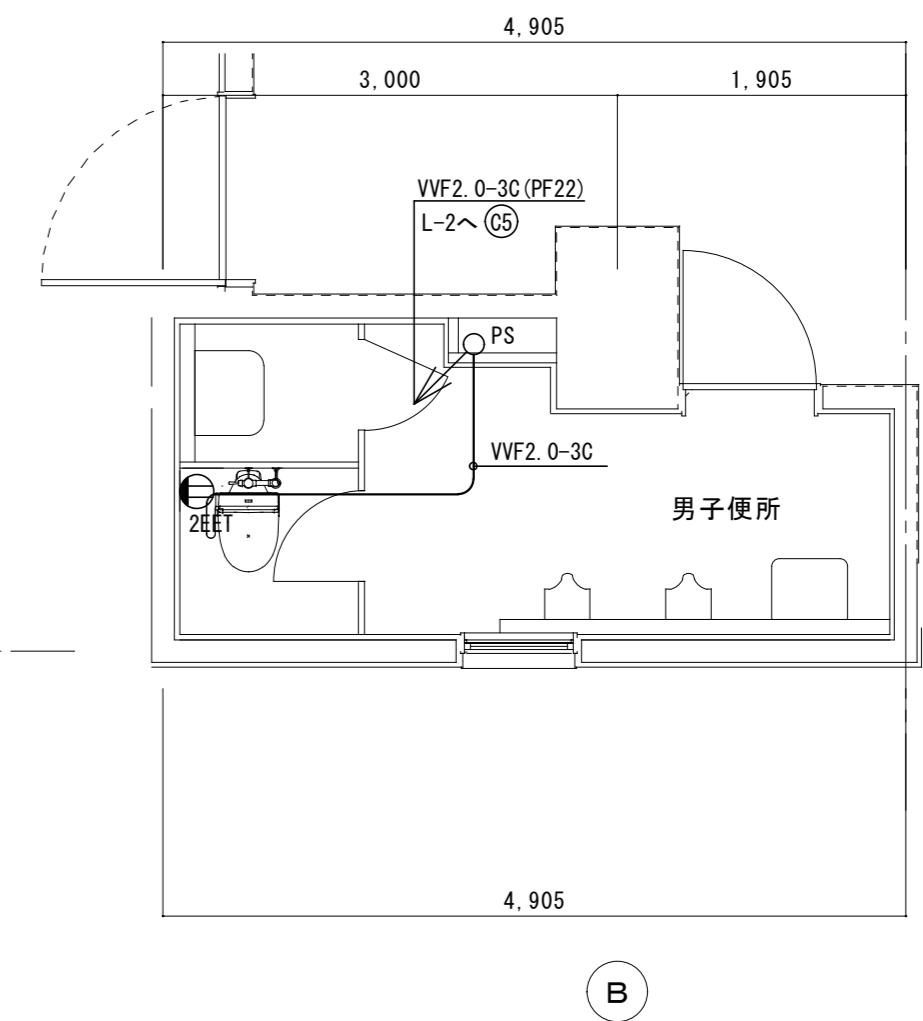
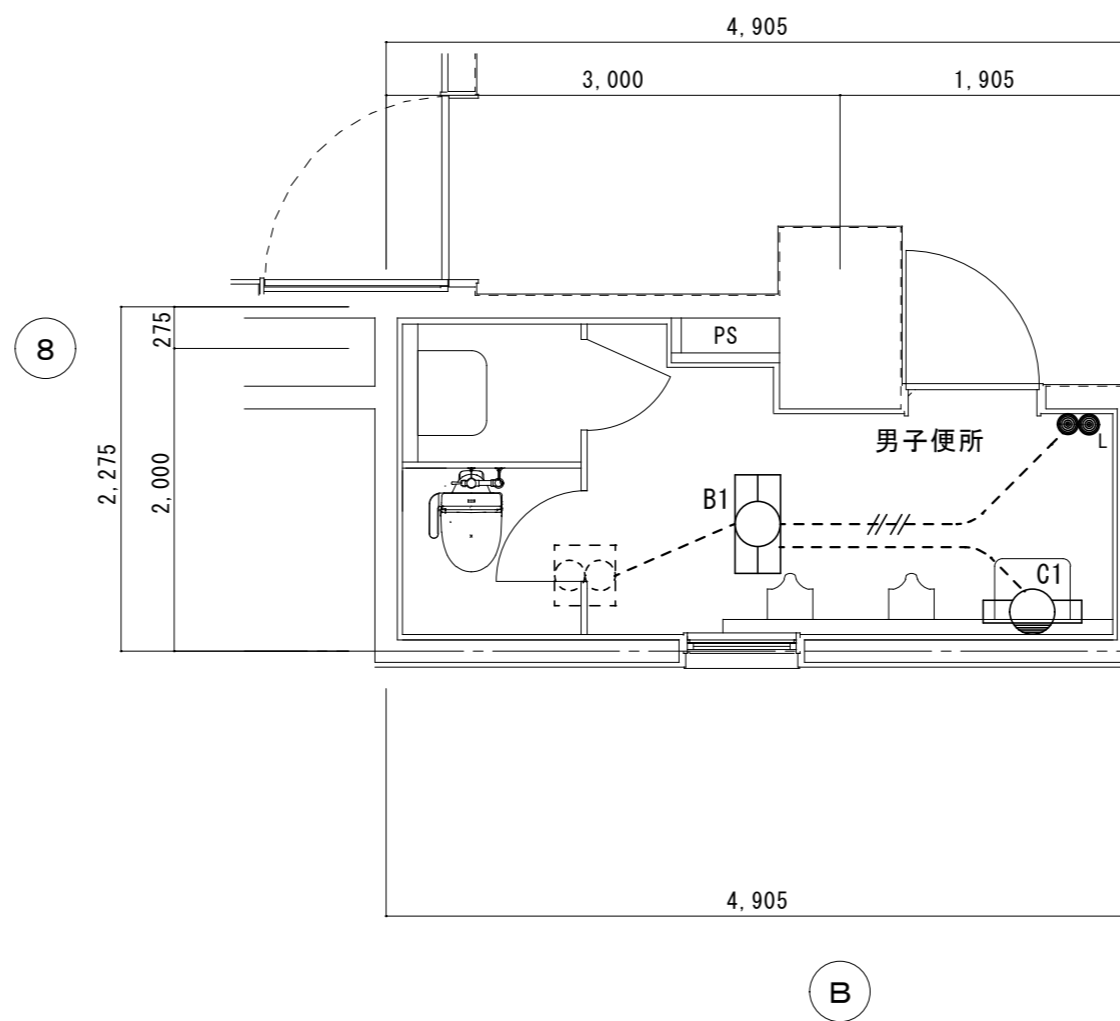
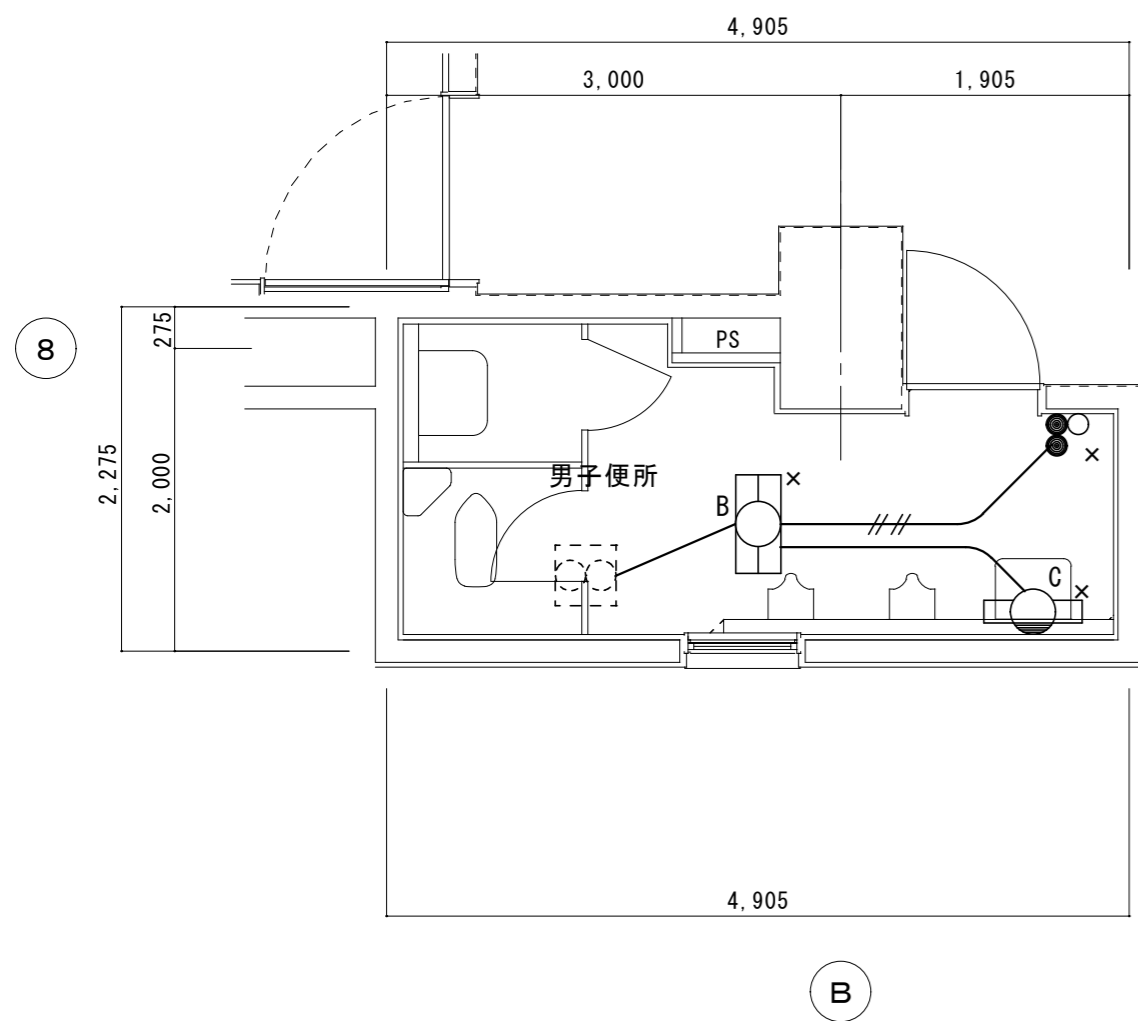
改修前

改修後



改修前 メインアリーナ2階女子便所平面詳細図 S=1:50

改修後 メインアリーナ2階女子便所平面詳細図 S=1:50



改修前 メインアリーナ2階男子便所平面詳細図 S=1:50

改修後 メインアリーナ2階男子便所平面詳細図 S=1:50

凡例
 — VVF 2.0-2C
 - - - VVF 2.0-2C×2

注記
 x 撤去を表す

注記
 点線は既設を示す
 コンセント立上げは一種金属線びを使用

訂正	月	日			

設計・監理
 株式会社 東海建築設計

街に緑を

作成
 承認
 担当
 名称
 津市一志体育館改修工事

一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号
 一級建築士 第128604号 山岡 寛

製図
 電灯設備 メインアリーナ2階男子・女子便所平面詳細図
 縮尺 1:50

設計No.	図面No.
整理No.	E-09

※ 横走り管の吊り間隔

Table with 2 columns: 鋼管, ビニル管, 耐火二層管, 鉛管, 鋼管. Rows specify diameters and suspension intervals.

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔

Table with 4 columns: 支持間隔, 鋼管, 鋼管, ビニル管, 耐火二層管, 鋼管. Rows specify support intervals for different pipe types.

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下 ※ 液管・ガス管共吊りの場合は 基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下 液管の外径を基準とする。 形鋼振れ止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

(2) ダクト工事

- 矩形ダクト □ 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC, SGCCA) 鍍金付着Z18以上 □ ステンレス鋼板 JIS G4305
工法 □ アングルフランジ工法 □ 共板フランジ工法 □ スライドオフフランジ工法
形鋼補強 □ 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317
丸ダクト □ スパイラルダクト □ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

- 1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面に明記すること。
■ グラスウール保温材 保温筒 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等) 保温板、保温帯 JIS A 9504 2号 40K
■ 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ 消火管 (屋外等) □ 給湯管 □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ 消火管

- ロックウール保温材 保温板、保温帯、ブランケット (防火区画貫通部等) 1号JIS A 9504 □ 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ 消火管

- ポリスチレンフォーム保温材 保温筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等) 保温板 JIS A 9511 3号 □ 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 温水管 □ 蒸気管 □ 冷水・冷温水管 □ 冷媒管 □ 消火管 (屋外等) □ 給水管 □ 排水管 □ 給湯管 □ 冷水・冷温水管 □ プライン管 □ 消火管 □ 油管 □ 冷却水管

- 鋼合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂鋼合ペイント) 1種 (露出) □ 給水管 □ 排水管 □ 通気管 □ ドレン管 □ ガス管 □ 消火管 □ 油管 □ 冷却水管

2) 保温厚

Table with 6 columns: 保温厚 (mm), 給水・排水・ドレン・給湯, 膨張・温水・消火管, 蒸気管, 冷水・冷温水・冷媒管. Rows show thickness requirements for different pipe types.

Table with 7 columns: 保温厚 (mm), 給水・消火・排水管, 冷水・冷温水管, 冷水管 (冷水温度2~4℃), プライン管. Rows show thickness requirements for different pipe types.

Table with 2 columns: 保温厚, ダクト(屋内露出), 50mm, 75mm. Rows specify insulation thickness for ducts in different locations.

3) 種別

Table with 4 columns: 種別, 1, 2, 3, 4. Rows specify insulation types for different pipe locations like 屋内露出, 機械室・書庫・倉庫, etc.

- ※ 1) 排水管については、上表暗渠内(ピット内)の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※ 2) サヤ管工法：架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消火管の外側露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

Table with 5 columns: 種別, 1, 2, 3, 4, 5. Rows specify insulation types for different pipe locations like 屋内露出, 機械室・書庫・倉庫, etc.

- ※ 1) 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別 □ 保温化粧ケース仕上 □ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保温仕様

Table with 5 columns: 種別, 1, 2, 3, 4, 5. Rows specify insulation types for different equipment like 冷水・冷温水タンク, 鋼板製タンク, etc.

- ※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

Table with 5 columns: 種別, 1, 2, 3, 4, 5. Rows specify insulation types for ducts, dampers, and chimneys in various locations.

- ※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55 による防錆処理を施したプラス0号で外面補強したものを使用。
※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

Table with 4 columns: 機材, 状態, 塗料の種類, 塗り回数. Rows specify coating requirements for different pipe materials and conditions.

- ※ 1) わじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

- 1. SA □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()
2. EA □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()
3. RA □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()
4. OA □ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ()
チャンパー内貼施工 □ 内貼あり (mm) □ 内貼なし □ 図面による □ その他 ()

(4) スリーブ工事

- 1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径(保温されるものは、保温厚さを含む)より40mm程度大 (=2サイズUP) なるものとする。
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管(VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3. その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。


共通事項

- 1) 陸上ポンプ、送排風機(エアハン含む)の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
3) 系統が分かるように、必要箇所(機械室、P S内等)に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、標準仕様書、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
7) 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
8) 雨がかり部に取り付けのガラのチャンパーには、水抜きを設けること。
9) 屋外埋設管(給水、消火、ガス)には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設機を施工すること。
10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
13) 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
- 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
- 接続箇所は必要に応じてコンクリートで保護する。
- 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
- 呼び径100A以下はM10、125A~250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
14) 屋外露出及び多湿箇所(トレンチピット等)の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
15) 屋外設置のマノホール類には用途名を入れること。
16) 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊巻の取り付けを行うこと。
17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。
18) 建設発生土は場外自由処分とすること。

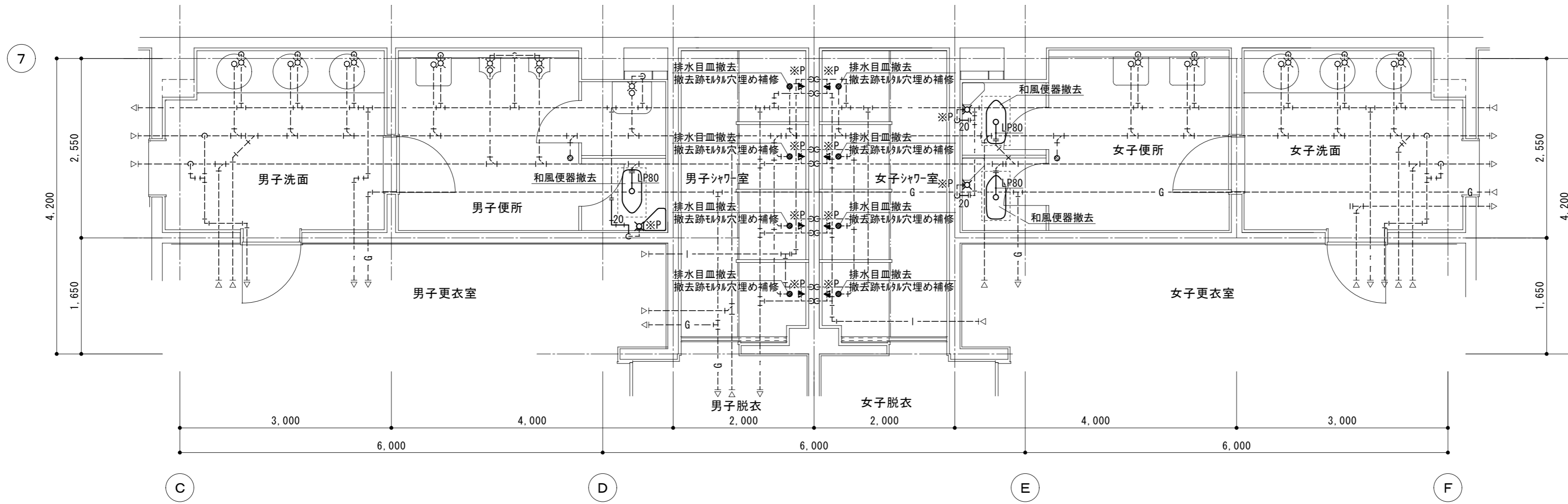
凡例			
図示記号	名称	図示記号	名称
—— - ——	給水管	⊙	排水金物
—— ——	給湯管	⊖	床上掃除口
—————	排水管	⊗ ⊕	弁類
-----	通気管	——EA——	排気ダクト
—— G ——	ガス管	→ ≡ →	屋外フード(排気)
⊗	水栓金具	⊗	天井換気扇
		⊗	壁付扇

衛生器具表													
名称	仕様・参考型番	メインアリーナ				サブアリーナ		エントランス		合計			
		1階男子便所	1階女子便所	1階男子シャワー	1階女子シャワー	2階男子便所	2階女子便所	1階男子便所	1階女子便所				
	L I X I L												
	T O T O												
洋風便器 リモデルタイプ	BC-P20HM, DT-PA250HCH(ロ-タンク), CW-PA11FLQA-NE(温水洗浄便座), CF-63HST(紙巻器)	CFS497BMC(フラッシュタンク式), TCF5533AUS(温水洗浄便座), YH702(紙巻器)	1	2			1	2	1	1	2	2	12
リニューアル工法	和洋リニューアル工法による和風便器撤去(建築工事)						(1)	(2)					(3)

原図：A2

訂正	月	日			 街に緑を 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	設計No.	図面No. M-3
						一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛	津市一志体育館改修工事 製図 凡例 衛生器具表 縮尺 -	整理No.			

改修前



名称	仕様	数量
和風便器	ロ-タンク 紙巻器	1

名称	仕様	数量
和風便器	ロ-タンク 紙巻器	2

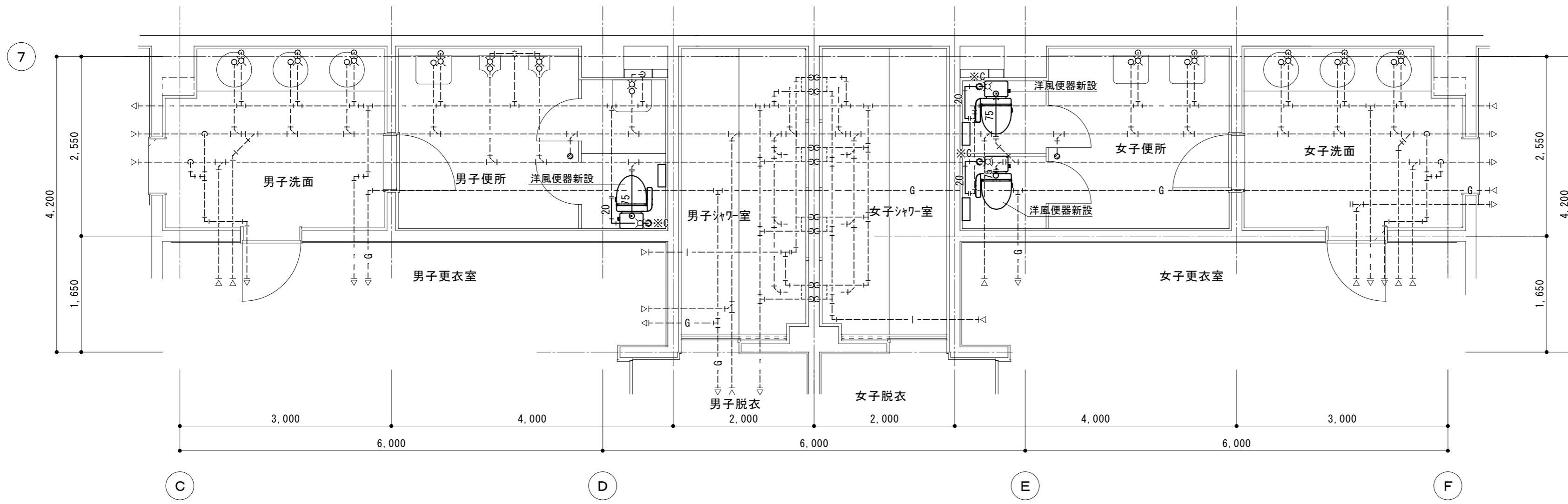
給排水衛生設備 撤去工事要領

- ・既設衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。壁給水取出し部分は化粧ﾌﾗｯｸﾞ止めとする。(図示：※P)

配管切り離し部分
 現状維持部分
 配管撤去部分

・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

改修後



給排水衛生設備 新設工事要領

- ・衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・既設床ｺﾞ抜き補修本工事。(図示：※C)

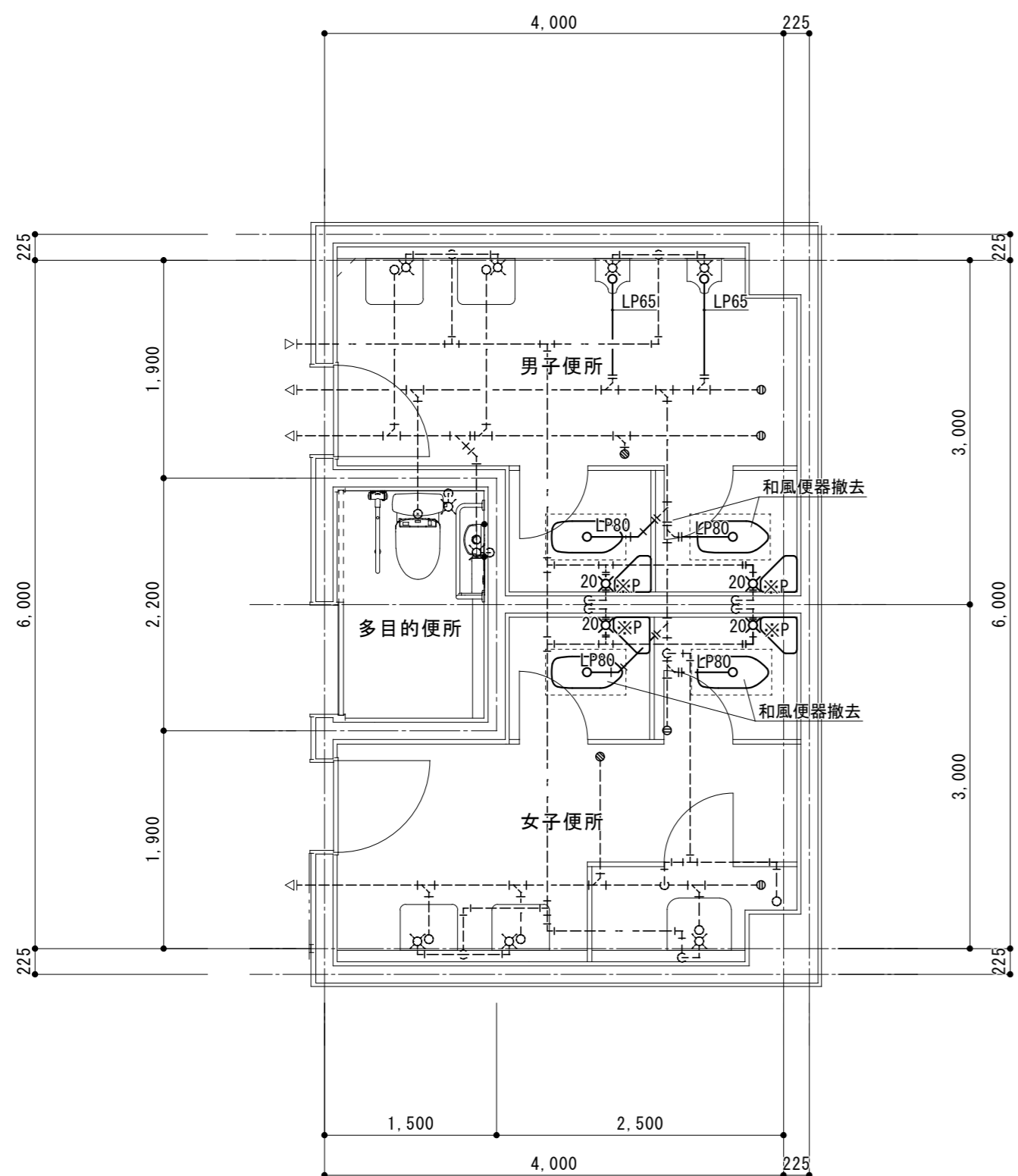
既設管接続部分
 既設配管部分
 配管新設部分

・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

原図：A 2

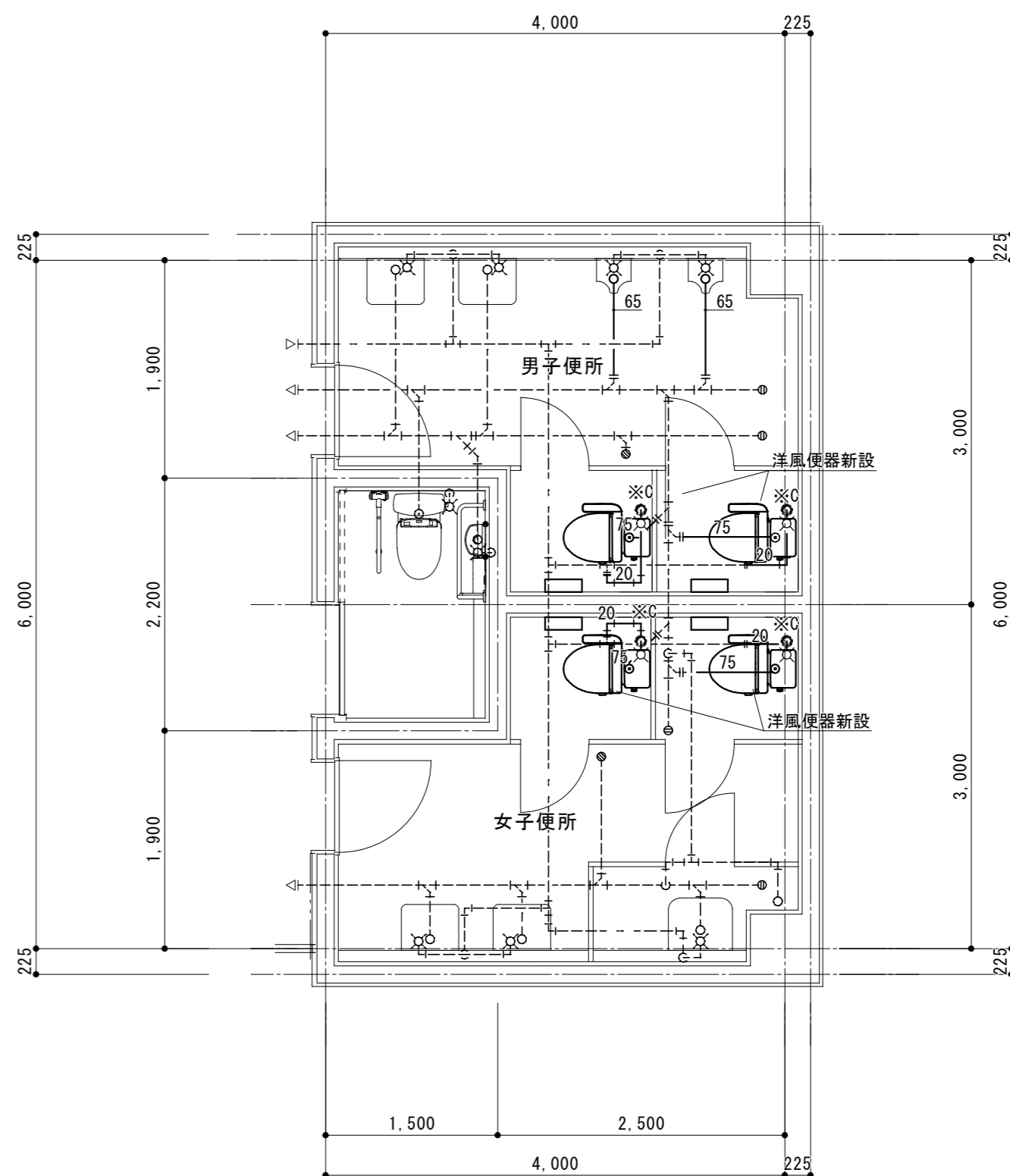
訂正	月	日	 設計・監理 株式会社 東海建築設計	作成	承認	担当	名称	津市一志体育館改修工事 1階男子・女子便所・シャワー室 平面詳細図 1:50	設計No.	M-4
				一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号 一級建築士 第128604号 山岡 寛	製図	整理No.				

改修前



改修前 1階男子・女子便所平面詳細図 S=1:50

改修後



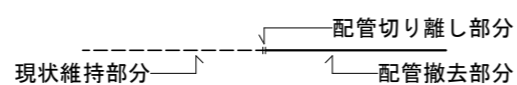
改修後 1階男子・女子便所平面詳細図 S=1:50

撤去 衛生器具表 (男子便所)		
名称	仕様	数量
和風便器	ロ-タンク 紙巻器	2

撤去 衛生器具表 (女子便所)		
名称	仕様	数量
和風便器	ロ-タンク 紙巻器	2

給排水衛生設備 撤去工事要領

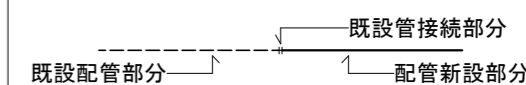
- ・ 既設衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・ 壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。壁給水取出し部分は化粧アラカシ止めとする。(図示：※P)



- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

給排水衛生設備 新設工事要領

- ・ 衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・ 土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・ 既設床コバ抜き補修工事。(図示：※C)



- ・ 既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

原図：A 2

訂正	月	日			



街に緑を

設計・監理
株式会社 東海建築設計

作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			津市一志体育館改修工事
一級建築士 第128604号 山岡 實			製図

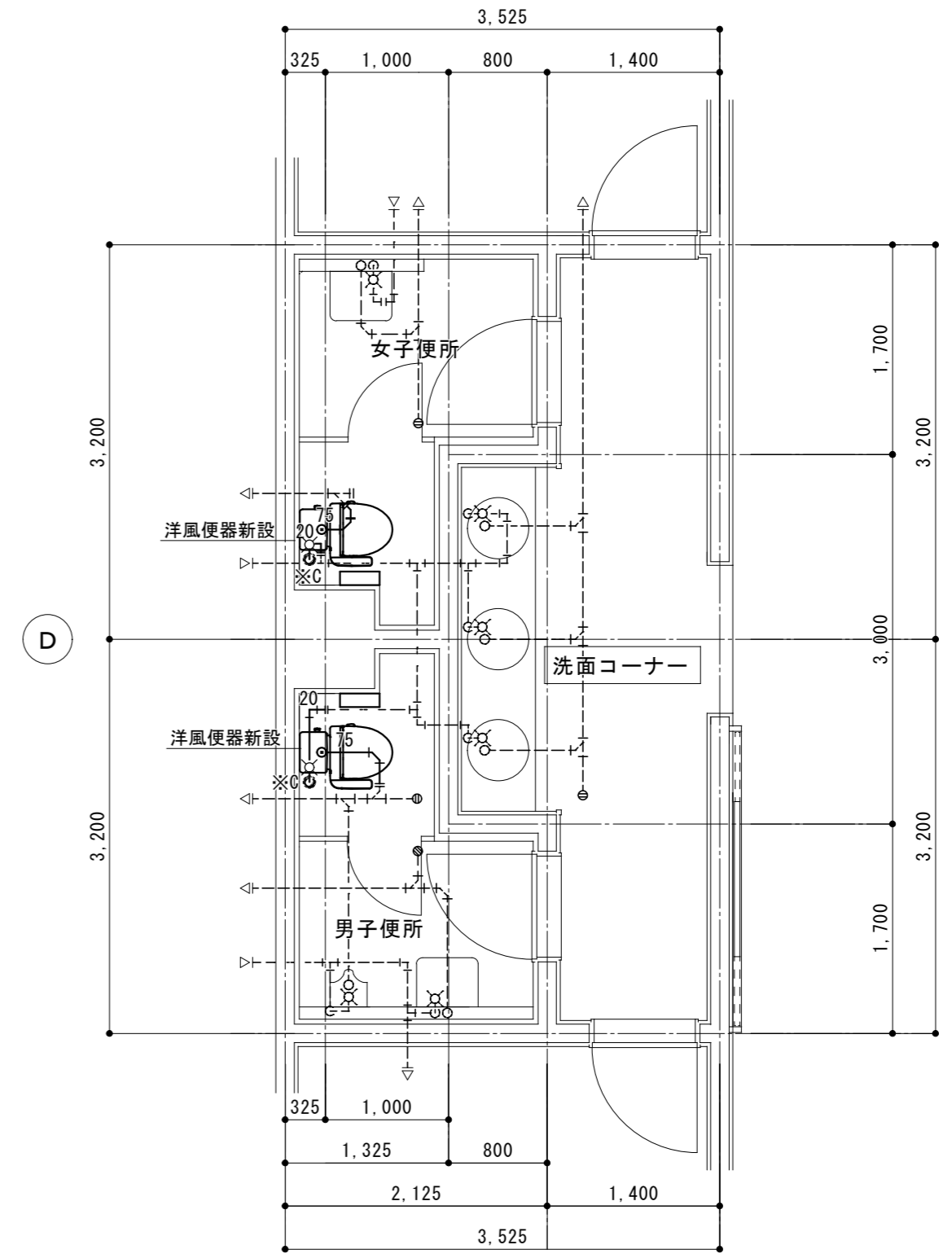
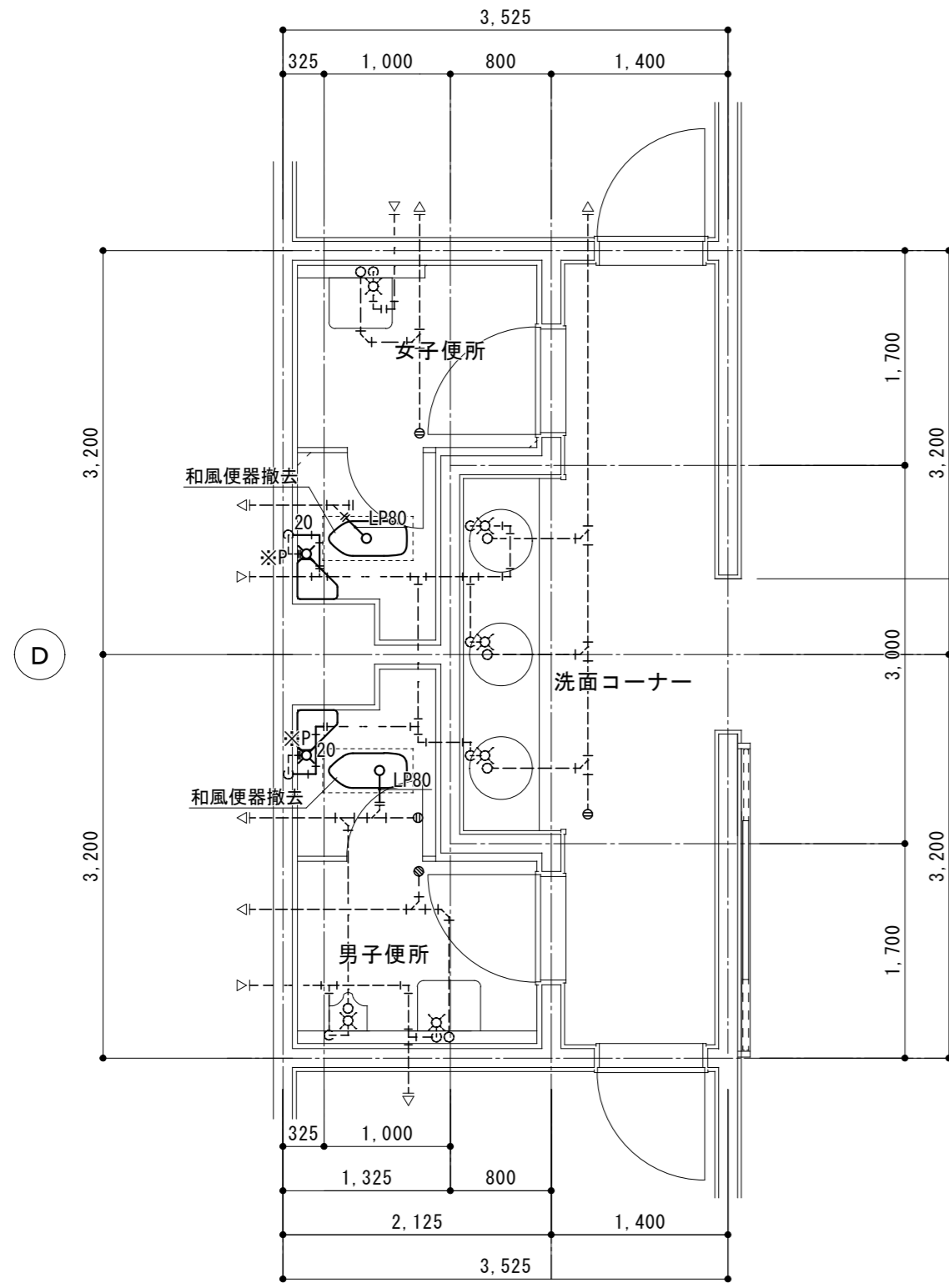
名称	津市一志体育館改修工事
製図	エントランス 1階男子・女子便所 平面詳細図
縮尺	1:50

設計No.	
整理No.	

図面No.	M-5
-------	-----

改修前

改修後



名称	仕様	数量
和風便器	ロ-タンク 紙巻器	1

名称	仕様	数量
和風便器	ロ-タンク 紙巻器	1

給排水衛生設備 撤去工事要領

- ・既設衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。壁給水取出し部分は化粧アラカ止めとする。(図示：※P)

- ・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

給排水衛生設備 新設工事要領

- ・衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・既設床コバ抜き補修本工事。(図示：※C)

- ・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

原図：A 2

訂正	月	日			

設計・監理

 株式会社 東海建築設計

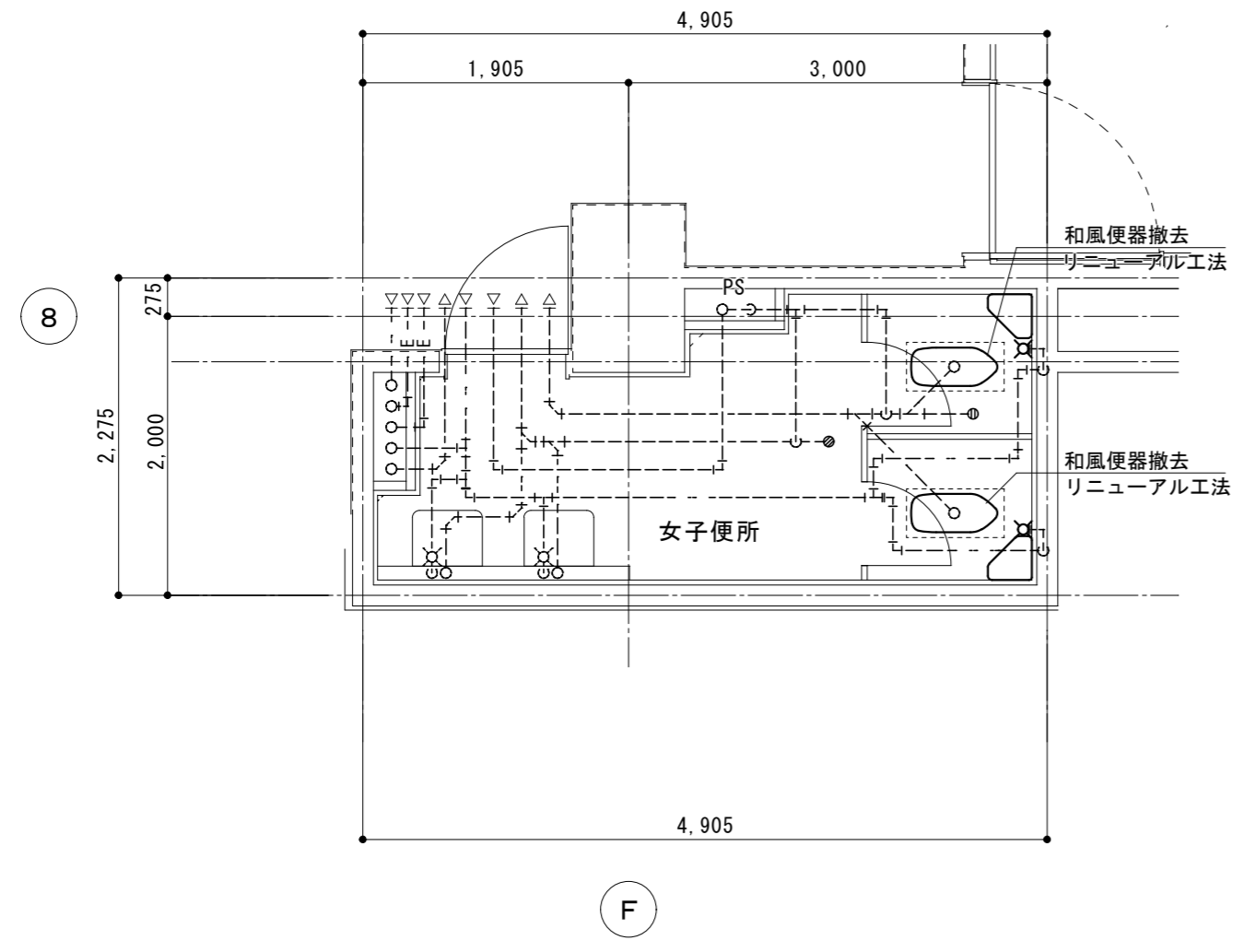
作成	承認	担当	名称
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			津市一志体育館改修工事
一級建築士 第128604号 山岡 寛			

製図	縮尺	整理No.
サブアリーナ 1階男子・女子便所 平面詳細図	1 : 50	

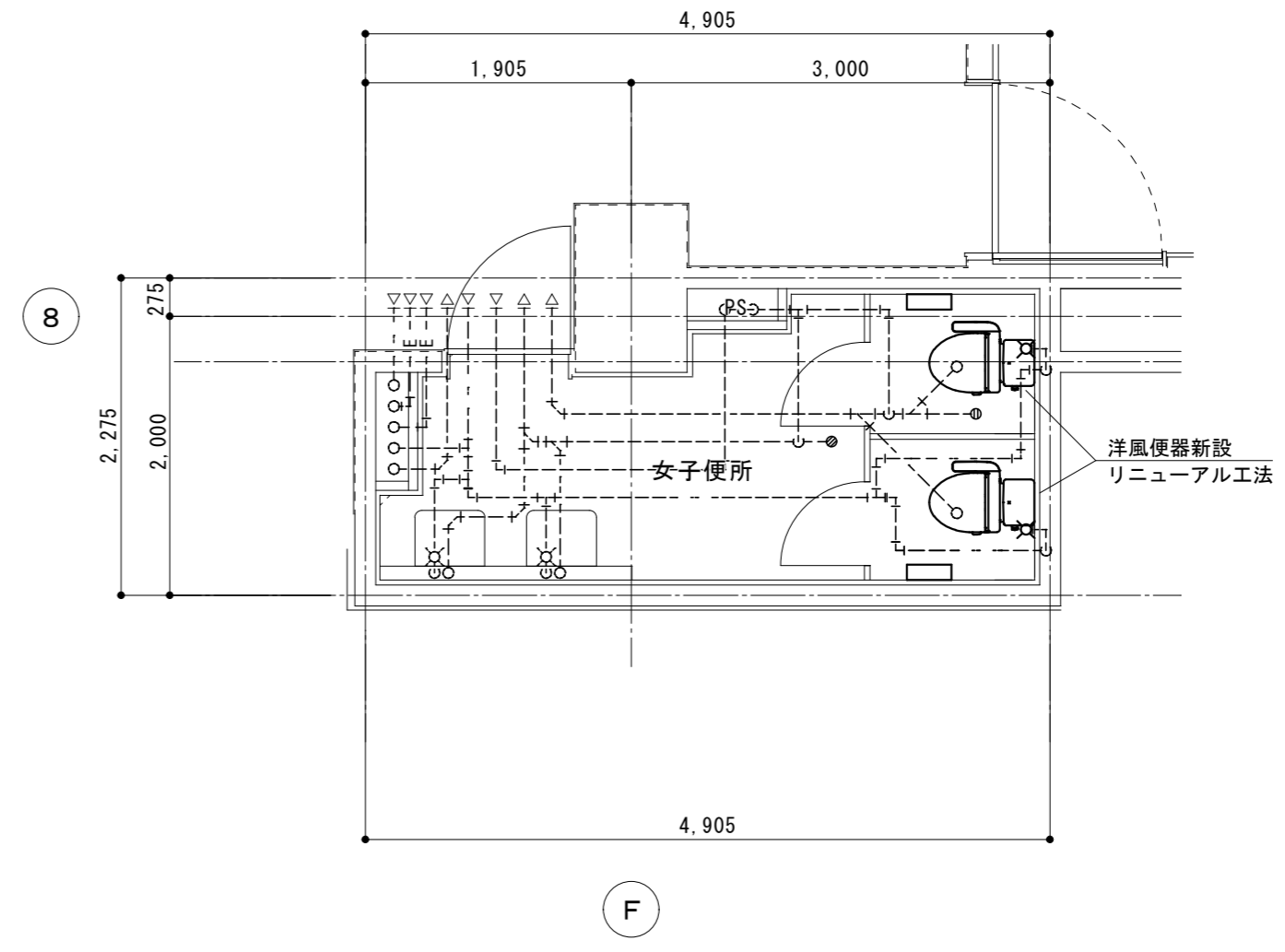
図面No.
M-6

改修前

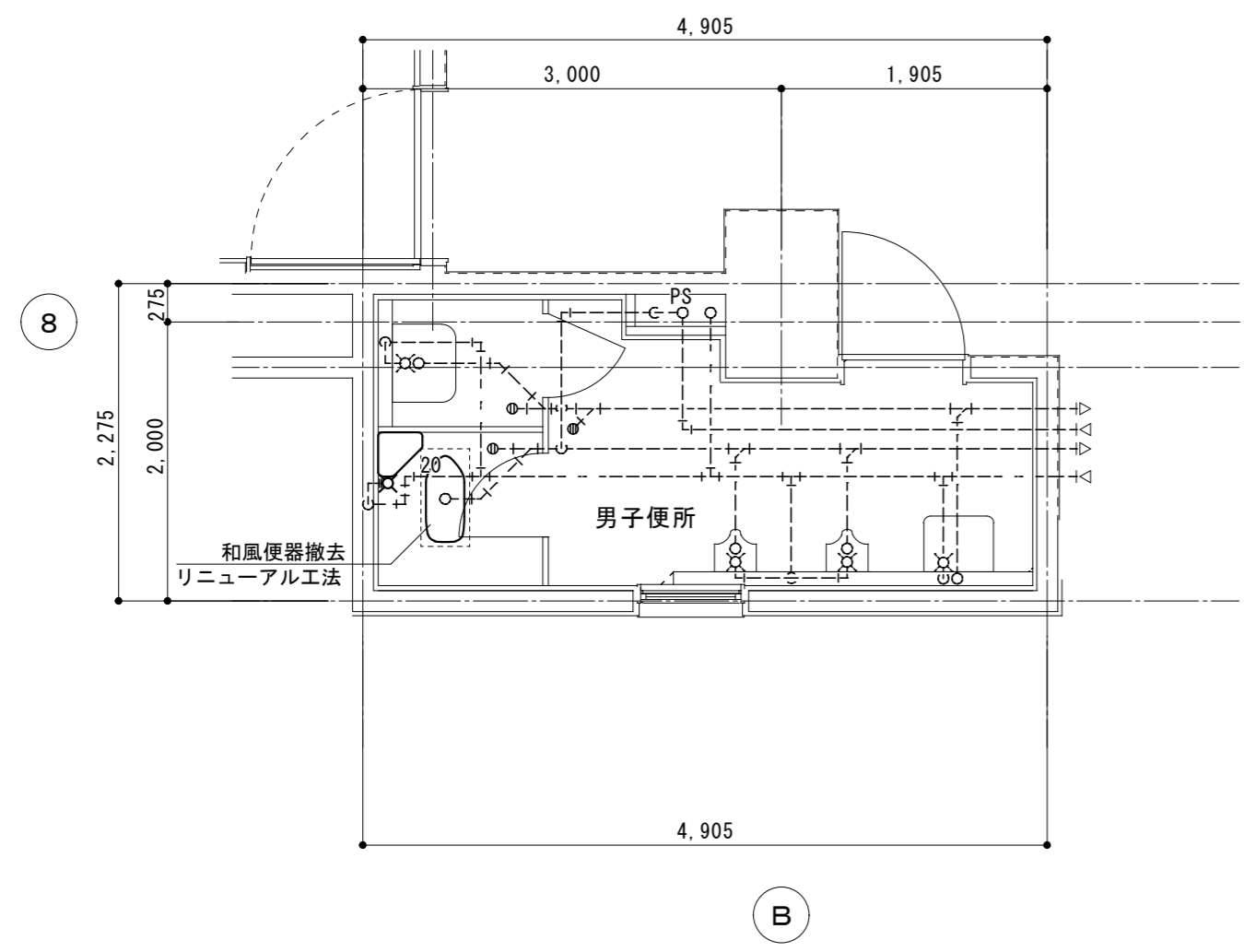
改修後



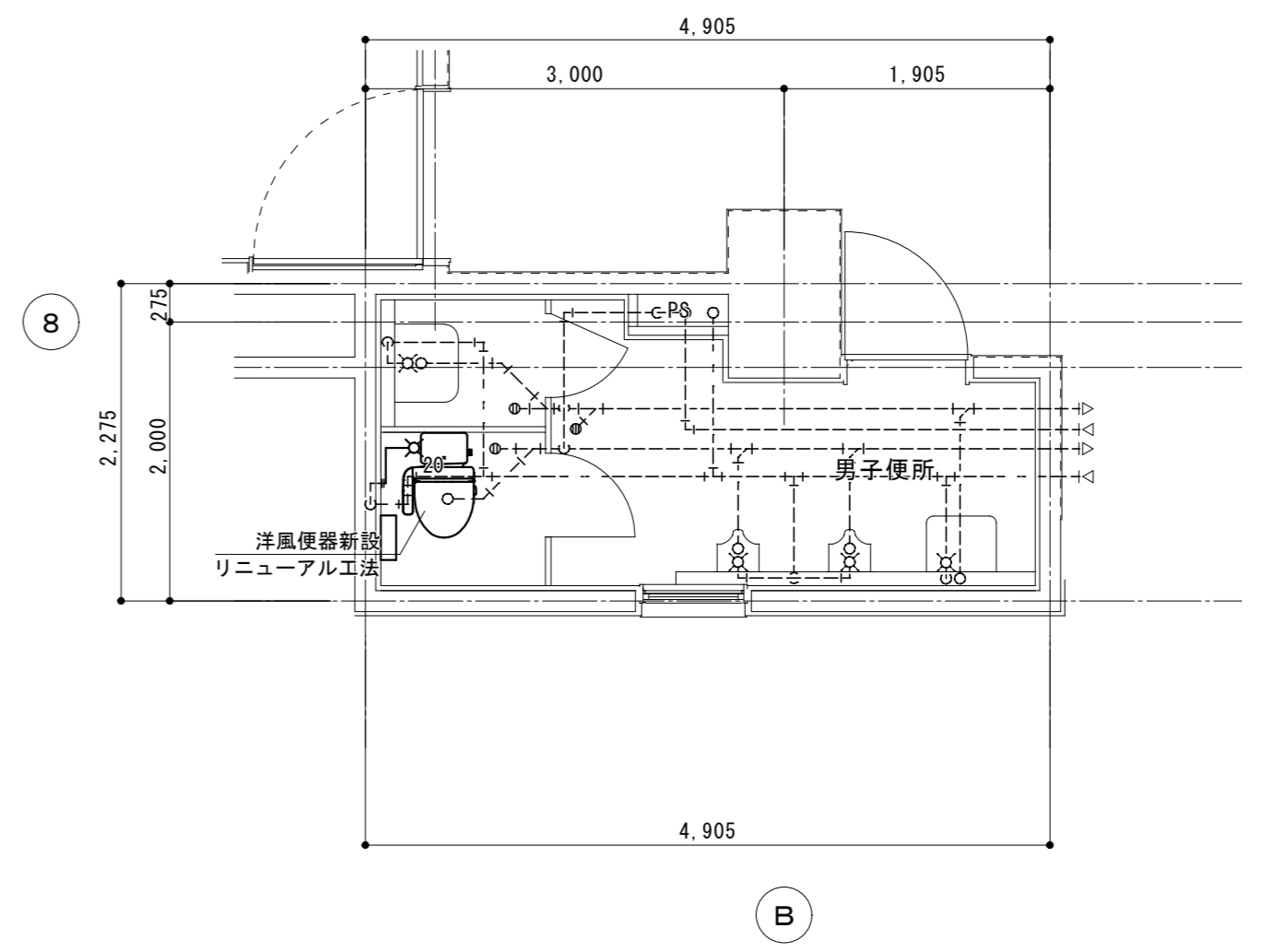
改修前 2階女子便所平面詳細図 S=1:50



改修後 2階女子便所平面詳細図 S=1:50



改修前 2階男子便所平面詳細図 S=1:50



改修後 2階男子便所平面詳細図 S=1:50

撤去 衛生器具表 (男子便所)		
名称	仕様	数量
和風便器	ロ-タンク 紙巻器	1

撤去 衛生器具表 (女子便所)		
名称	仕様	数量
和風便器	ロ-タンク 紙巻器	2

給排水衛生設備 撤去工事要領

- ・既設衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去する。
- ・壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。壁給水取出し部分は化粧ﾌﾞﾗｯｸ止めとする。(図示:※P)

- ・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

給排水衛生設備 新設工事要領

- ・衛生器具、給排水管、付属金具等を新設する。
- ・土間コンクリート復旧工事は建築工事。
- ・既設壁貫通部は既設穴を原則利用する。

- ・既設不要配管口穴埋めは本工事とする。

原図: A 2

訂正	月	日			

設計・監理

 株式会社 東海建築設計

作成	承認	担当	名称	津市一志体育館改修工事	設計No.	図面No.
一級建築士事務所 三重県知事登録 第1-381号			製図	メインアリーナ 2階男子・女子便所 平面詳細図 縮尺 1:50	整理No.	M-7
一級建築士 第128604号 山岡 寛						